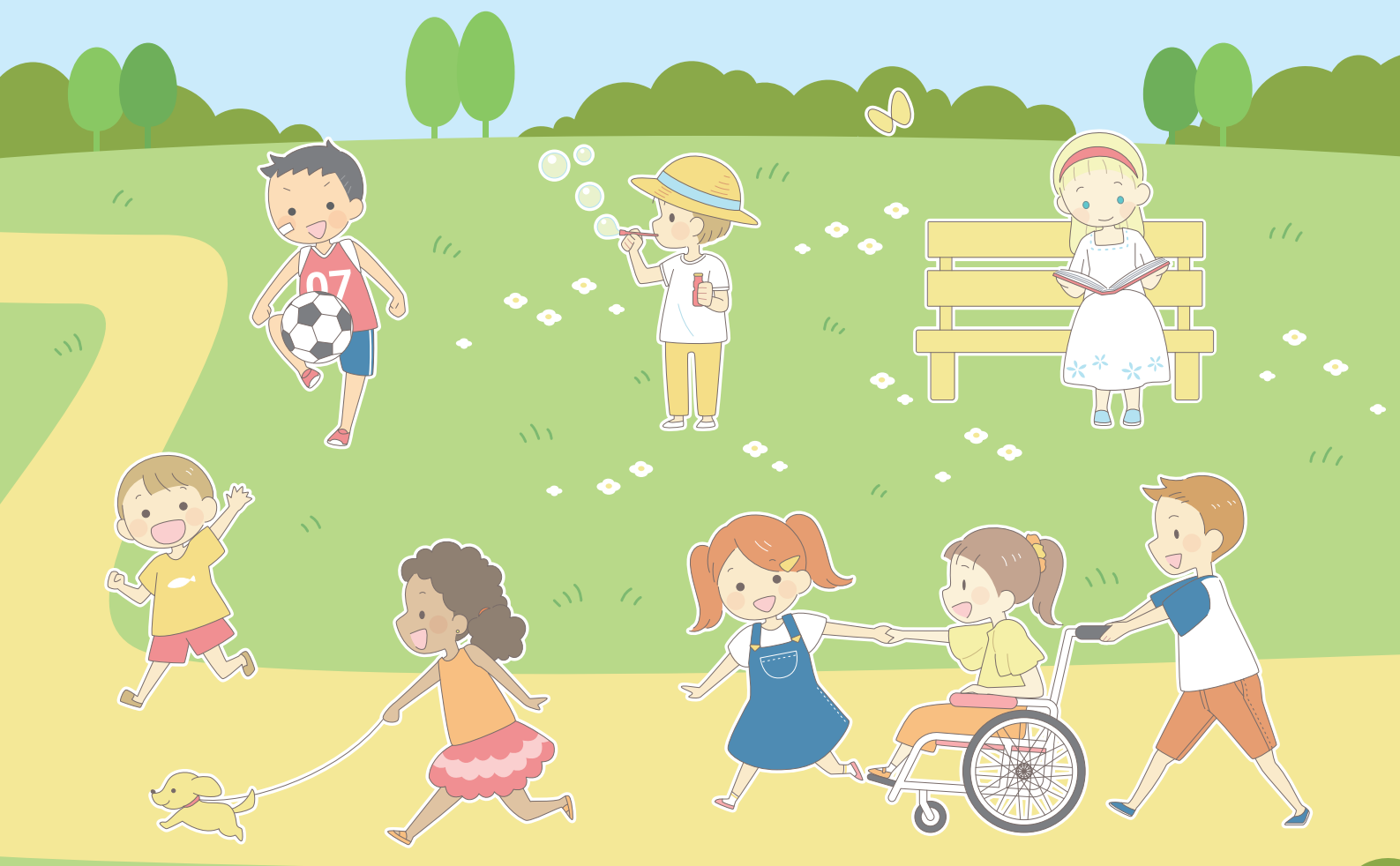


第 3 期

亀山市子ども・子育て支援事業計画



令和 7 年 3 月
三重県 亀山市



はじめに

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートして以降、全国的に発生していた待機児童の解消に向け、認定こども園や小規模保育事業など、多様な保育の受け皿が整備されるとともに、地域子育て支援事業の充実や3歳児以上の幼児教育・保育の無償化等により、子育て家庭の支援が図られてきました。

本市においても、2期にわたって「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま』の基本理念の下、子育て支援に関する様々な施策を推進してまいりました。コロナ禍においては一部事業の利用に制限がかかるなどの影響がある中においても、子育て世代包括支援センターを核として妊娠・出産期からの切れ目のない相談・支援を進めてまいりました。令和6年度からは子ども家庭センターを設置し、更なる体制強化を図っております。

この間、少子化により子どもの数が減る一方で、共働き世帯は増え、幼児教育・保育のニーズはますます高まっています。また、子どもの虐待や貧困の問題、ヤングケアラーへの対応など、全国的な子ども・子育てを取り巻く環境の厳しさや課題を背景に、子育て支援を進めていかなければなりません。

この「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」では、こうした背景を踏まえ、これまでの基本理念を継承しつつ、更に取組を継続・発展させることによって、亀山市の実情や多様化する子育てニーズに対応した施策を推進してまいります。施策の推進に当たっては、教育・保育や子育て支援に関係する事業者、団体はもとより、地域や企業のご理解、ご協力が不可欠です。子どもたちが今も、そして未来に向けて輝き羽ばたけるよう、市民及び各種関係機関の皆さまのお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心にご審議をいただきました亀山市子ども・子育て会議の委員の皆さま、お忙しい中をアンケート調査にご協力いただきました子育て世帯の皆さま、パブリックコメント等を通して貴重なご意見をお聴かせいただきました皆さまに対し、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

亀山市長

櫻井義之

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況	3
1. 亀山市の人口・世帯の状況	3
(1) 人口の推移	3
(2) 出生数の推移	4
(3) 子どもの人口の推移	5
(4) 世帯の推移	6
(5) 就労の状況	7
(6) 婚姻・出産の状況	8
2. アンケート調査からみる亀山市の子ども・子育て支援の状況	9
(1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	9
(2) 亀山市子どもの生活実態に関する調査結果報告書	22
第3章 本市の子ども・子育て支援の取組の状況	34
1. 教育・保育事業	34
2. 地域子ども・子育て支援事業	38
第4章 計画の基本的な考え方	44
1. 基本理念	44
2. 基本的な視点	45
3. 基本目標	46
4. 施策の体系	47
第5章 施策の展開	48
基本目標1. 幼児教育・保育環境が満たされるまち	48
(1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化	48
(2) 亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践	50
(3) 多様な保育サービスの提供	52
基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち	54
(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進	54
(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり	56
(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実	58
基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち	60
(1) 子どもの人権を守る取組の充実	60
(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保	62
(3) 自立した生活基盤づくりへの支援	64
基本目標4. 子育ての希望がかなうまち	66

(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実	66
(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援	68
第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容	70
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	70
2. 必要利用数の見込みの算出	71
(1) 算出の手順	71
(2) 計画期間中の子ども数の推計	72
(3) 潜在家庭類型別の子どもの割合の算出	73
(4) 保育利用率の設定	74
3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容	75
(1) 1号認定	75
(2) 2号認定	76
(3) 3号認定	77
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	78
4. 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容	79
(1) 利用者支援事業	79
(2) 地域子育て支援拠点事業	81
(3) 妊婦健康診査事業	82
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	83
(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	84
(6) 子育て短期支援事業	88
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	89
(8) 一時預かり事業	90
(9) 延長保育事業（時間外保育事業）	92
(10) 病児保育事業	93
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	94
(12) 産後ケア事業	96
(13) 乳児等通園支援事業	97
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	98
第7章 計画の推進体制	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	99
参考資料	100
策定経過	100
用語解説	102

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

「子ども・子育て支援法」の下、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が始まってから10年が経ちました。この間、全国的に待機児童の減少が図られ、幼児期の教育・保育の無償化をはじめ、様々な子育て支援の取組が進んできました。

本市においても、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的かつ効果的な提供に向けて、平成26年度に「亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」といいます。）」を、また、令和元年度に「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」といいます。）」を策定し、諸施策を推進してきました。しかしながら、保育ニーズの更なる増加や深刻化する少子化への対応など、なお一層の取組が求められています。

「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。その目的を達成するためにも、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの視点に立ちつつ、子ども・子育て支援事業を良質かつ適切な事業内容、水準で本計画に規定する必要があります。このことは、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された「こども基本法」にも通ずる考え方であり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していかなければなりません。

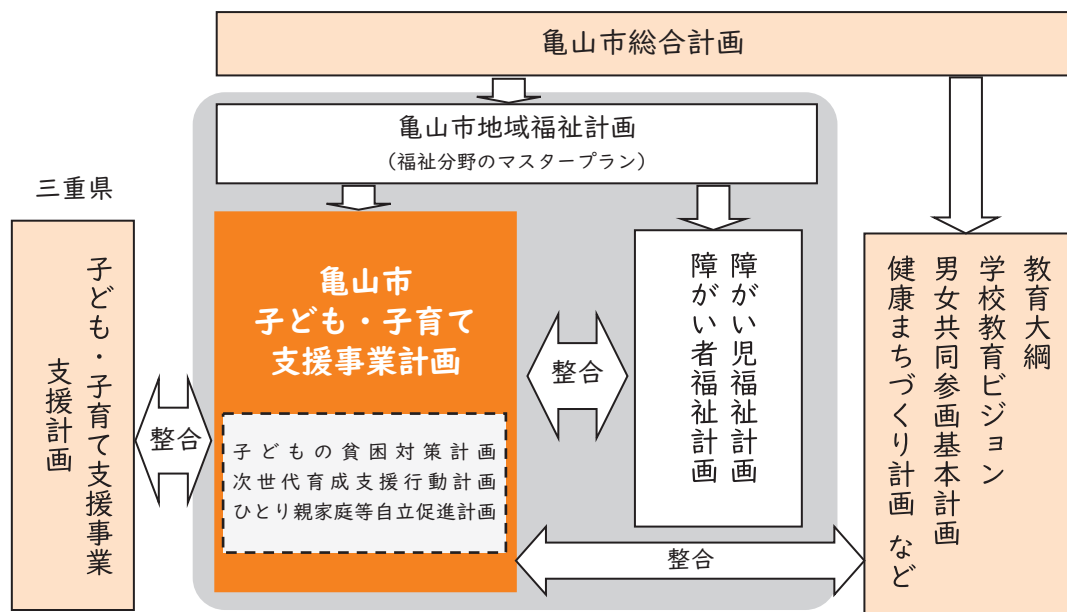
このような背景の中で、幼児期の教育・保育事業や子育て支援事業の量的・質的な充実に向けて、また、全ての子どもが誰一人として困難な状況に置かれることなく、適切な保護と支援の下で成長していくことができる社会の実現に向けて、第1期計画、第2期計画に続くものとして見直しを行い、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、本計画は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」と、「次世代育成支援行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容を併せ持つものとして策定します。

策定に当たっては、国が定める「子ども・子育て支援事業の基本指針」及び「子供の貧困対策に関する大綱」などに則しつつ、「亀山市総合計画」を上位計画とし、他の関連

する分野別計画との整合性を図るとともに、第2期計画の評価や、令和6年2月に実施したアンケート調査結果を踏まえ、現在のニーズの動向等を的確に反映します。



なお、子どもや子育て世帯を誰一人取り残すことなく、多様で包摂性のある社会を目指し、本計画を「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組としても位置付けます。

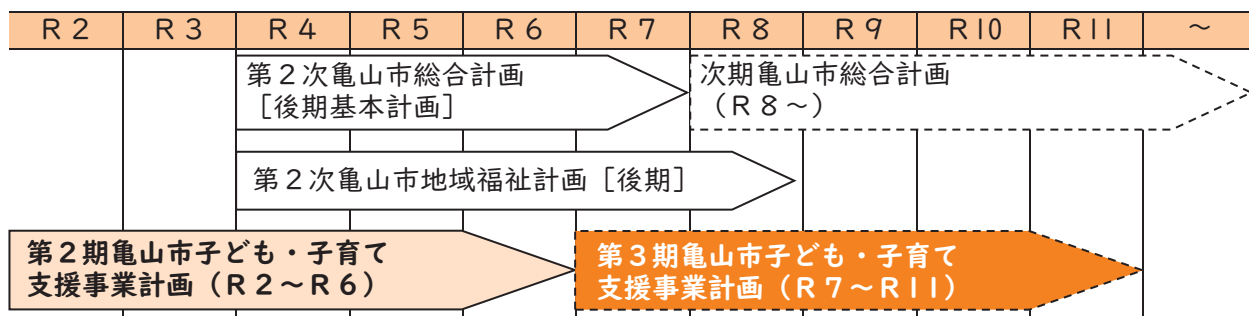
【関連するSDGs】



3. 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合においては、適宜、計画の見直しを行います。



第2章 本市の子ども・子育てに関わる状況

Ⅰ. 亀山市の人口・世帯の状況

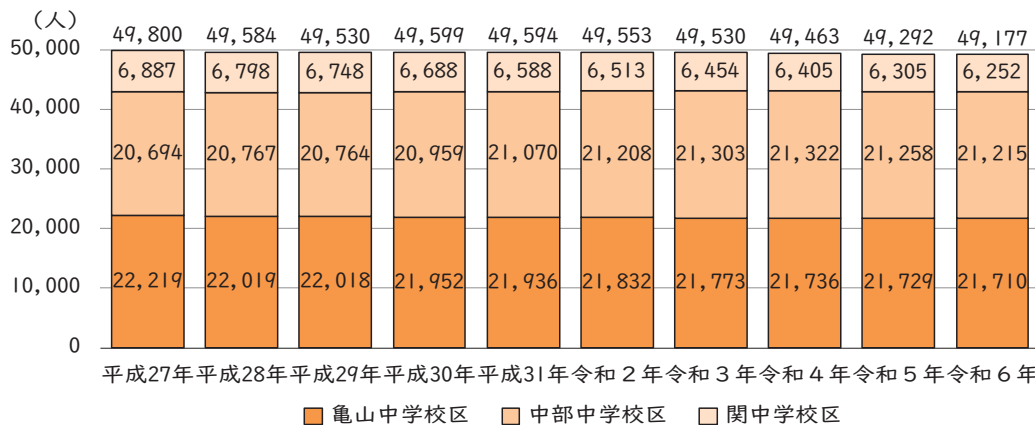
(Ⅰ) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成27年の49,800人以降、減少傾向が続いています。

地区別の人口は、平成27年と令和6年の比較でみると、亀山中学校区は97.7%、関中学校区は90.8%と減少しているのに対し、中部中学校区は102.5%と増加傾向にあります。

◆ 亀山市の人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成27年から令和6年まで毎年減少しており、年少人口では14.4%から13.2%と1.2ポイント、生産年齢人口では60.8%から59.3%と1.5ポイント減となっています。一方、65歳以上の高齢者人口については毎年増加が続いており、平成27年の24.8%から令和6年の27.5%と2.7ポイント増加しています。

◆ 亀山市の人口構成の推移

平成27年	14.4%	60.8%	24.8%
平成28年	14.4%	60.1%	25.5%
平成29年	14.2%	59.9%	25.9%
平成30年	14.1%	59.7%	26.2%
平成31年	14.1%	59.5%	26.4%
令和2年	14.0%	59.3%	26.7%
令和3年	13.9%	59.1%	27.0%
令和4年	13.8%	59.1%	27.1%
令和5年	13.4%	59.3%	27.3%
令和6年	13.2%	59.3%	27.5%

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

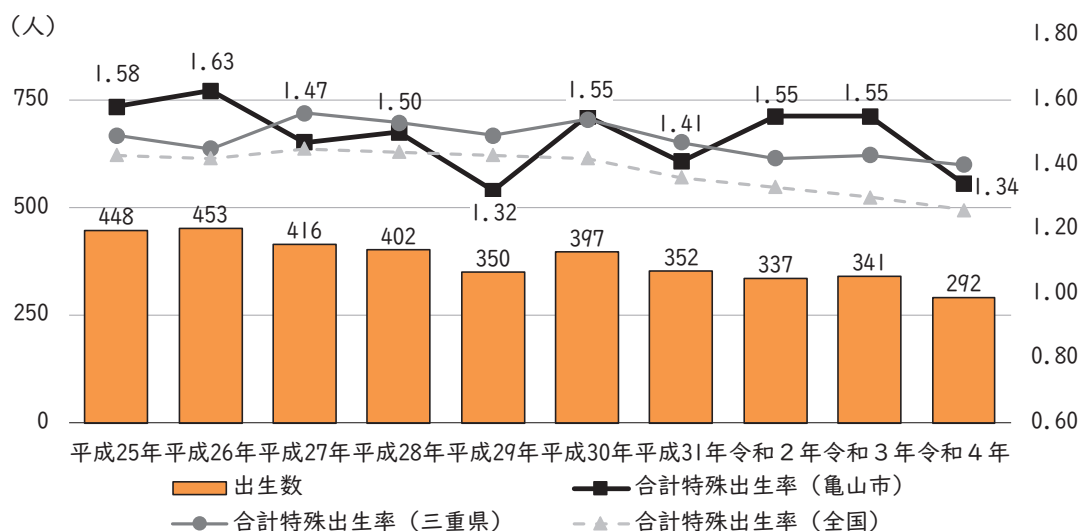
(2) 出生数の推移

① 出生数と合計特殊出生率の推計

平成 25 年度からの 10 年間の本市の出生数は、平成 26 年度の 453 人がピークとなり、平成 30 年度にやや回復するものの、長期的には減少傾向となっています。

合計特殊出生率についても、出生数の回復期にある平成 26 年度の 1.63 をピークに、平成 30 年度、令和 2 年度～令和 3 年度にやや回復するものの、令和 4 年には下降しています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。

◆ 亀山市の合計特殊出生率と出生数の推移



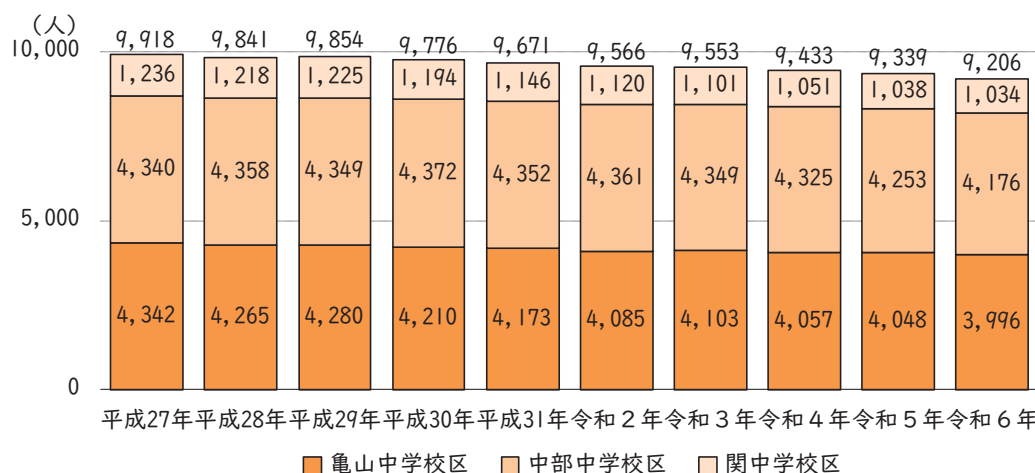
資料：人口動態統計・人口動態総覧

② 女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる 15～49 歳の女性人口の推移をみると、平成 27 年の 9,918 人から令和 6 年の 9,206 人まで、平成 29 年を除き減少し続けています。

中学校区別では、関中学校区では 16.3%、亀山中学校区では 8.0%の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は 3.8%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。

◆ 亀山市の女性人口 (15～49 歳) の推移



資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

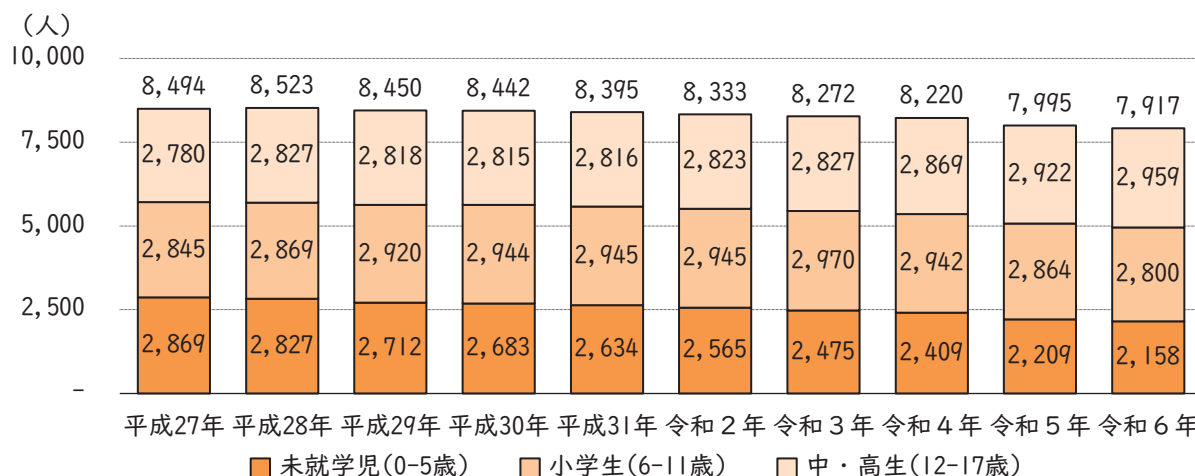
(3) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移と推計

平成 27 年から令和 6 年までの推移をみると、子ども（18 歳未満）の人口は横ばいだったものが、平成 30 年以降は減少傾向が強まっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は平成 27 年に対し令和 6 年の値が約 25% 減と大きく減少しています。小学生は概ね横ばいとなっており、中・高生はやや増加傾向となっています。

◆ 亀山市の子どもの人口の推移と推計



資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

②地域別未就学児人口の推移

最近 10 年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成 27 年の 2,869 人をピークに減少傾向となっています。

平成 27 年と令和 6 年の比較を地域別にみると、坂下地区以外はいずれも減少しています。中でも野登地区は 50%以上、昼生地区と井田川地区、白川地区は 30%以上、亀山地区と神辺地区、関地区、加太地区は 20%以上の大幅な減少となっています。

◆ 亀山市の未就学児人口の推移

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	増減率
亀山地区	930	945	930	929	902	856	832	792	762	732	78.7%
昼生地区	50	41	39	39	45	40	35	38	34	33	66.0%
井田川地区	844	843	804	788	774	744	726	697	629	581	68.8%
川崎地区	522	498	455	451	462	474	452	467	432	431	82.6%
野登地区	86	72	66	70	59	60	49	56	47	41	47.7%
白川地区	28	35	32	31	33	31	28	24	15	17	60.7%
神辺地区	147	151	140	135	122	117	120	108	85	111	75.5%
関地区	230	211	213	209	210	210	198	194	179	180	78.3%
坂下地区	4	5	6	5	5	6	8	9	9	11	275.0%
加太地区	28	26	27	26	22	27	27	24	17	21	75.0%
合計	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	75.2%

※増減率は平成 27 年と令和 6 年の比較

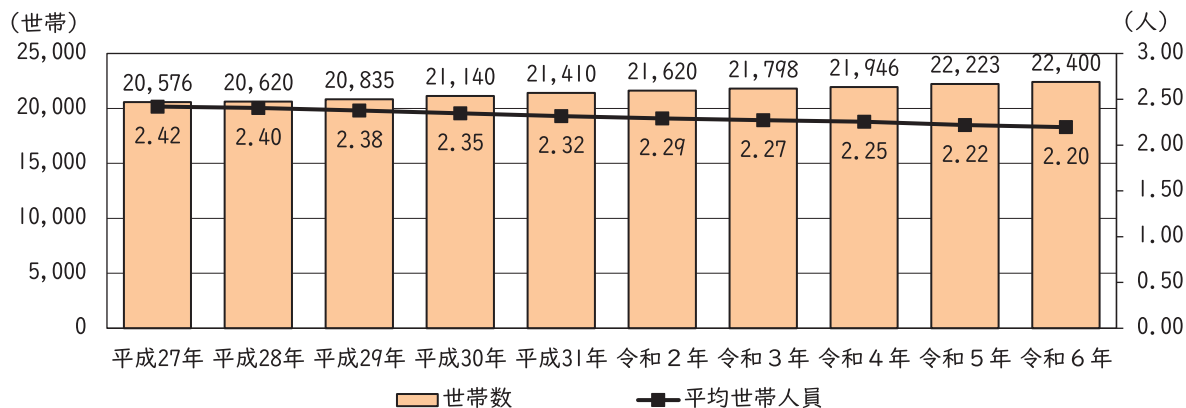
資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

(4) 世帯の推移

①世帯数と世帯の平均人数の推移

本市の世帯の状況をみると、世帯数は増加し続けている一方、1世帯当たりの平均人員数は平成27年の2.42人から令和6年の2.20人まで減少し続けています。

◆ 亀山市の世帯数と平均世帯人員数の推移



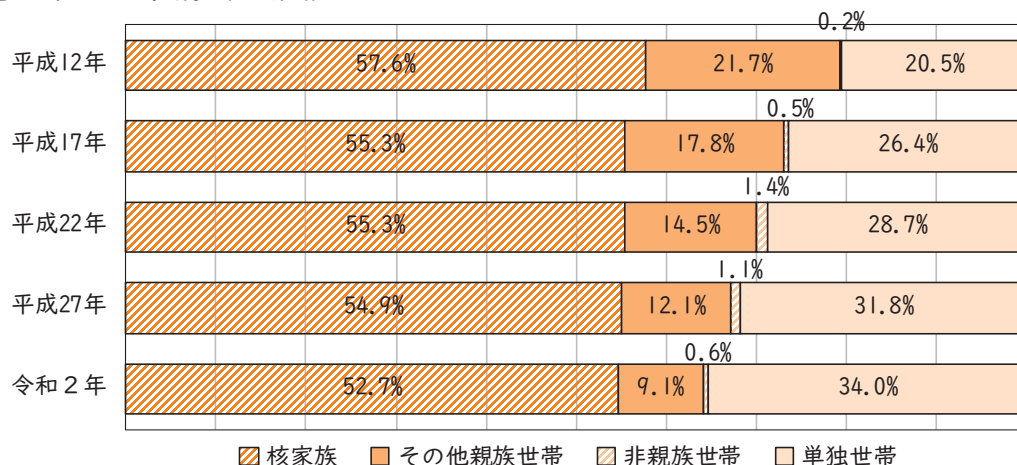
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、構成比では、単独世帯は増加していますが、核家族世帯、その他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数の実数でみると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯が約2,000世帯、単独世帯が約4,000世帯と、それぞれ大幅に増加しています。

◆ 亀山市の世帯構成の推移



(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	8,893	9,849	10,624	10,913	10,846
その他親族世帯	3,350	3,165	2,792	2,401	1,870
非親族世帯	31	87	264	223	125
単独世帯	3,166	4,709	5,515	6,313	7,005

資料：国勢調査

(5) 就労の状況

①産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男女ともに減少が続いていましたが、女性は平成27年から令和2年にかけて増加しています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は平成22年以降増加しています。

また、産業別の状況をみると、男女ともに農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く、概ね横ばいとなっています。一方、女性は第3次産業が最も多く、増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

◆ 産業別就労人口の推移

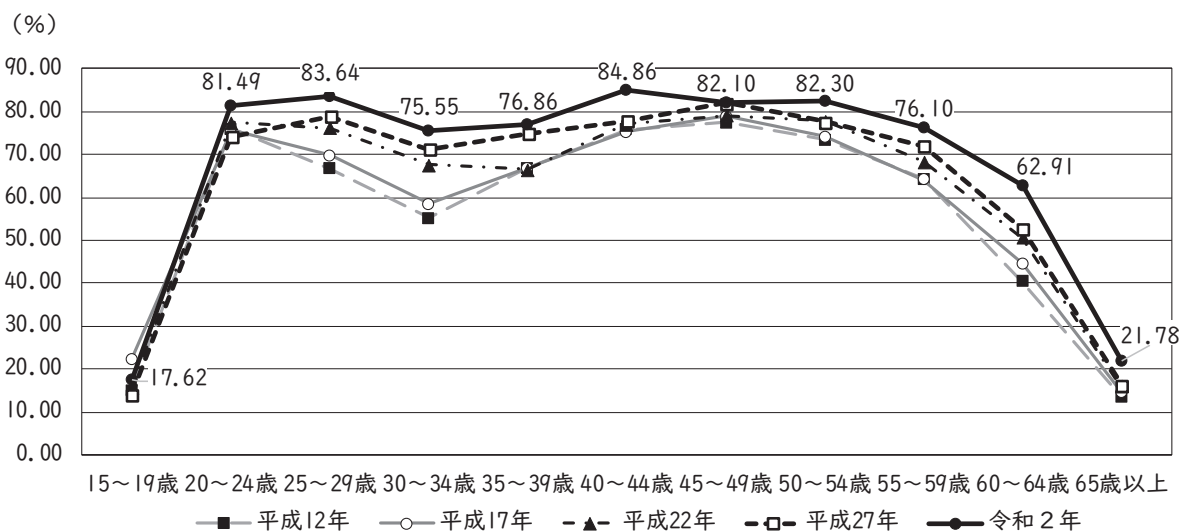
	男性				女性			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口(人)	3,571	3,757	3,570	3,516	3,307	3,554	3,444	3,263
生産年齢人口(人)	16,820	17,028	15,707	15,649	15,493	15,372	14,376	13,962
高齢者人口(人)	4,265	4,812	5,555	5,996	5,797	6,145	6,885	7,449
就業者数(人)	15,257	14,964	14,142	13,631	10,383	10,297	10,192	10,335
就業率(%)	90.7%	87.9%	90.0%	87.1%	67.0%	67.0%	70.9%	74.0%
第1次産業(%)	4.1%	3.0%	3.2%	2.7%	3.6%	2.4%	2.6%	2.3%
第2次産業(%)	52.8%	49.1%	49.3%	51.0%	26.0%	22.4%	21.4%	20.9%
第3次産業(%)	41.1%	39.0%	42.4%	42.7%	68.5%	66.8%	71.4%	72.3%
分類不能(%)	2.1%	8.9%	5.1%	3.7%	1.9%	8.4%	4.6%	4.6%

資料：国勢調査

②女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般にいわれる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、令和2年には30歳から34歳の年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。

◆ 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

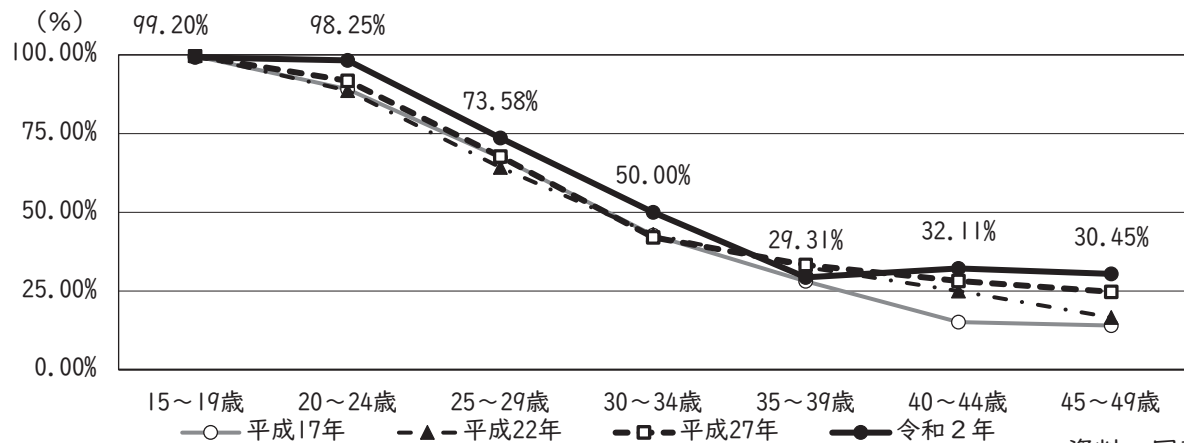
(6) 婚姻・出産の状況

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が30.45%とおおよそ3人に1人が未婚となっています。

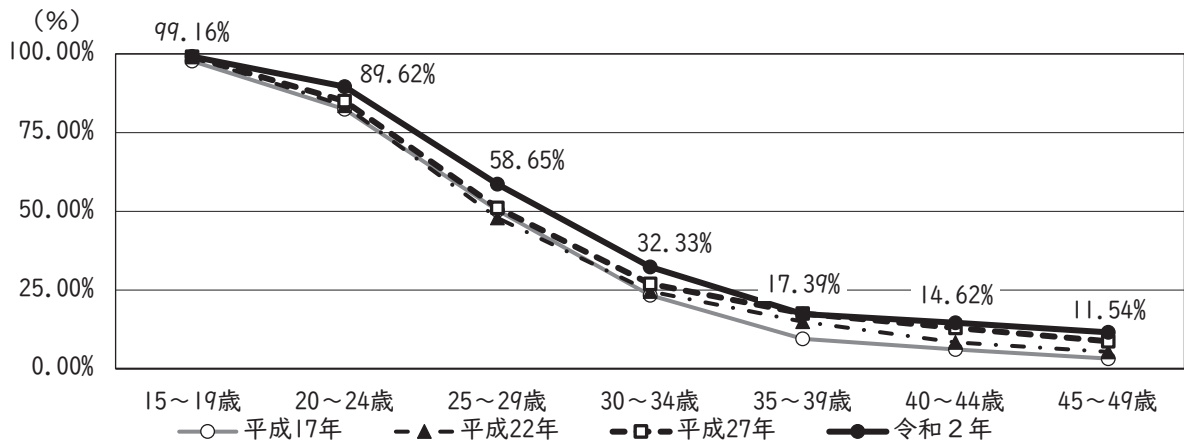
また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成17年の3.20%から令和2年の11.54%へ4倍近く高まっています。

◆ 男性未婚率の推移



資料：国勢調査

◆ 女性未婚率の推移



資料：国勢調査

	男性				女性			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	99.61%	99.82%	99.64%	99.20%	97.72%	99.02%	99.08%	99.16%
20～24歳	89.11%	88.66%	91.76%	98.25%	82.38%	83.55%	85.01%	89.62%
25～29歳	67.33%	64.26%	67.71%	73.58%	50.28%	47.90%	51.10%	58.65%
30～34歳	42.68%	42.93%	42.00%	50.00%	23.32%	24.55%	26.93%	32.33%
35～39歳	28.10%	32.58%	33.30%	29.31%	9.44%	14.90%	17.50%	17.39%
40～44歳	15.08%	24.93%	28.20%	32.11%	6.11%	8.34%	12.97%	14.62%
45～49歳	14.01%	16.58%	24.73%	30.45%	3.20%	5.34%	8.70%	11.54%

2. アンケート調査からみる亀山市の子ども・子育て支援の状況

(1) 亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、第2期計画策定時と同様に、市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象として、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者に対しては郵送による配布・回収を行いました。

※「在園児」、「未就園児」をはじめ、本計画において「園」と表記する場合は保育所、幼稚園及び認定こども園を指します（以下同じ）。

【回収結果】

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査 (就学前児童)	1,252	1,016	1,014	81.0%
小学校児童調査 (小学生)	656	600	599	91.3%

① 子育て家庭の状況

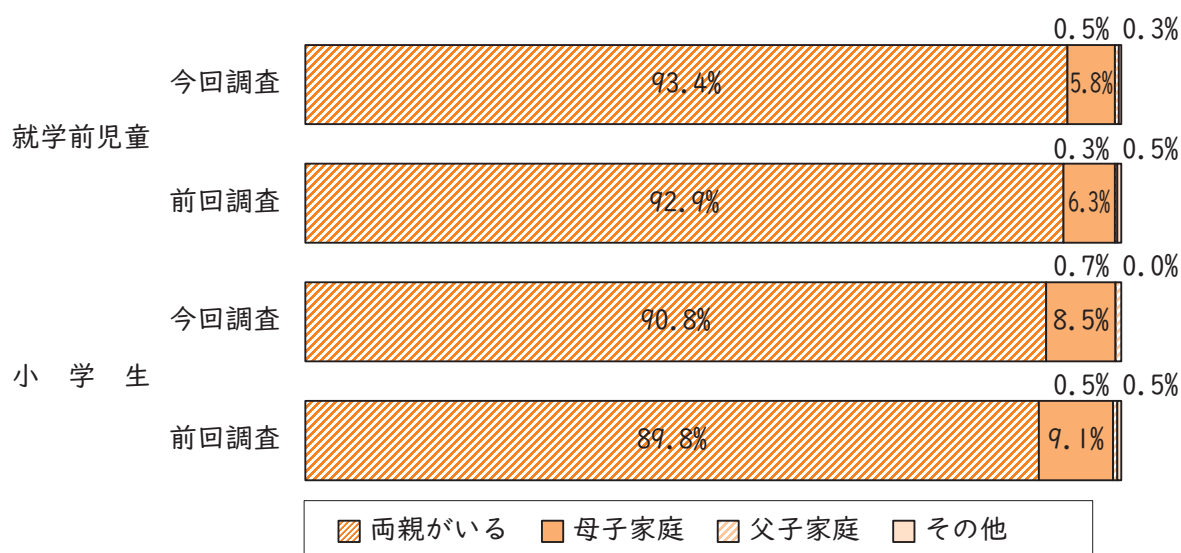
【保護者の状況】

就学前児童の保護者の状況をみると、「両親がいる家庭」は93.4%、「母子家庭」は5.8%、「父子家庭」は0.5%となっており、前回調査とほぼ同じ傾向となっています。

小学生についても同様で、「両親がいる家庭」は90.8%、「母子家庭」は8.5%、「父子家庭」は0.7%となっており、前回調査とほぼ同じ傾向となっています。

就学前児童と小学生を比較すると、小学生のほうが「母子家庭」の比率がやや高くなっています。

◆ 保護者の状況

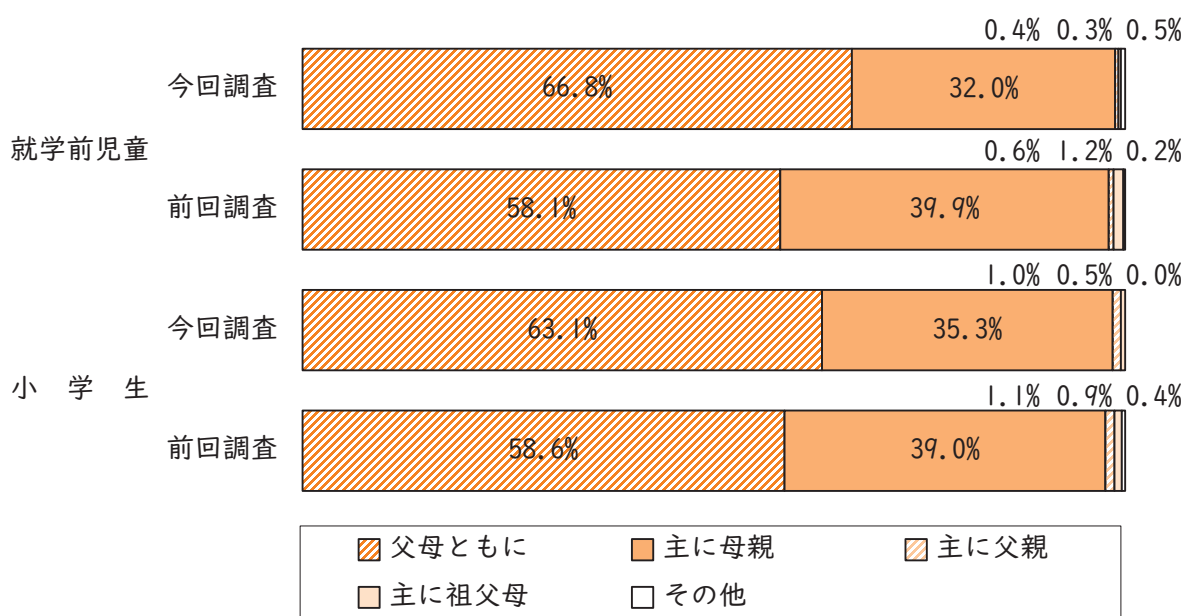


【子育て（教育を含む）の主体】

子育て家庭において、子育て（教育を含む）を主体的に行っているのは、就学前児童、小学生とも「父母ともに」が最も高く、就学前児童が66.8%、小学生が63.1%となっています。次いで「主に母親」で、就学前児童が32.0%、小学生が35.3%となり、合わせるといずれも全体の98%以上を占めています。

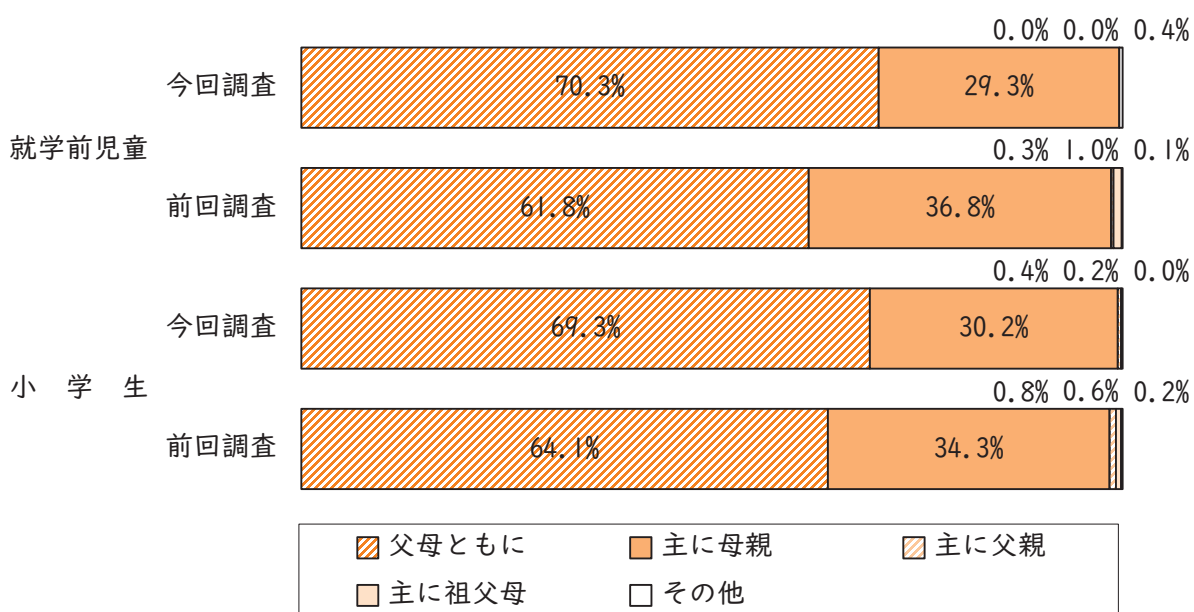
前回調査との比較では、就学前児童については、「父母ともに」が増加する一方、「主に母親」が減少しており、父親の育児参加が進んでいる状況がみられます。小学生についても、「父母ともに」が増加し、「主に母親」が減少しています。

◆ 子育てを主体的に行っている者



また、両親がいる世帯についてみると、いずれも「主に母親」が減少し、「父母ともに」が約70%と高くなっています。

◆ 両親がいる世帯の子育てを主体的に行っている者

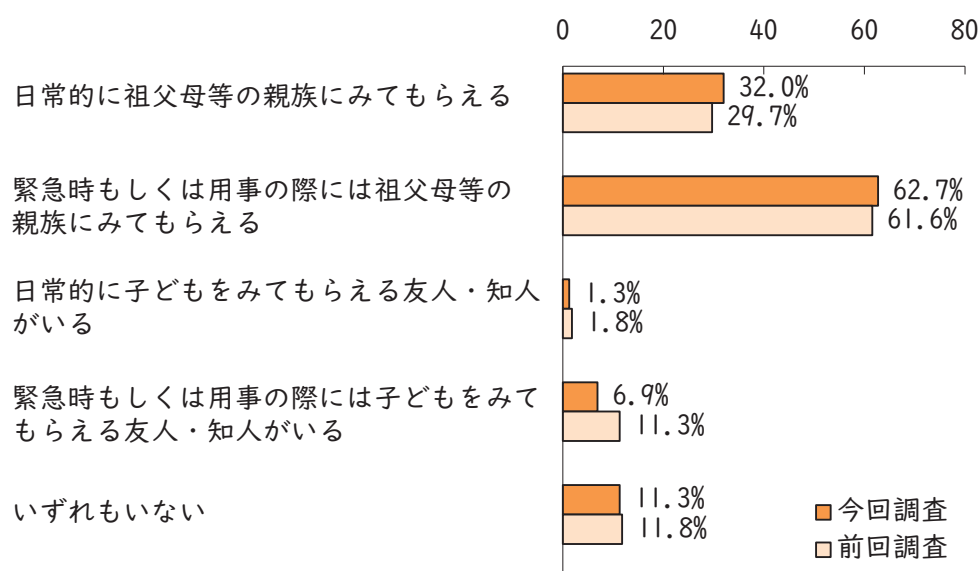


②子育て家庭の頼る存在や相談対象

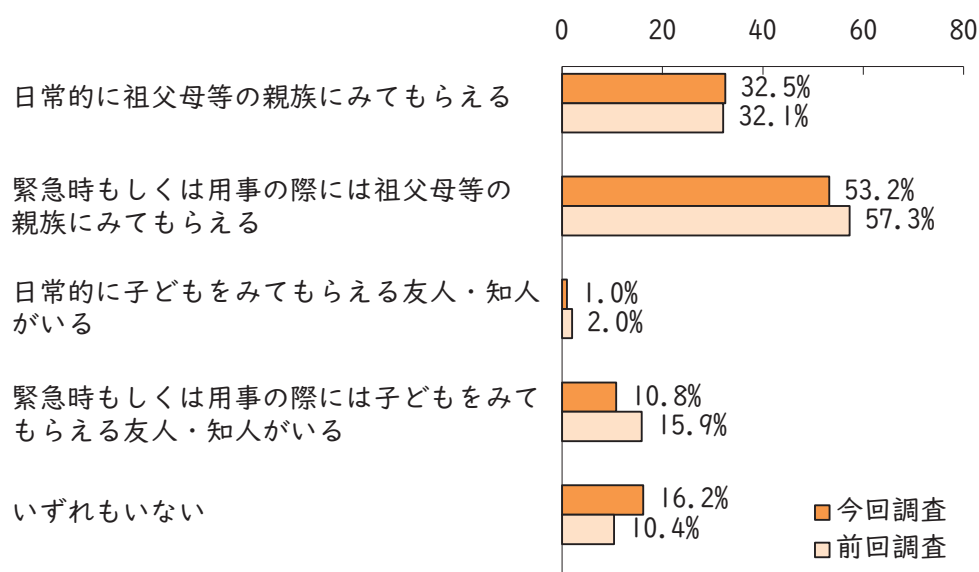
【子育て家庭の頼る存在】

子育て家庭にとって、頼ることのできる存在に関する項目では、就学前児童は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.7%から32.0%に微増していますが、小学生はほぼ変化はありません。「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」については、就学前児童は61.6%から62.7%と1.1ポイント微増し、小学生は57.3%から53.2%と4.1ポイント減少しています。一方、「いずれもない」については、小学生では10.4%から16.2%に5.8ポイント増加しています。

◆ 子どもをみてもらえる親族等の状況（就学前児童）



◆ 子どもをみてもらえる親族等の状況（小学生）



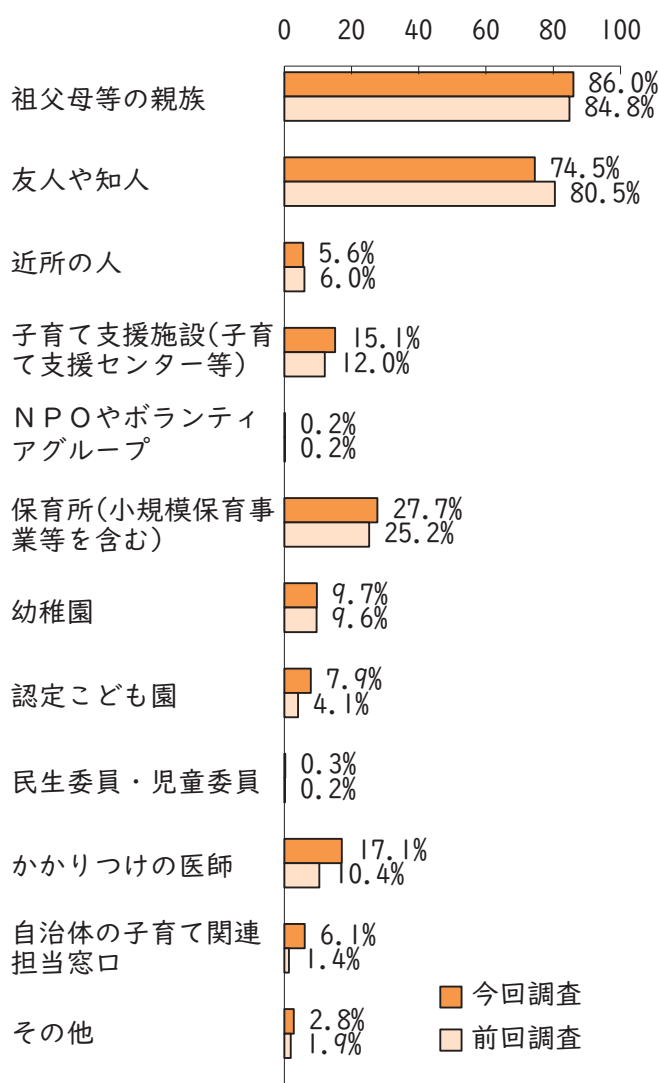
【子育て家庭の相談先】

子育て家庭の日常の悩み事などの相談相手となっているのは、前回調査に引き続き、「祖父母等の親族」「友人や知人」といった身近な存在となっており、いずれも70%以上と高くなっていますが、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」は微増し、「友人や知人」は減少しています。

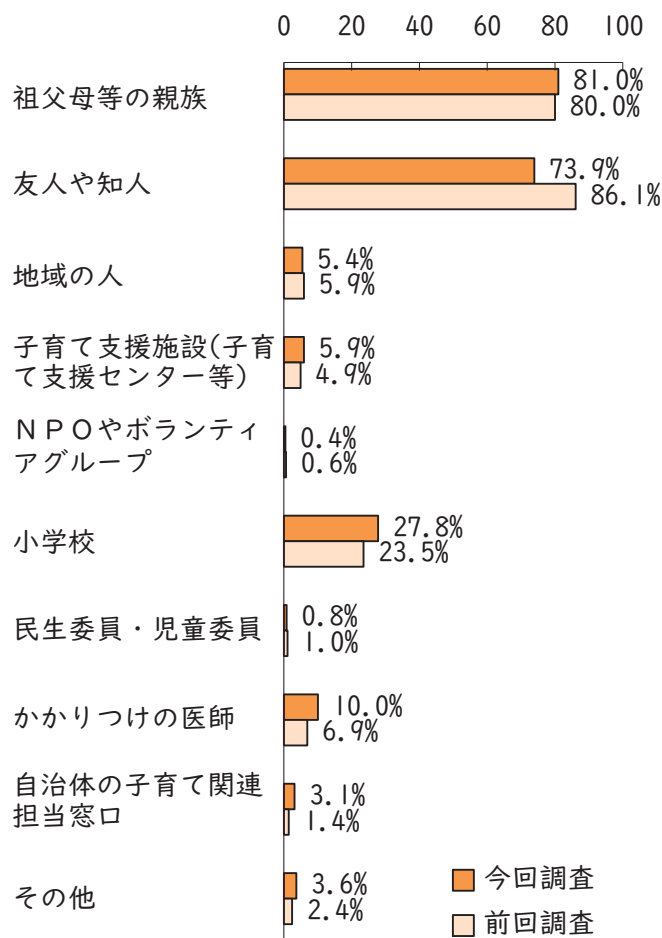
一方、施設等への相談については、「保育所」「幼稚園」「認定こども園」や「小学校」といった平日の日中を過ごす施設が高く、就学前児童、小学生ともに、前回調査時よりも増加しています。

◆ 子育てに関する相談の状況

就学前児童



小学生



■ 今回調査
■ 前回調査

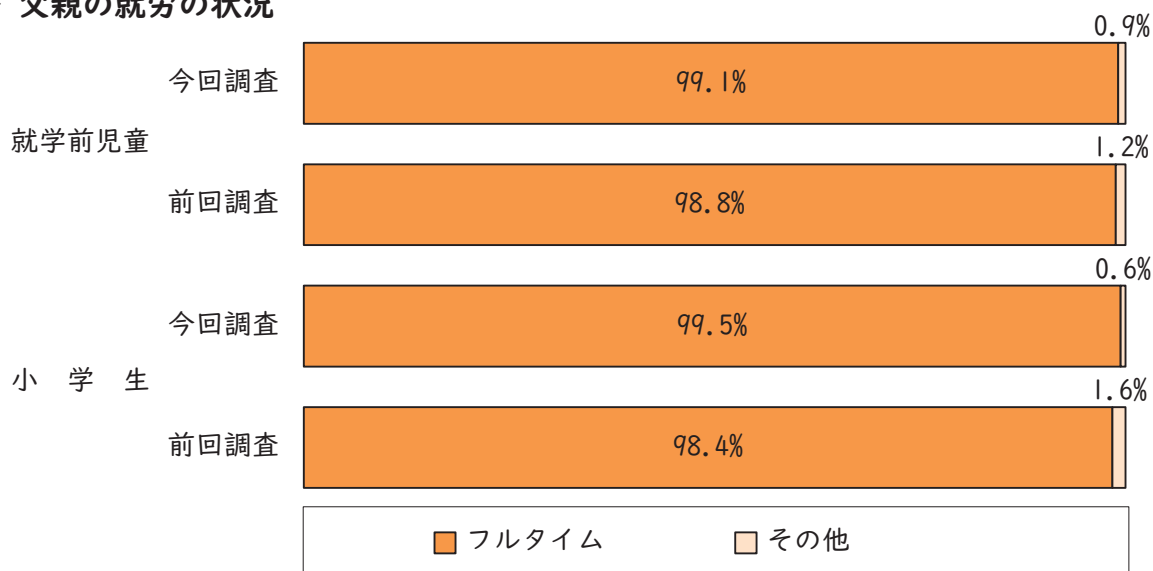
③保護者の就労の状況

【保護者の就労の状況】

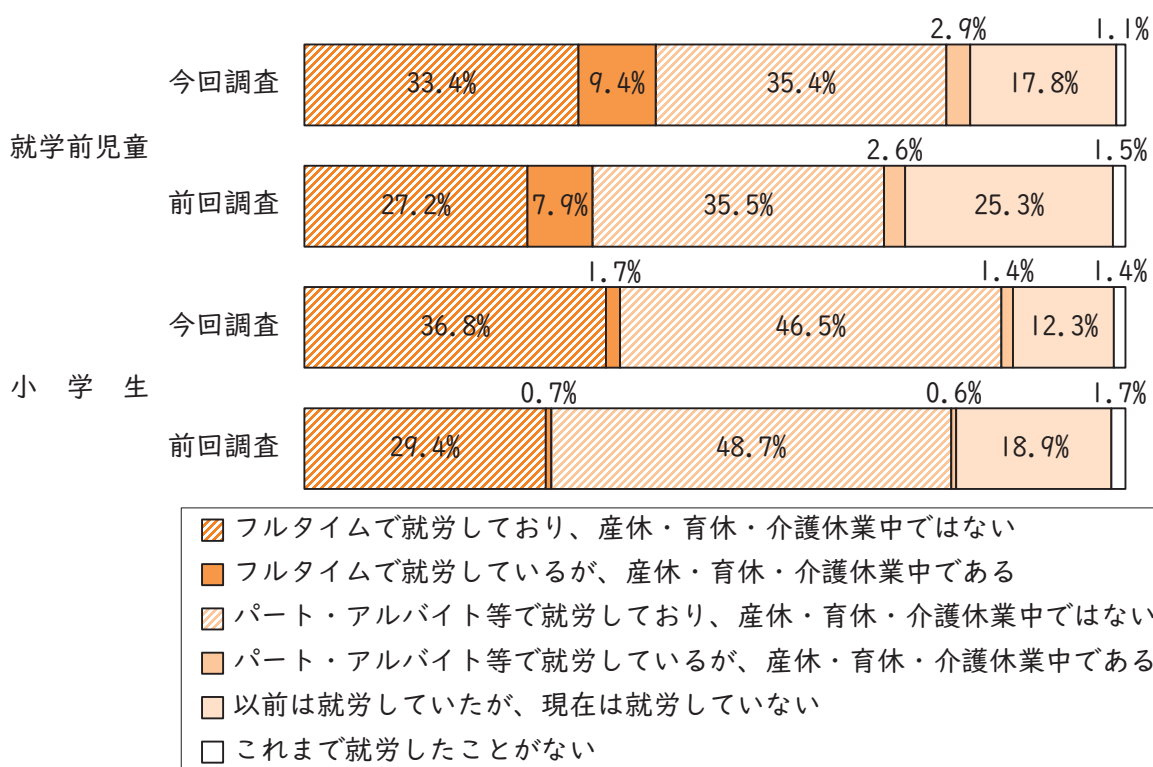
父親の就労状況をみると、前回調査、今回調査ともに98%以上の大多数がフルタイム勤務をしています。

一方、母親の就労状況をみると、前回調査時に比べ、育児休業中も含めてフルタイム勤務の人が就学前児童、小学生ともに増加し、未就労の人が減少しており、就労しながら子育てを行う家庭が増加しています。

◆ 父親の就労の状況



◆ 母親の就労の状況



【育児休業の取得状況】

母親の育児休業等の取得状況をみると、「育児休業を取得中」もしくは「育児休業を取得し、復帰した」とした人が合わせて39.2%から48.7%と9.5ポイント増加しており、母親の育児休業取得は浸透している状況がみられます。

一方、父親についても2.4%から13.0%と10.6ポイントの増加となっており、父親の育児休業取得も徐々に浸透しつつあります。

◆ 育児休業の取得状況（就学前児童）

単位：%

	母親			父親		
	今回調査	前回調査	増減	今回調査	前回調査	増減
出産以前から働いていなかった	21.9	29.6	△ 7.7	0.8	0.4	0.4
出産を機に仕事を辞めた	21.1	26.0	△ 4.9	0.1	0.0	0.1
育児休業中に退職した	3.8	2.0	1.8	0.1	0.0	0.1
育児休業を取得中である	8.8	6.0	2.8	1.2	0.1	1.1
育児休業を取得し、復帰した	39.9	33.2	6.7	11.8	2.3	9.5
育児休業を取得せず、働き続けている	4.5	3.2	1.3	86.1	97.2	△ 11.1

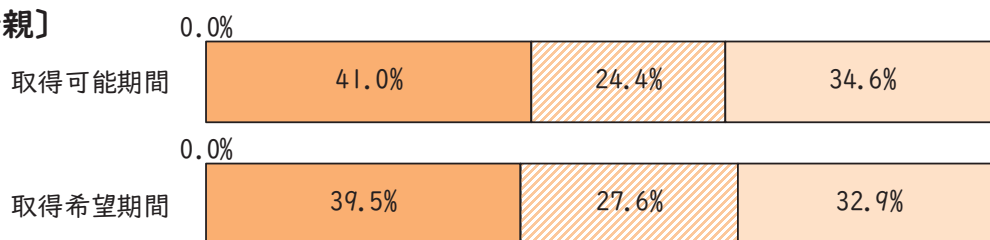
【育児休業制度の取得希望と取得可能期間の状況】

取得を希望する子どもの年齢をみると、母親では「1歳台」の希望が39.5%と最も高くなっており、制度を完全に活用することを希望していない状況がみられます。その理由としては、経済的な理由での早期復職を希望することや、人事異動や業務の節目などを意識した復職が挙げられています。

父親では、母親に比べると育児休業の取得希望期間は短い傾向にありますが、子どもの成長に合わせて、特に1歳になるまでは積極的に育児に関わりたいと考えている人が多いことが分かります。

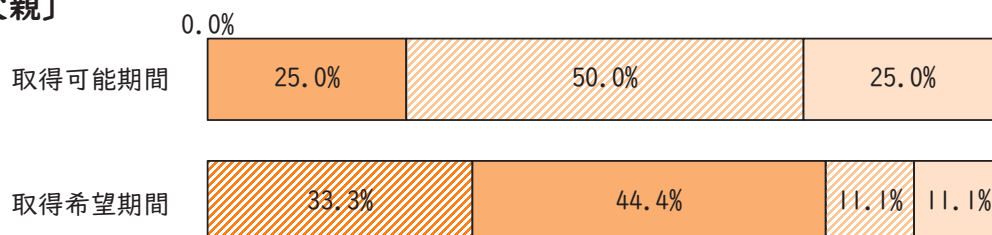
◆ 育児休業の取得希望期間と取得可能期間（就学前児童）

【母親】



1歳未満 1歳台 2歳台 3歳以上

【父親】



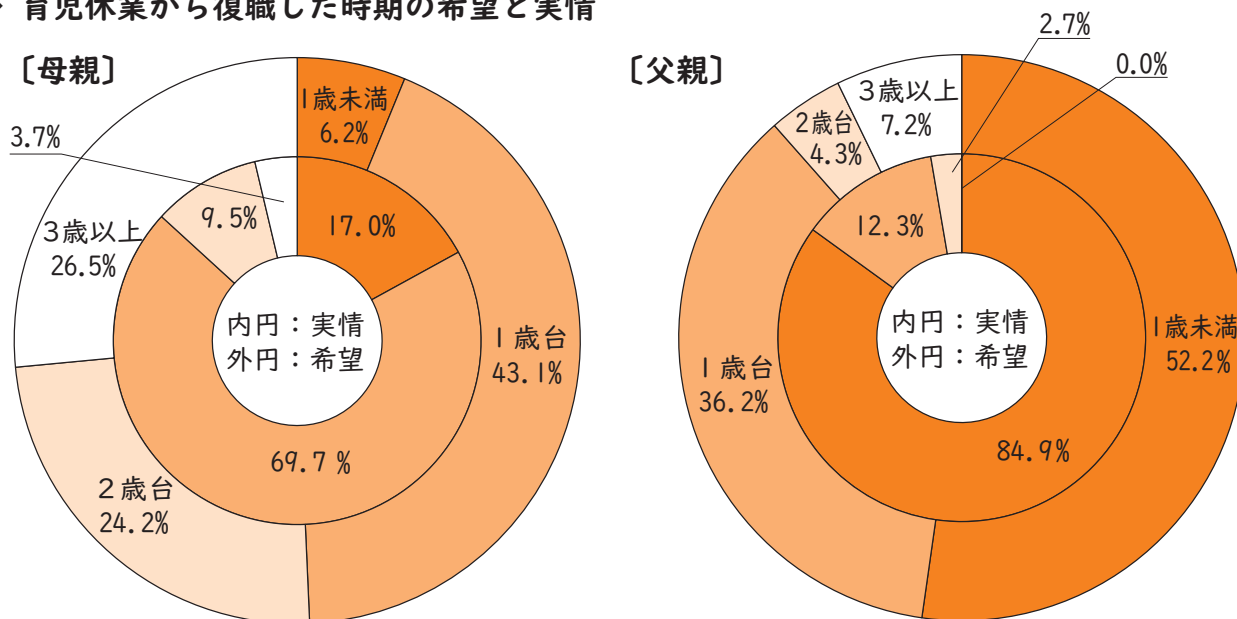
1歳未満 1歳台 2歳台 3歳以上

【育児休業からの復職時期の状況】

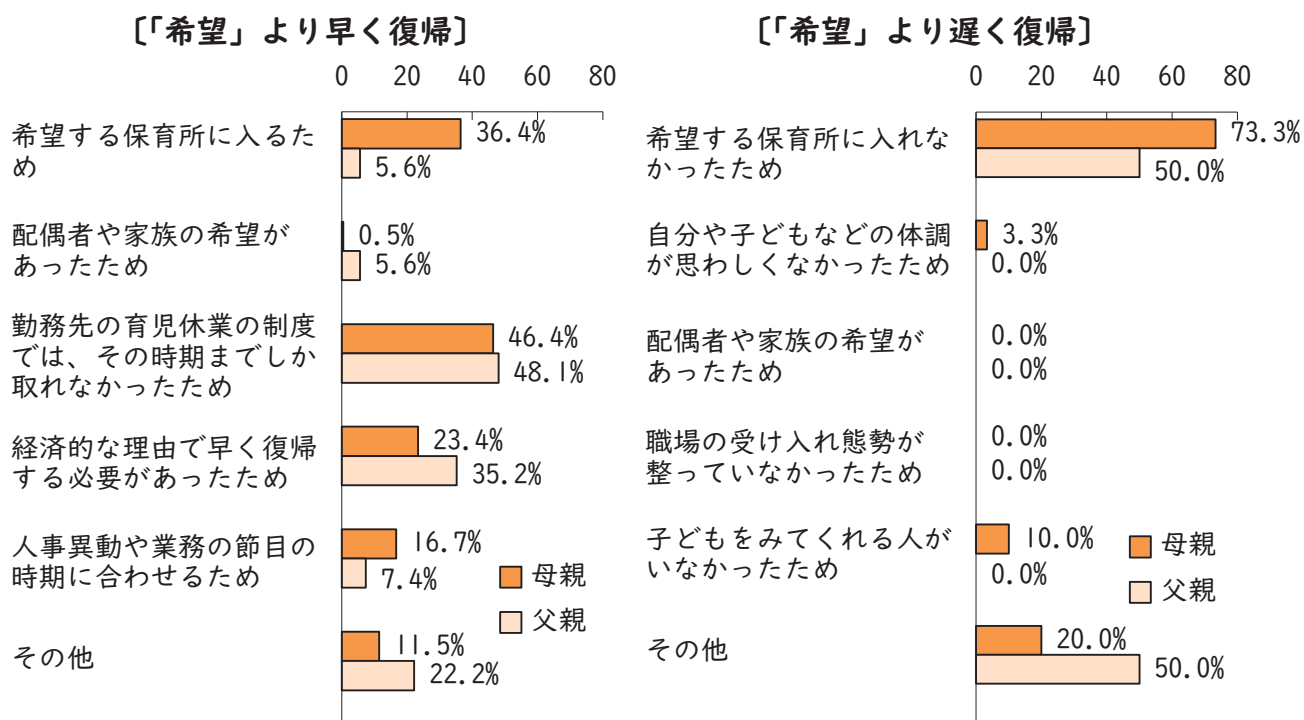
母親の育児休業からの復職時期については、「3歳以上」の希望が26.5%であるのに対し、実際に「3歳以上」まで取得できたのは3.7%、父親でも同様に「1歳台」の希望が36.2%であるのに対し、実際に「1歳台」まで取得できたのは12.3%にとどまるなど、様々な事情から全ての人が希望どおりに育児休業を取得できていない状況が表れています。

その要因をみると、希望より早く復帰した人については、父母ともに「勤務先の制度では、その時期までしか取れなかったため」が最も高くなっています。希望より遅く復帰した人については、「希望する保育所に入れなかったため」が最も高くなっています。

◆ 育児休業から復職した時期の希望と実情



◆ 復職時期が希望と異なる理由



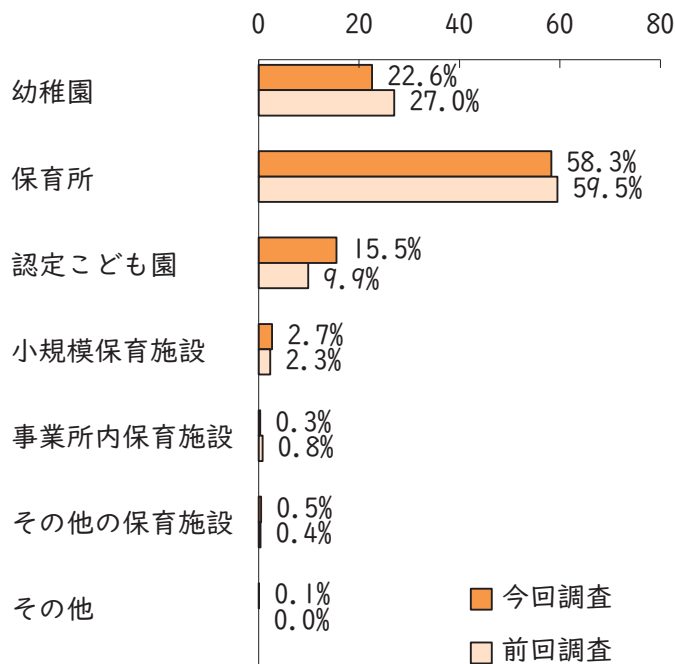
④教育・保育事業の利用

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

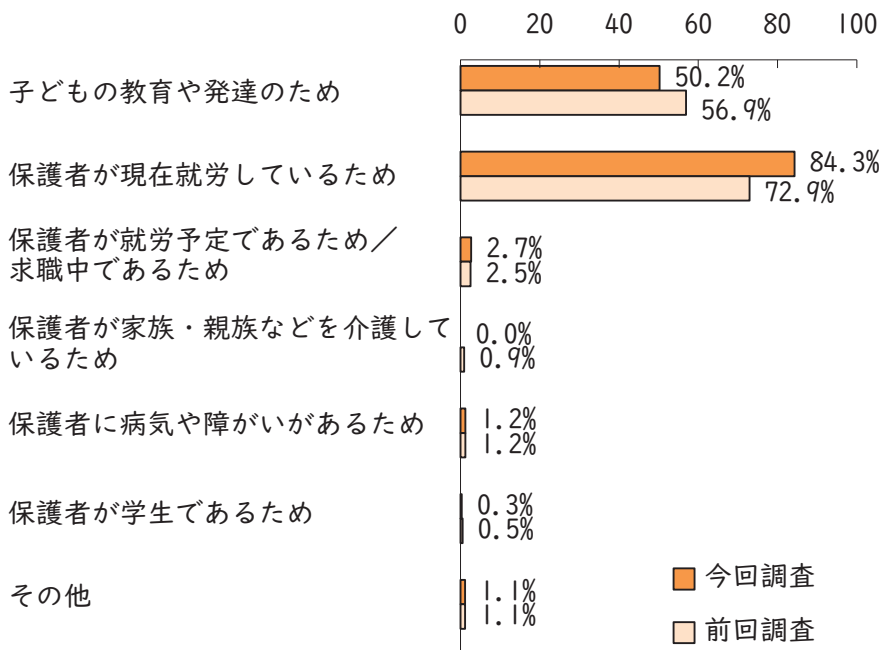
平日の定期的な教育・保育事業として利用している施設は、前回に続き、「保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。いずれもやや減少していますが、認定こども園や小規模保育事業が市内に整備されたことが影響しています。

事業を利用している理由は、「保護者が現在就労しているため」「子どもの教育や発達のため」が50%以上となっていますが、「保護者が現在就労しているため」が11.4ポイント増加し、「子どもの教育や発達のため」は6.7ポイント減少しています。

◆ 現在、利用している施設の状況



◆ 現在、事業を利用している理由



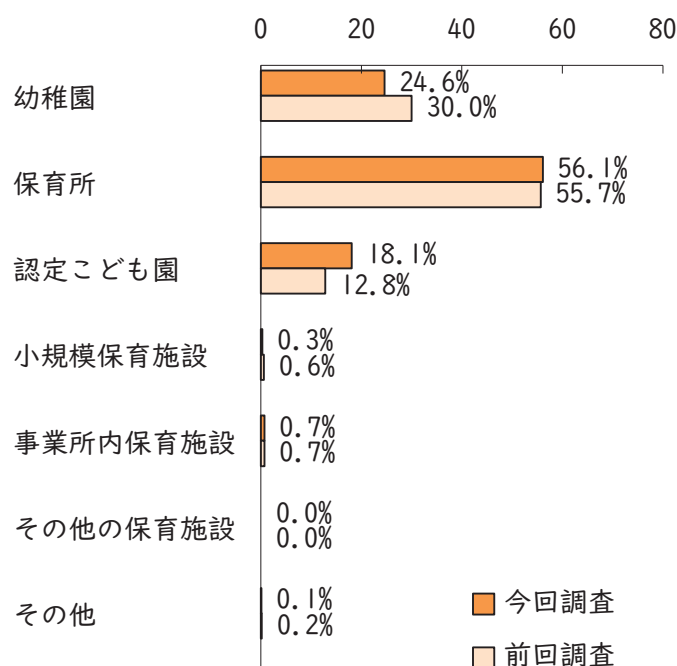
【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向】

今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、「保育所」が56.1%と最も高く、前回とほぼ変化はありません。「幼稚園」は24.6%と5.4ポイント減少している一方、「認定こども園」は18.1%と5.3ポイント増加しています。

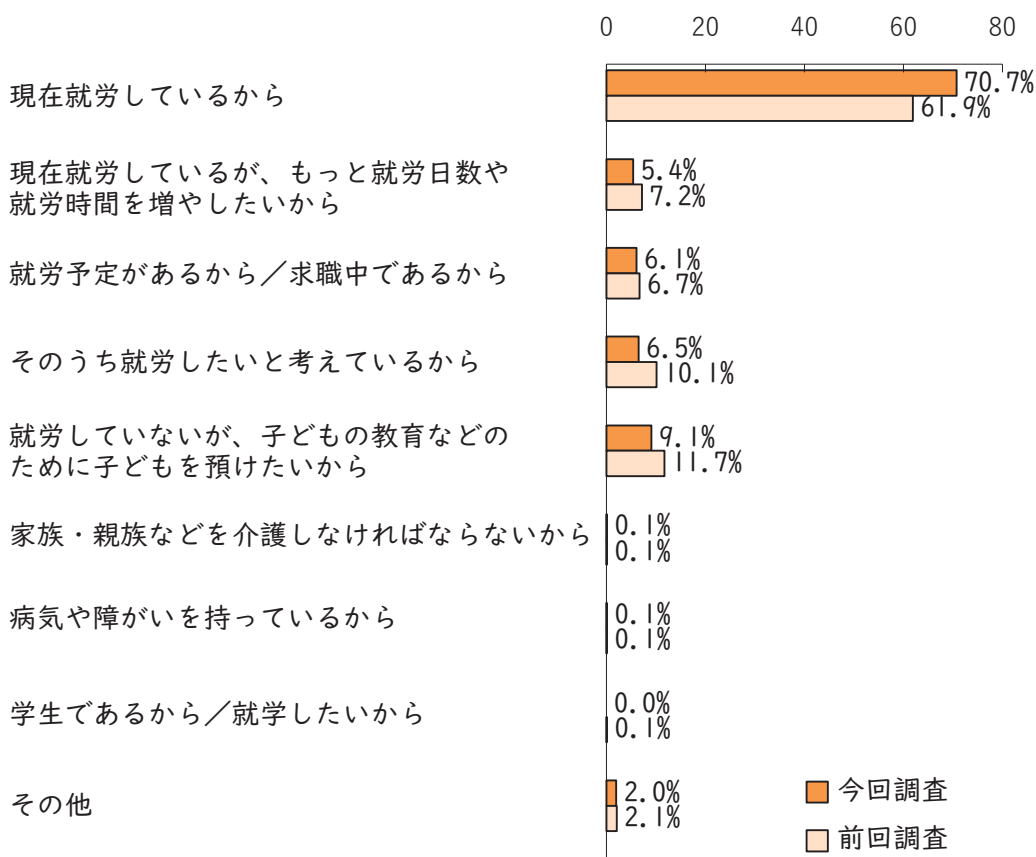
事業を利用したい理由は、「現在就労しているから」が最も高い70.7%で、前回から8.8ポイント増加しています。

いずれも、現状の利用状況と似た傾向となっていますが、就労による影響がより顕著に表れています。

◆ 今後、利用したいと考えている施設



◆ 今後、事業を利用したい理由



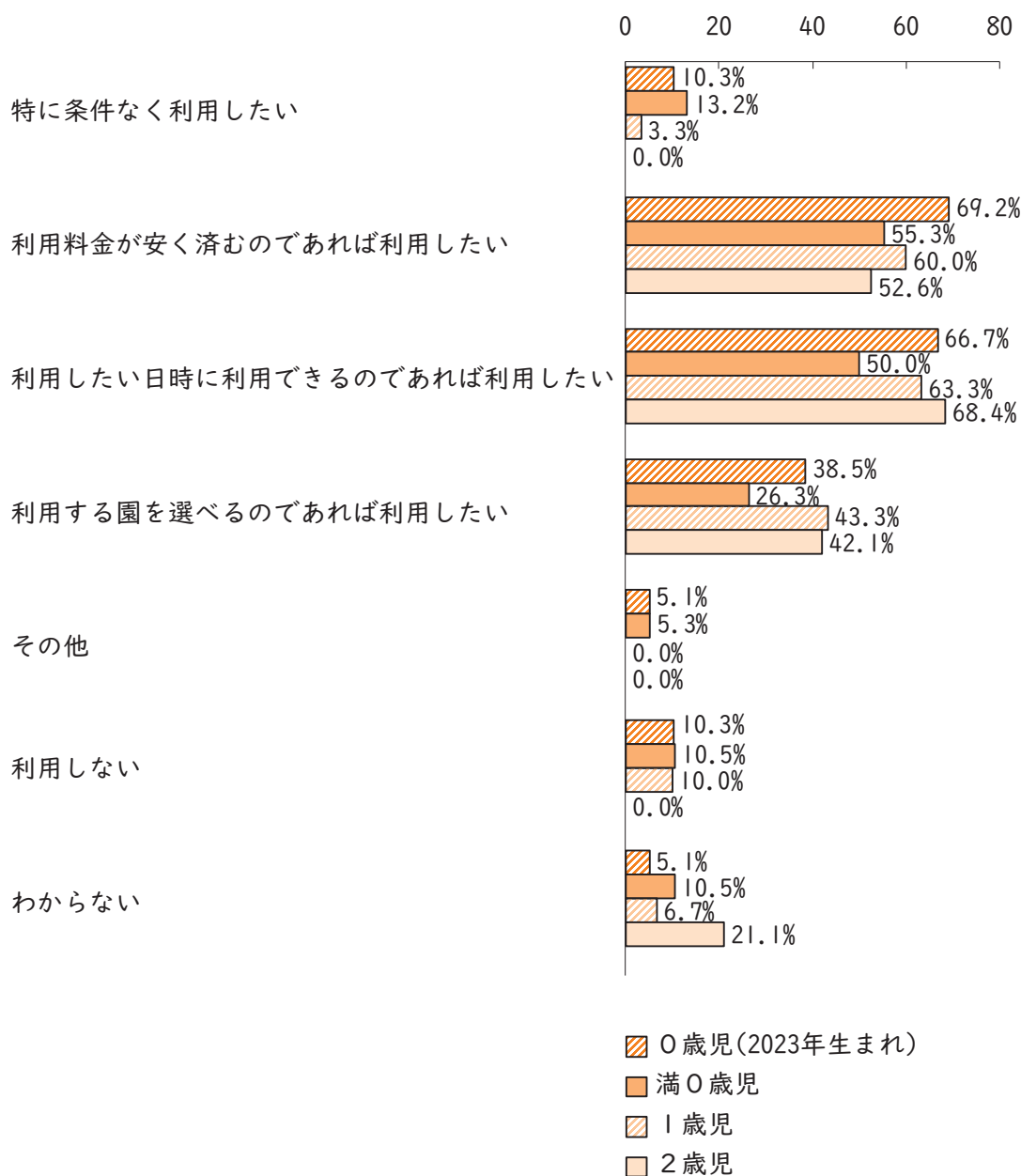
■ 今回調査

■ 前回調査

【『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』を利用したい条件】

現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人の『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』を利用したい条件について年齢別にみると、「0歳児（2023年生まれ）」と「満0歳児」では「利用料金が安く済むのであれば利用したい」が最も高く、「1歳児」と「2歳児」では「利用したい日時に利用できるのであれば利用したい」が最も高くなっています。

◆ 『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』を利用したい条件



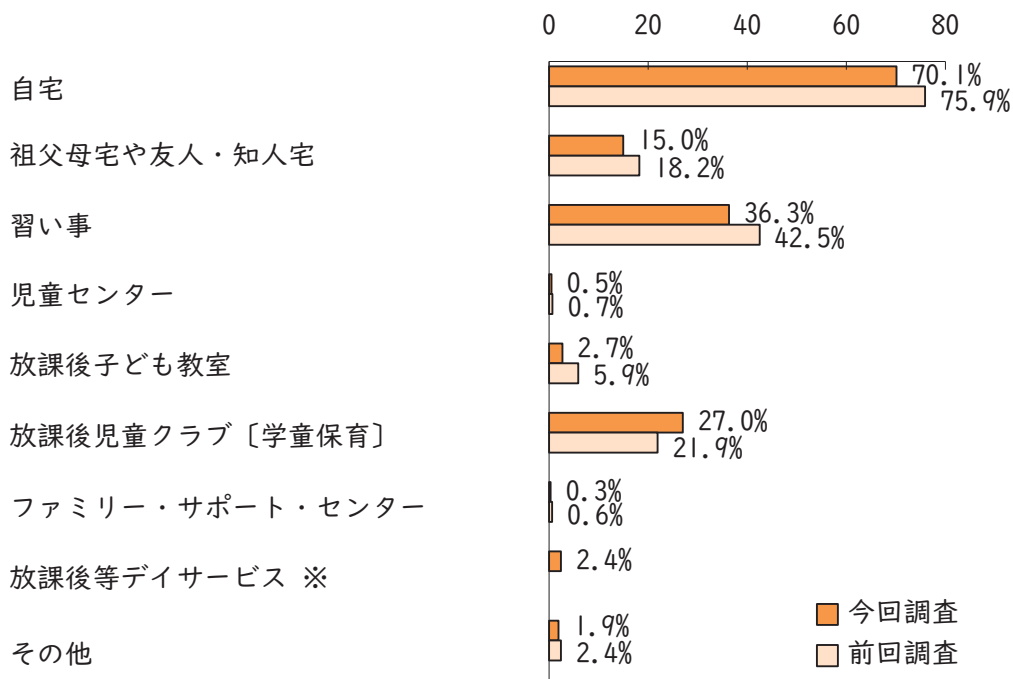
⑤小学生の放課後の過ごし方

【現在、放課後を過ごしている場所】

現在の放課後の過ごし方は、前回に続き「自宅」が70.1%で最も高く、次いで「習い事」が36.3%となりますが、前回から「自宅」が5.8ポイント、「習い事」が6.2ポイント減少しています。また、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.0%で3.2ポイント減となる一方、「放課後児童クラブ」が27.0%で5.1ポイント増加しています。

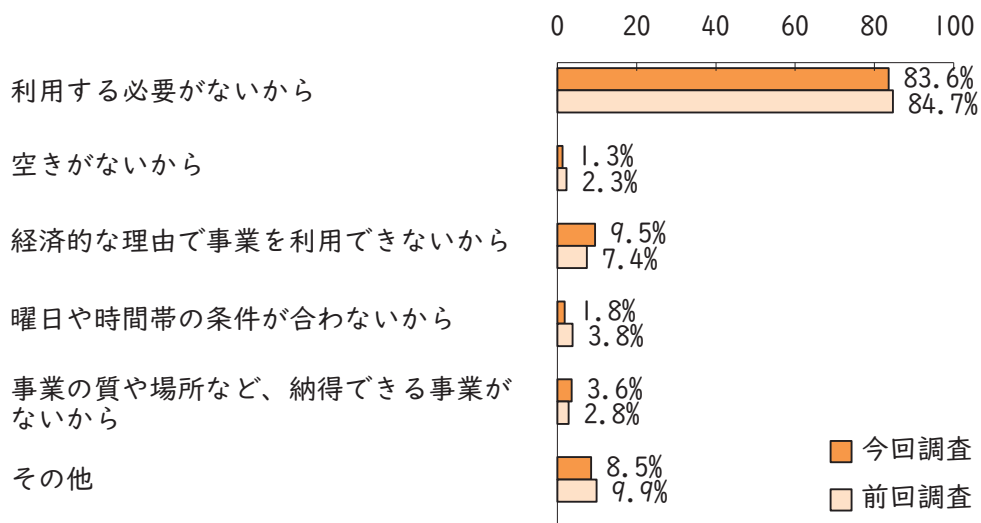
放課後児童クラブを利用しない理由をみると、「利用する必要があるから」が83.6%と最も高くなっており、全体的に前回調査とほぼ同じ傾向となっています。

◆ 現在の放課後の過ごし方



※前回調査時には市内に施設がなく設問になかった施設

◆ 放課後児童クラブを利用しない理由

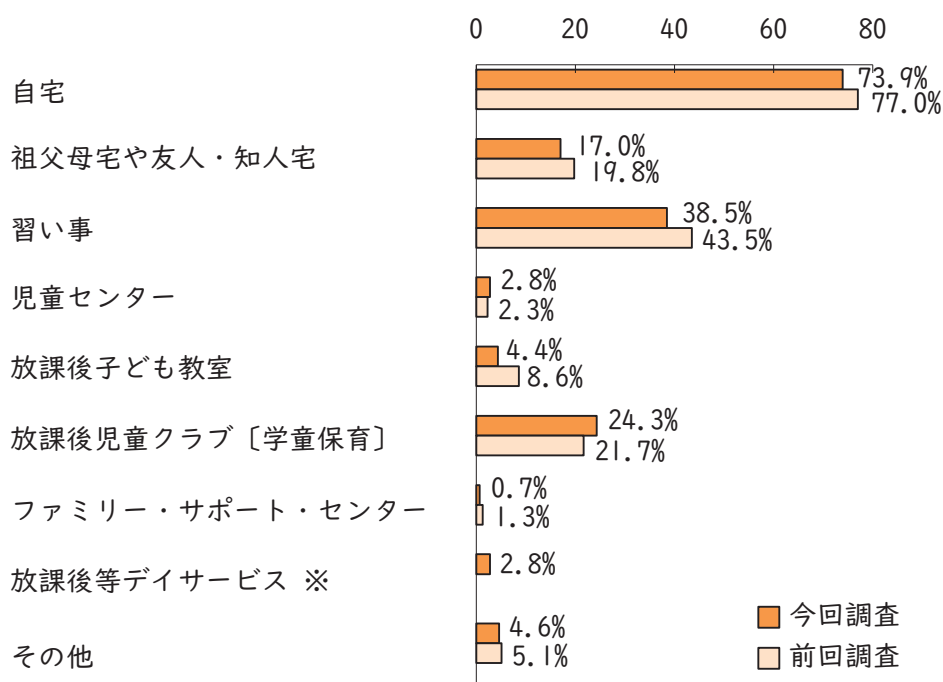


【今後、放課後を過ごさせたい場所】

今後、放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が73.9%で最も高くなっています。次いで「習い事」が38.5%となりますが、前回から5.0ポイント減少、「祖父母宅や友人・知人宅」が17.0%で2.8ポイント減少となり、「放課後児童クラブ」は24.3%で2.6ポイント増加しています。

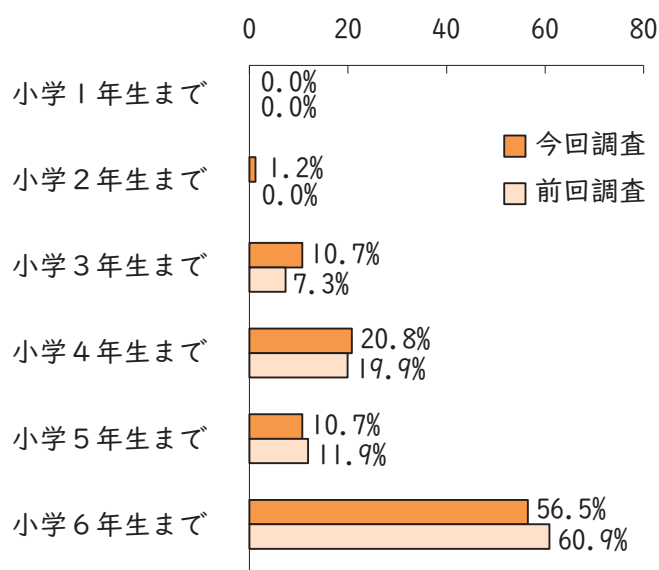
放課後児童クラブを利用したい期間は、前回同様「小学6年生まで」が最も高く、56.5%となっていますが、前回から4.4ポイント減少しています。一方、「小学3年生まで」は10.7%と前回から3.4ポイント増加しており、低学年の間は放課後児童クラブを利用したいと考える人が増加しています。

◆ 今後、放課後を過ごさせたい場所



※前回調査時には市内に施設がなく設問になかった施設

◆ 放課後児童クラブを利用したい期間



(2) 亀山市子どもの生活実態に関する調査結果報告書

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、第2期計画策定時と同様に、子どもの生活実態について、市内在住の就学前児童及び小学生及び中・高生の保護者並びに、支援制度の利用者を対象に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者及び支援制度利用者に対しては郵送による配布・回収を行いました。

なお、就学前児童及び小学生の保護者のアンケートについては、子ども・子育てに関するアンケートと併せて実施しています。

【回収結果】

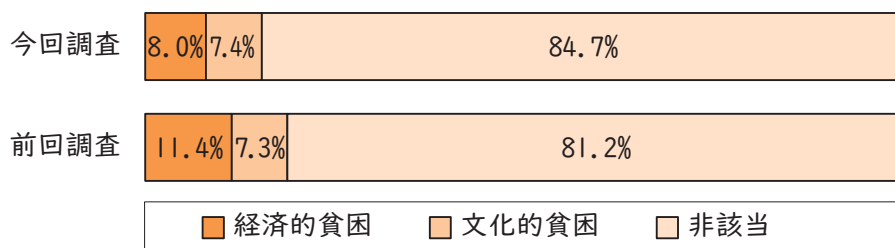
調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査 (就学前児童)	1,252	1,016	1,014	81.0%
小学校児童調査 (小学生)	656	600	599	91.3%
中・高生調査 (中・高生)	432	395	395	91.4%
支援制度利用者調査 (支援制度利用者)	390	142	142	36.4%

①経済的貧困と文化的貧困

アンケート調査の全体調査における分基軸は「経済的貧困」と「文化的貧困※1」に着目することとします。「経済的貧困」については、「相対的貧困層※2」に該当するものとして分析します。加えて、本調査においては、主に親子関係に起因する「経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある」状況を「文化的貧困」と位置付け、分析することとします。

全体調査における、上記の「経済的貧困」と「文化的貧困」に該当する人の割合は下図のとおりです。

◆ 全体調査



※1「文化的貧困」とは、親子関係に関する設問「4問」のうち、2つ以上、否定的な回答を選択した人で、相対的貧困層に該当しない人としてします。

【設問：お子さんと十分時間を過ごしている、よく会話をする、十分愛情をかけている、自分自身のことよりも子どものことや教育にお金を使うことが多い】

※2「相対的貧困層」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）という。）に満たない世帯を指します。

②教育支援に関すること

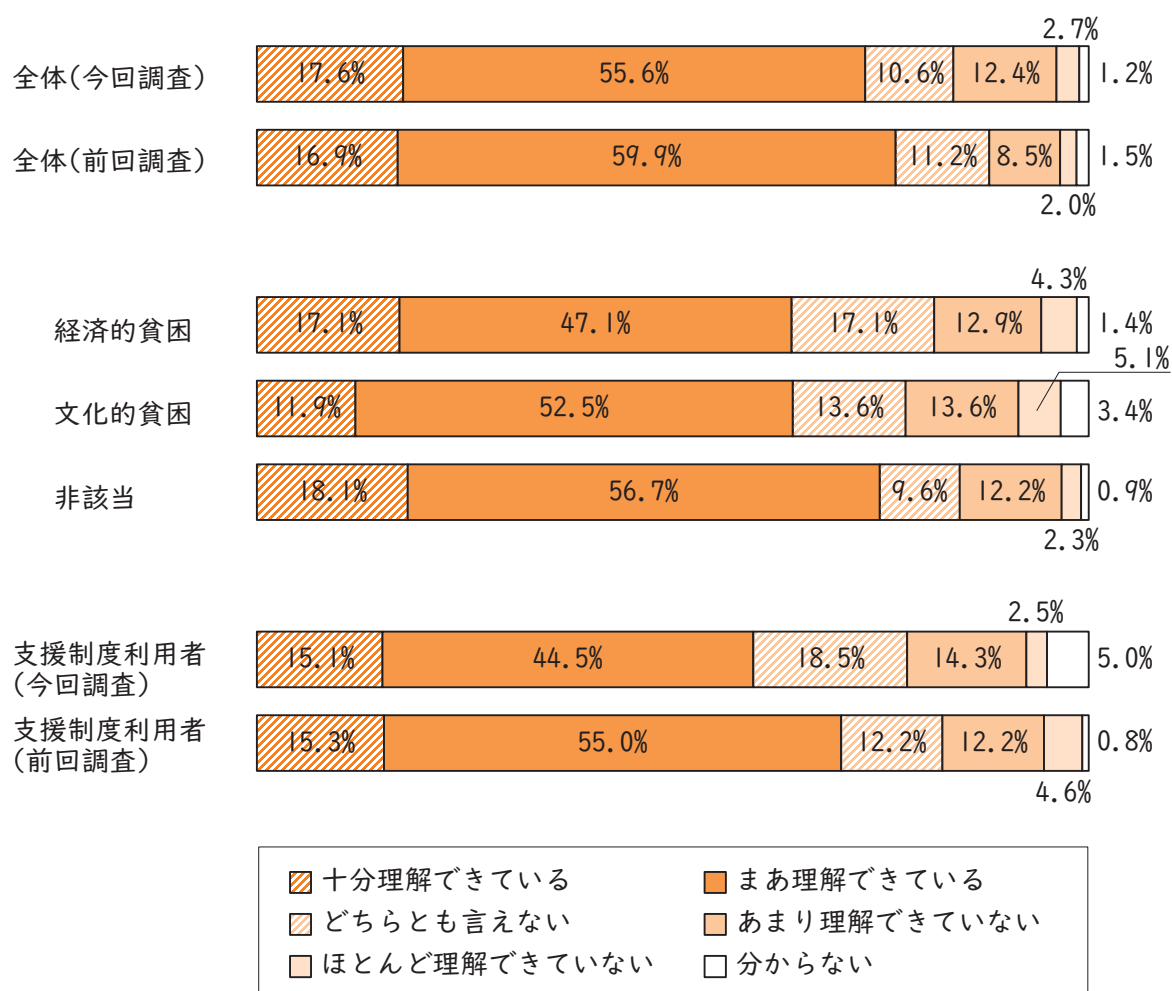
【学校での授業が理解できているか】

子どもの学校での授業への理解については、「非該当」では「十分」と「まあ」を合わせた、理解できていると答えた『肯定的な回答』が74.8%となっています。一方、「文化的貧困」では「あまり」又は「ほとんど」理解できていないと答えた『否定的な回答』が18.7%と、他の区分に比べて高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は3.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』が約6割となっており、『否定的な回答』は16.8%となっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.7ポイント減少しています。

◆ 学校での授業が理解できているか

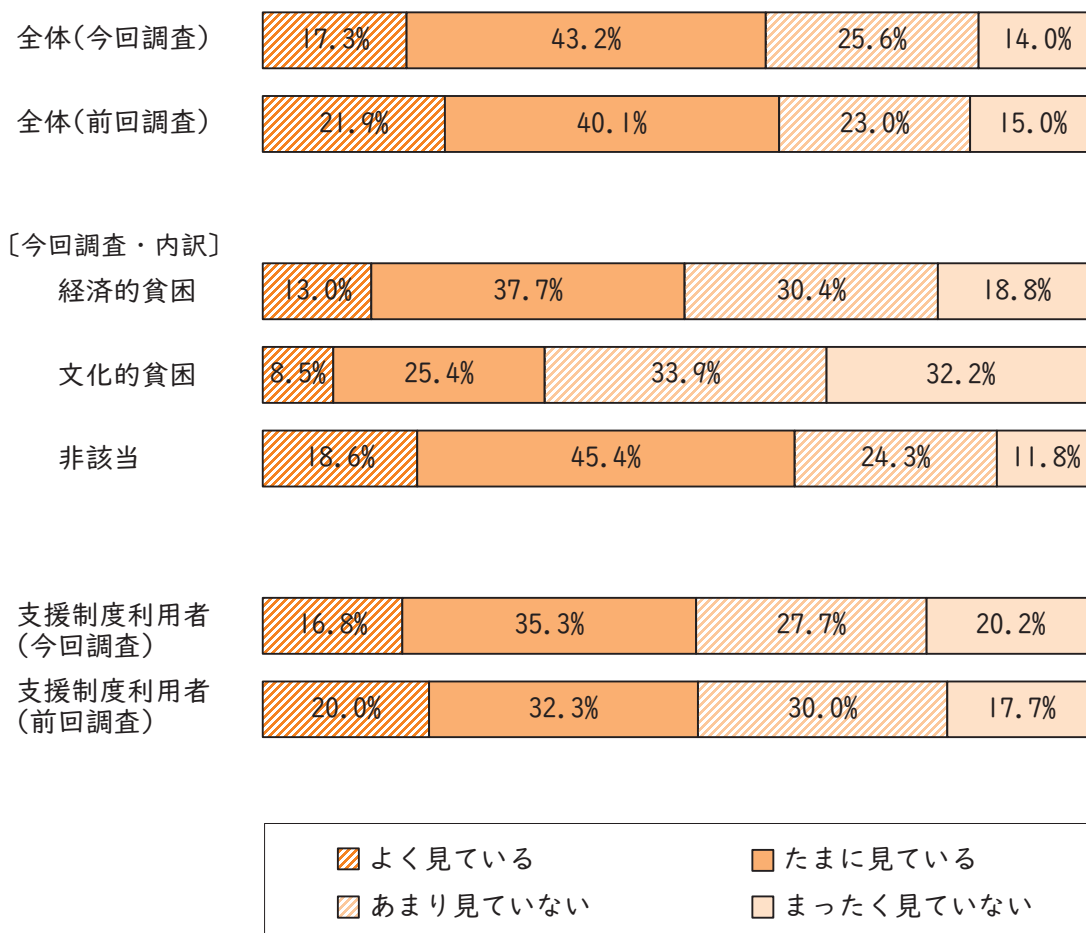


【家で子どもの勉強を見ることはあるか】

保護者が家で子どもの勉強を見ることがあるかどうかについては、「よく」と「たまに」を合わせた、見ていると答えた『肯定的な回答』が「非該当」では64.0%と他に比べて高くなっていますが、「文化的貧困」では33.9%と、他の区分に比べて低くなっています。

「支援制度利用者」については、『肯定的な回答』が52.1%となっており、「あまり」と「まったく」を合わせた、見ていないと答えた『否定的な回答』が47.9%となっています。

◆ 家で子どもの勉強を見ることはあるか

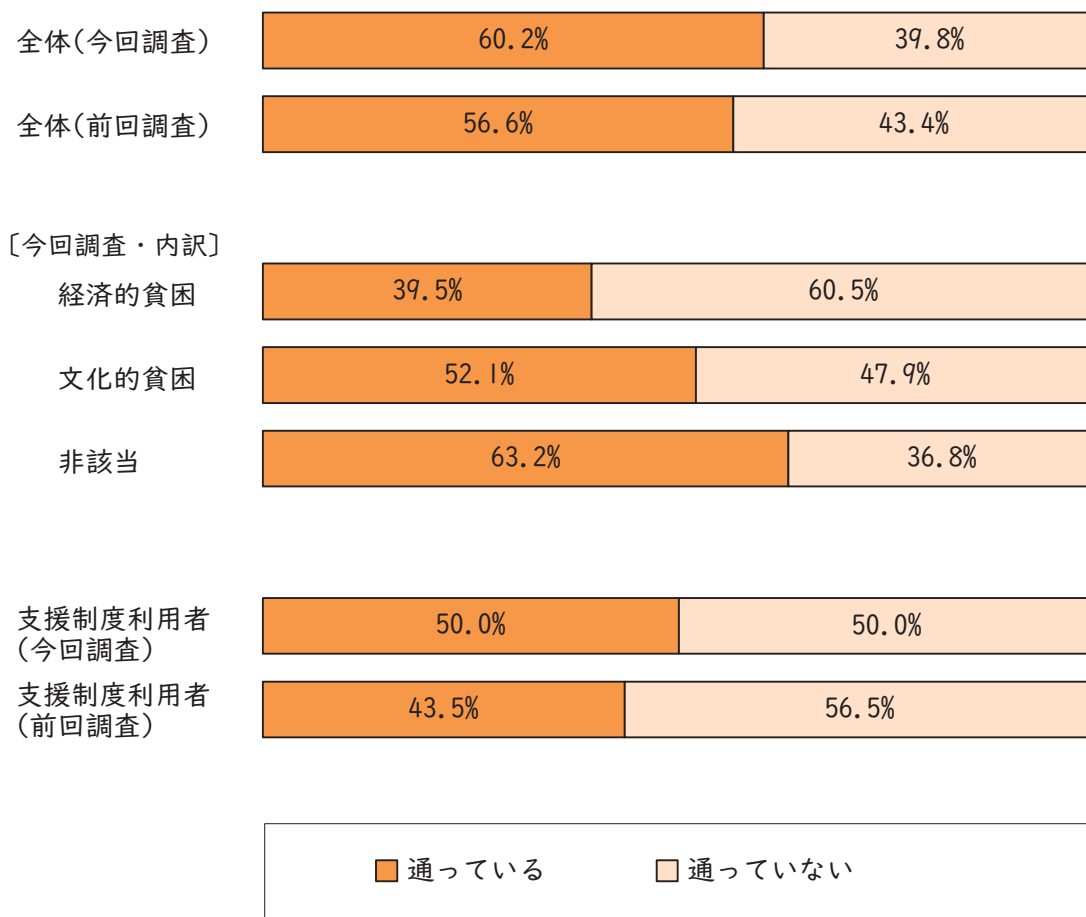


【塾や習い事に通っているか】

子どもが塾や習い事に通っているかどうかについては、「非該当」「文化的貧困」では「通っている」がそれぞれ63.2%、52.1%に上りますが、「経済的貧困」では39.5%と低く、格差が生じていると思われます。

「支援制度利用者」では「通っている」は50.0%となっています。

◆ 塾や習い事に通っているか



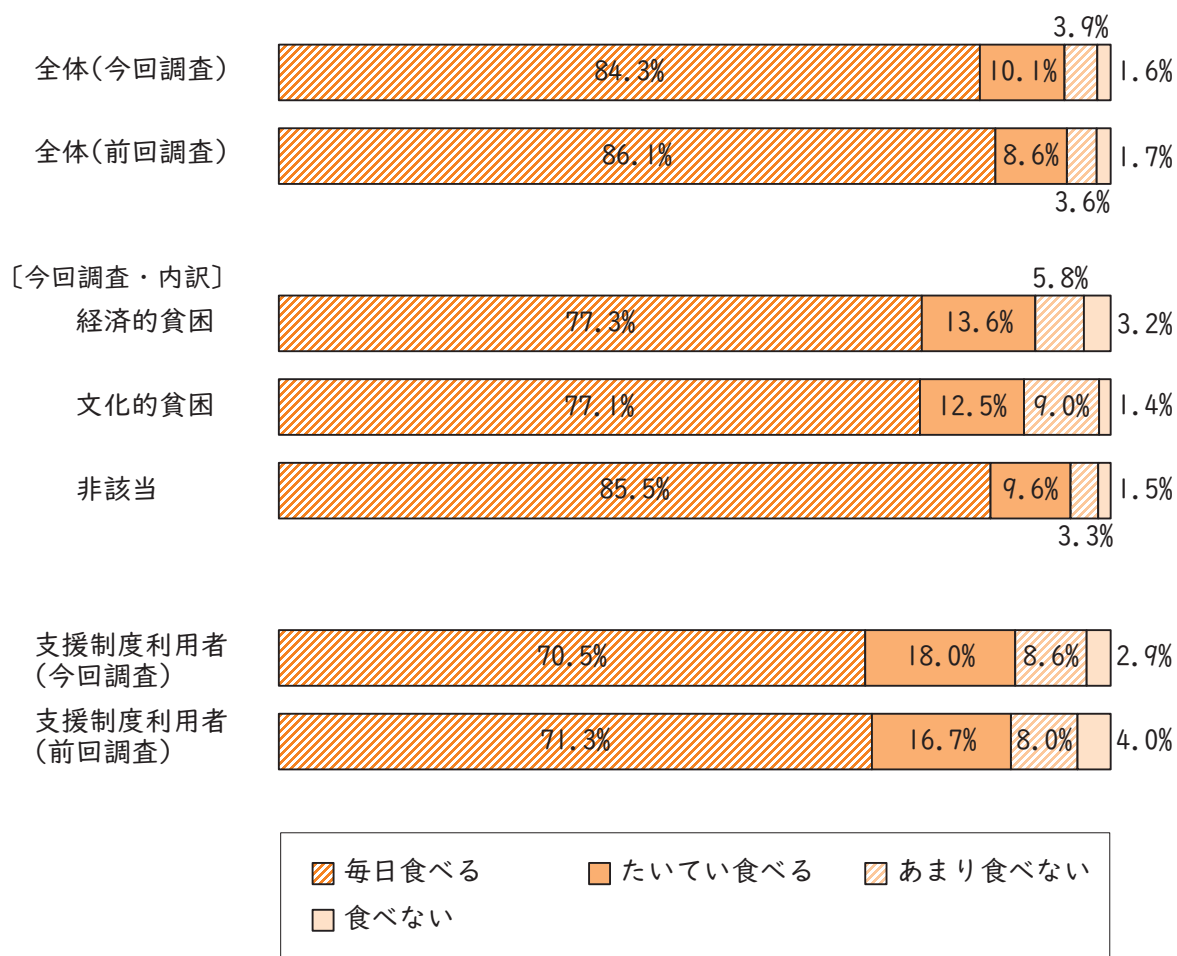
③生活支援等に関すること

【朝食を毎日食べるか】

朝食を毎日食べるかどうかについては、「非該当」では、「毎日」「たいてい」は食べるという人が合わせて約95%に上り、大半の子どもが朝食を食べています。一方、「文化的貧困」では、「あまり食べない」「食べない」という人が約1割あります。

「支援制度利用者」では、「毎日」が比較的少なく70.5%となっていますが、「たいてい」を加えた、食べるという人は合わせて88.5%に上ります。「あまり食べない」「食べない」という人はやや多く、合わせて11.5%に上ります。

◆ 朝食を毎日食べるか



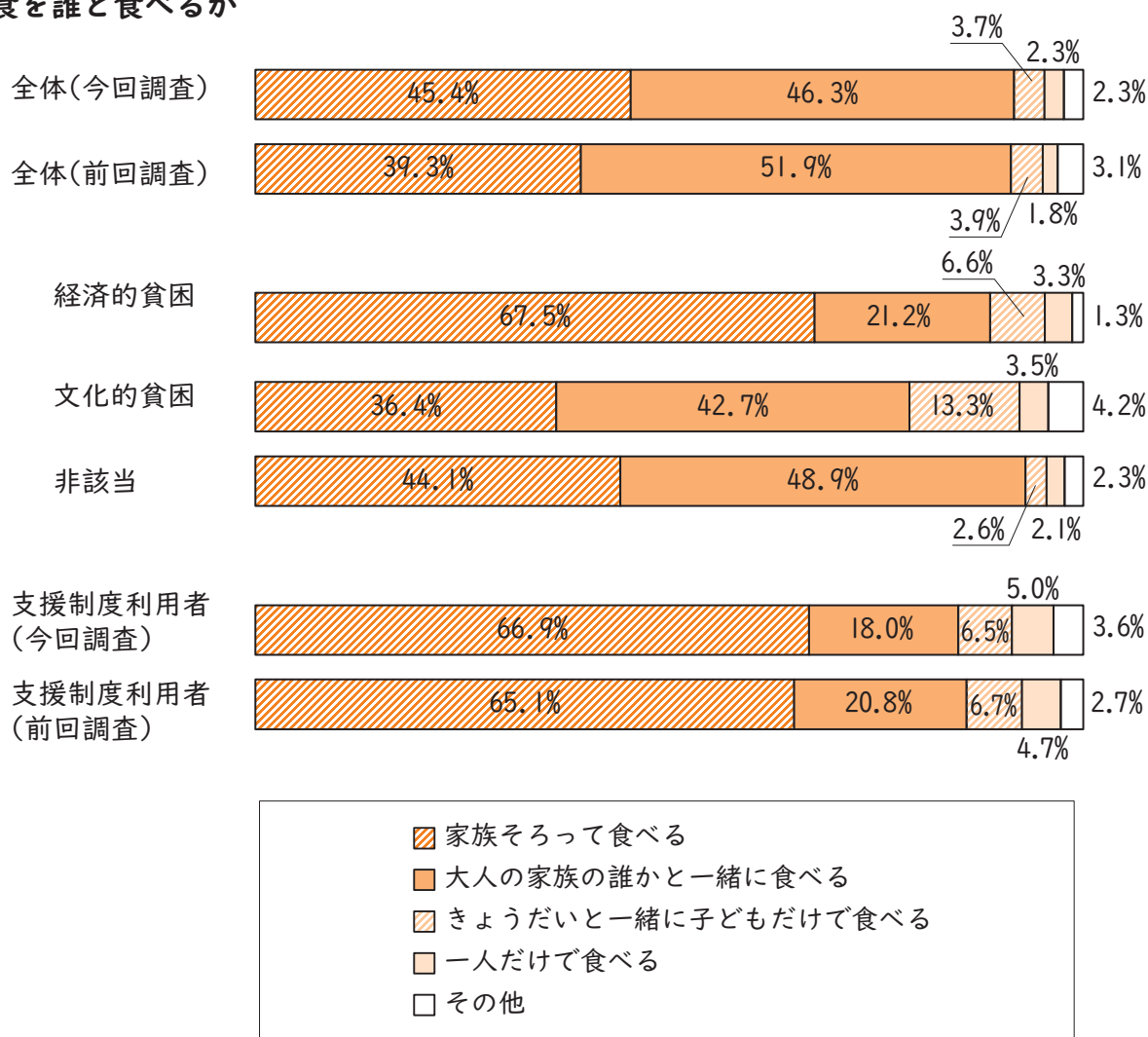
【夕食を誰と食べるか】

夕食を誰と食べるかについては、「非該当」「文化的貧困」では「大人の家族の誰かと一緒に食べる」が最も高く4～5割に上ります。次いで、「家族そろって食べる」が4割前後となっています。また、「経済的貧困」では「家族そろって食べる」が67.5%と最も高く、「大人の家族の誰かと一緒に食べる」は21.2%となっています。

一方、「文化的貧困」では「きょうだいと一緒に子どもだけで食べる」を合わせた子どもだけで食べている人が16.8%と、他の区分に比べて高くなっています。

「支援制度利用者」では「家族そろって」が66.9%に上り、「大人の家族の誰かと一緒に」は18.0%となっています。

◆ 夕食を誰と食べるか



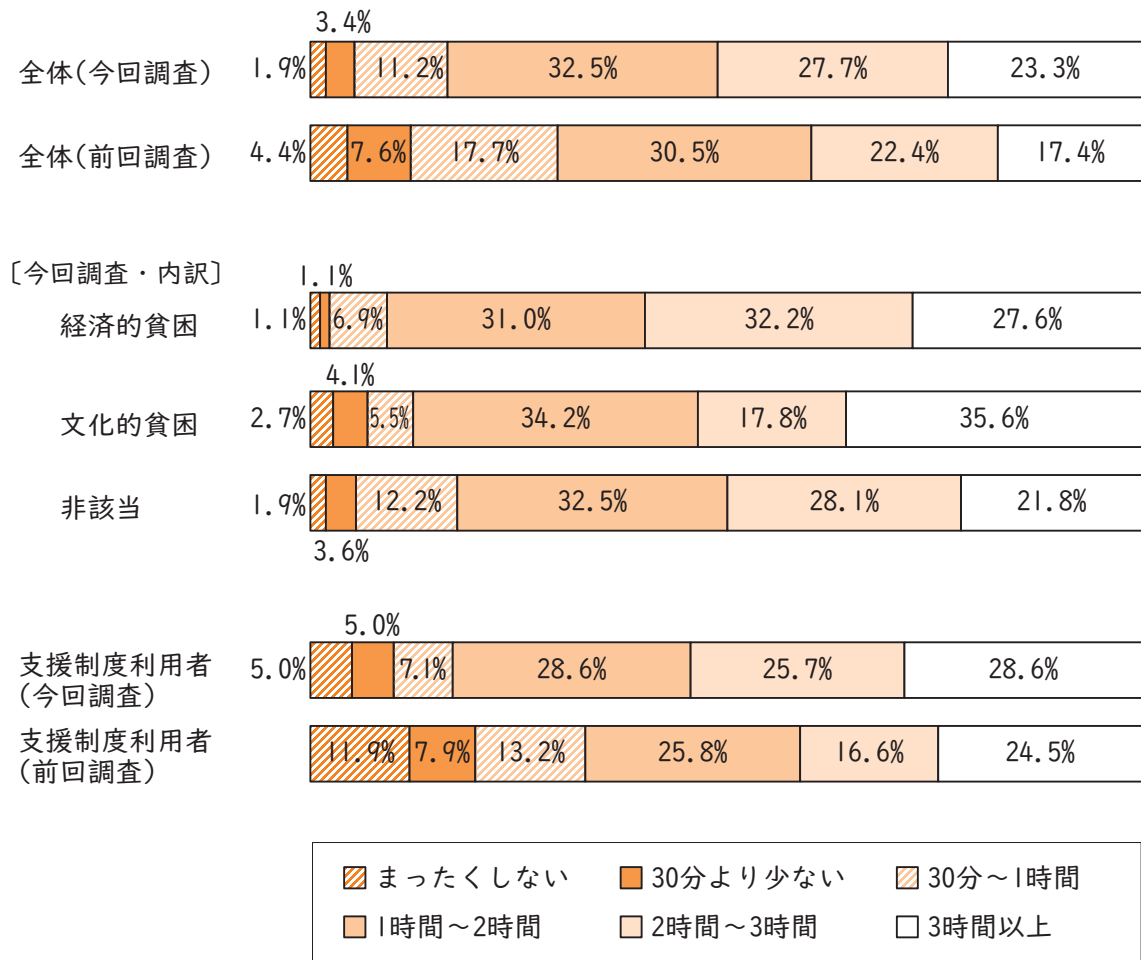
【ゲームやスマホを利用する時間】

子どものゲーム・スマホの利用時間については、「非該当」では「1時間～2時間」が、「経済的貧困」では「2時間～3時間」が、「文化的貧困」では「3時間以上」がそれぞれ最も高くなっています。2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は、「非該当」の49.9%に対し、「経済的貧困」では59.8%と高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は11.2ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では「1時間～2時間」と「3時間以上」が28.6%で同率となっています（支援制度利用者の回答には就学前児童も含みます）。

◆ ゲーム・スマホを利用する時間



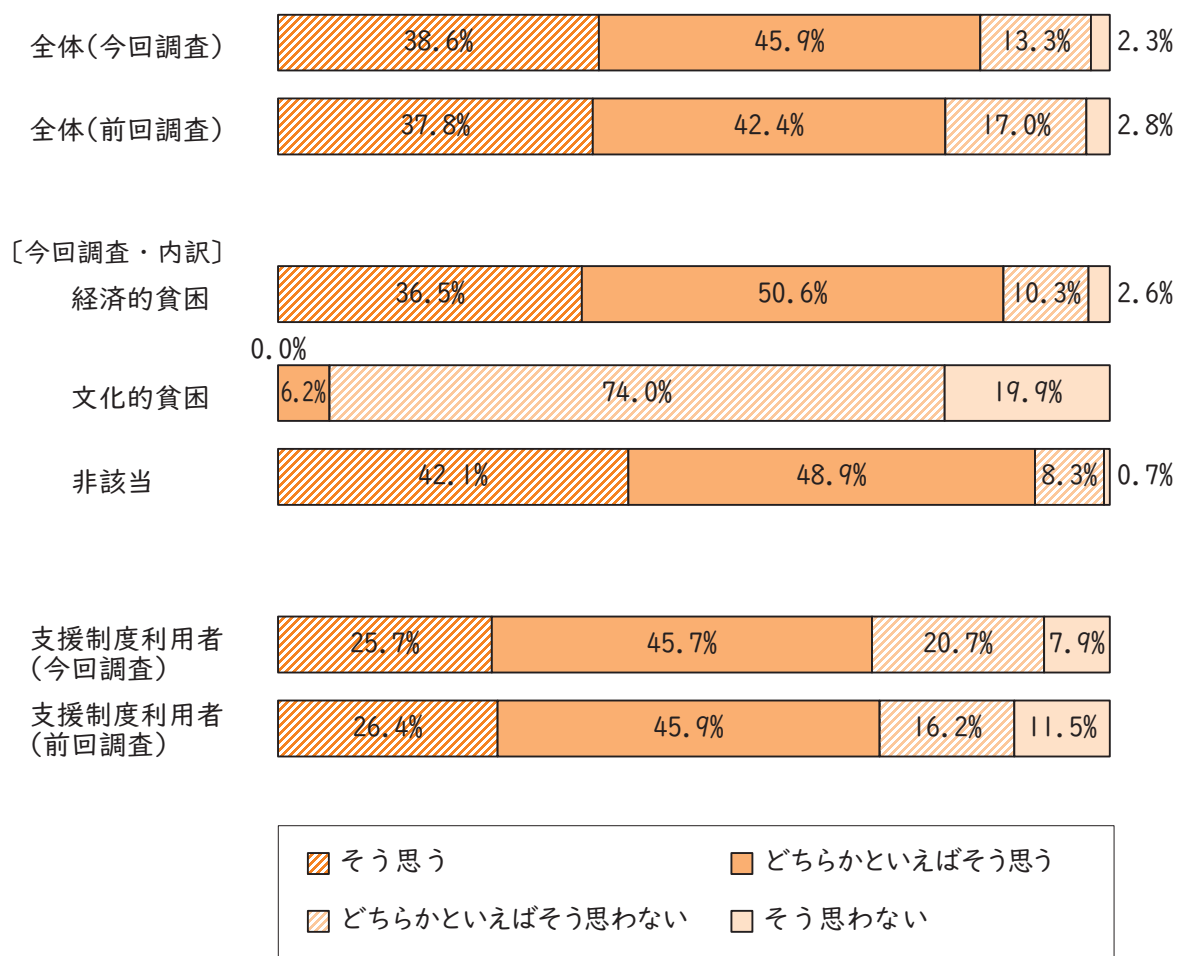
【子どもと十分時間を過ごしていると感じるか】

子どもと十分時間を過ごしていると感じるかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも8割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』はわずか6.2%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が93.9%に上っています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は約7割となっています。

◆ 子どもと十分時間を過ごしていると感じるか

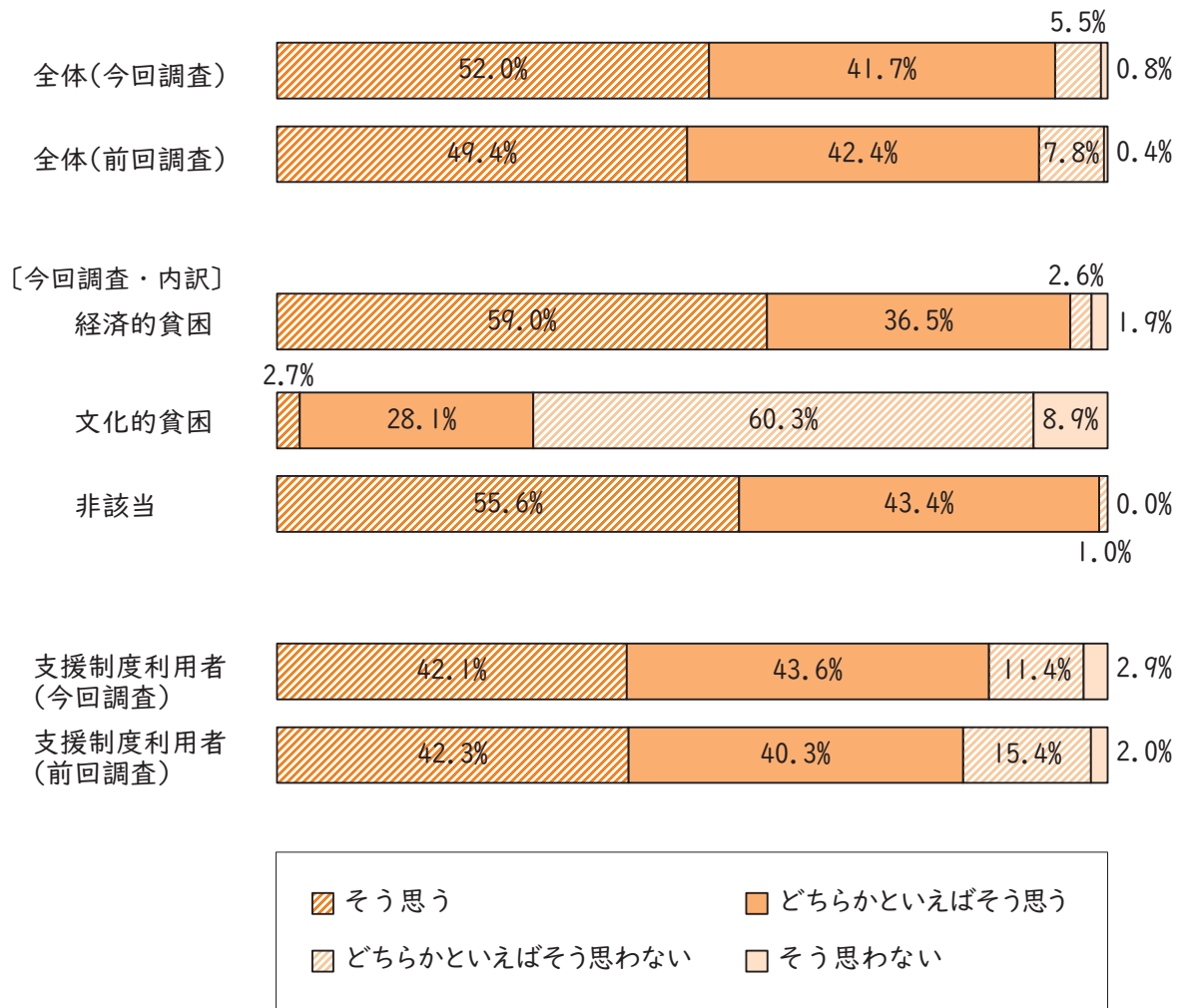


【子どもとよく会話をするか】

子どもとよく会話をするかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも9割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』は30.8%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が69.2%に上っています。

「支援制度利用者」でも『肯定的な回答』は8割強となっており、前回調査と比較すると、3.1ポイント増加しています。

◆ 子どもとよく会話をするか



④地域社会との関わりに関すること

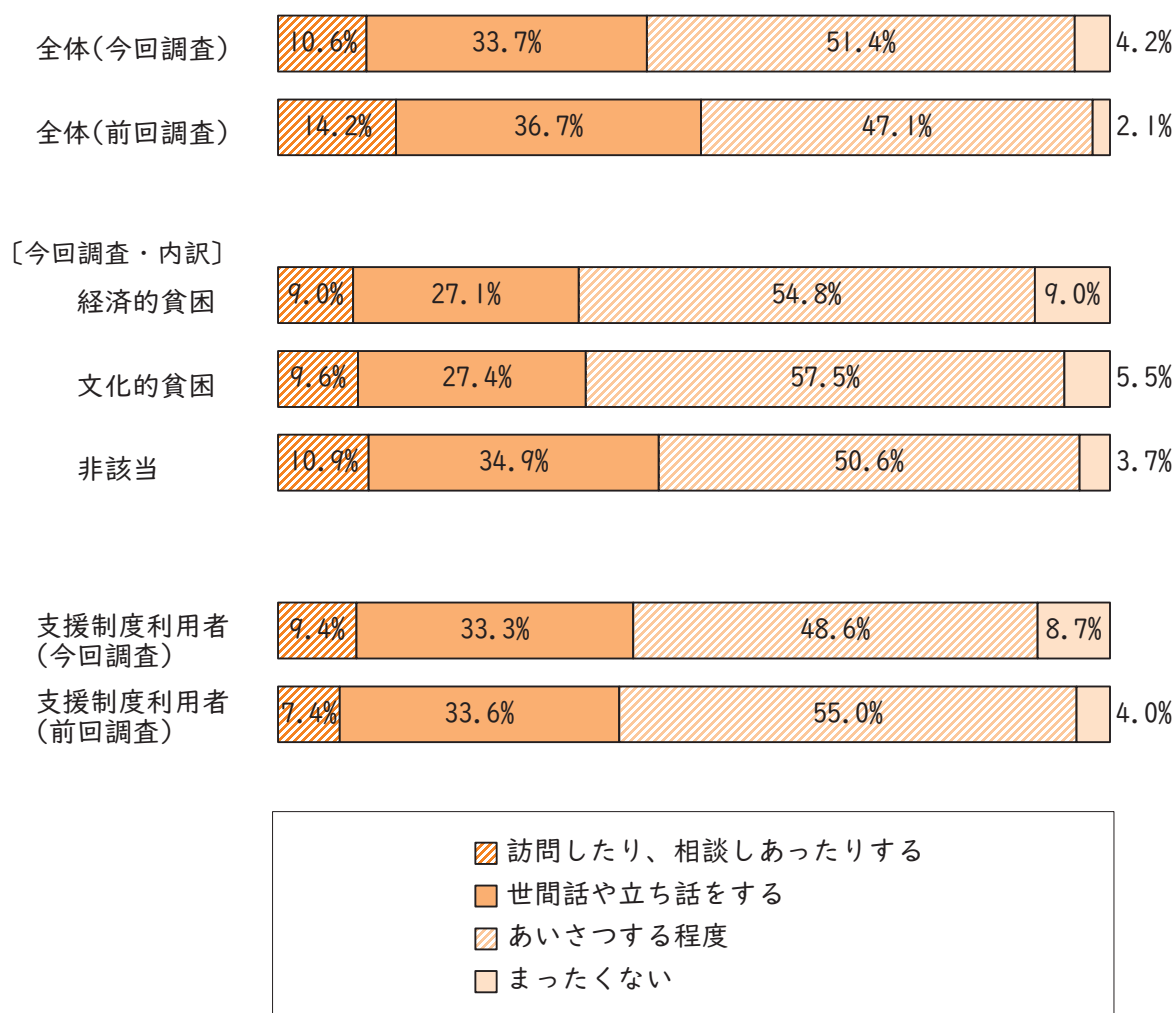
【近所の方とどの程度の付き合いがあるか】

近所の方との付き合いの程度については、いずれの区分でも「あいさつする程度」が最も高くなっています。「訪問したり、相談しあったりする」という深い付き合いについては、「非該当」が10.9%に上るのに対し、「経済的貧困」「文化的貧困」では1割弱にとどまっています。

全体結果を前回調査と比較すると、「訪問したり、相談しあったりする」は3.6ポイント、「世間話や立ち話をする」は3.0ポイント減少し、「あいさつをする程度」が4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」でも「あいさつする程度」が48.6%と最も高く、「訪問したり、相談しあったりする」は9.4%と低くなっています。

◆ 近所の方とどの程度の付き合いがあるか



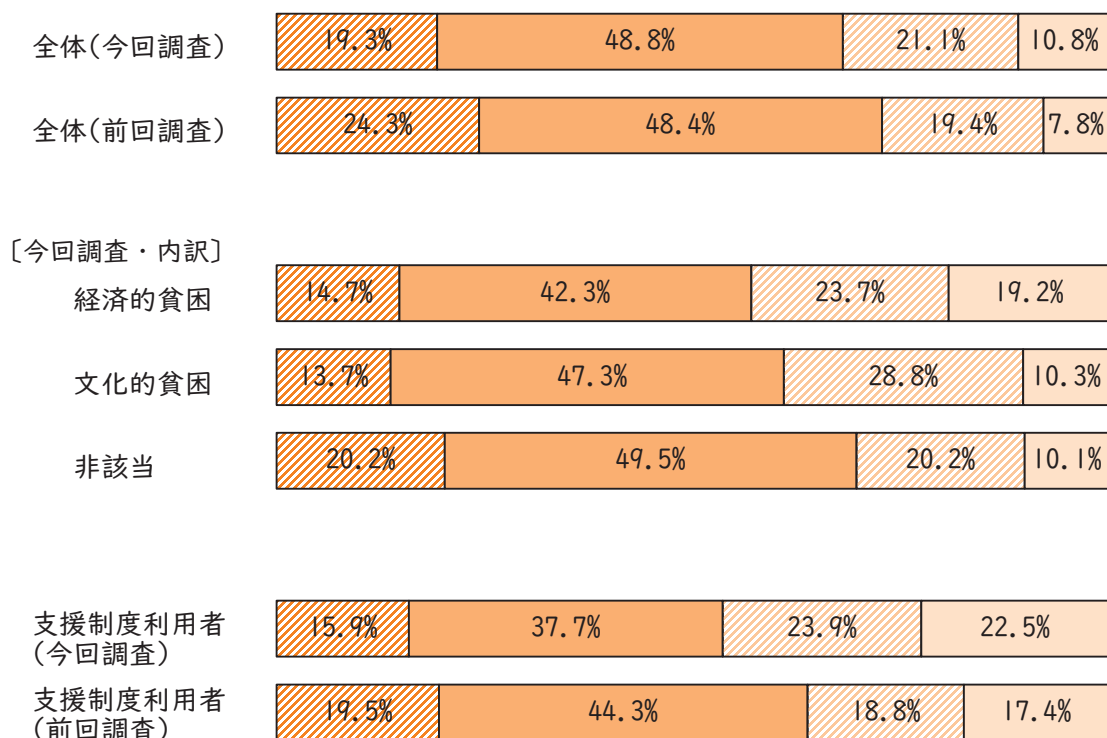
【地域の行事に参加しているか】

地域の行事への参加については、「非該当」「文化的貧困」では「よく」と「時々」を合わせた、参加していると答えた『肯定的な回答』が6割を超えています。『経済的貧困』では57.0%と、他の区分に比べて少なくなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は53.6%であり、「あまり」と「まったく」を合わせた、参加していないと答えた『否定的な回答』は46.4%と、他の区分に比べて高くなっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.2ポイント減少しています。

◆ 地域の行事に参加しているか



よく参加している
 時々参加している
 あまり参加していない
 まったく参加していない

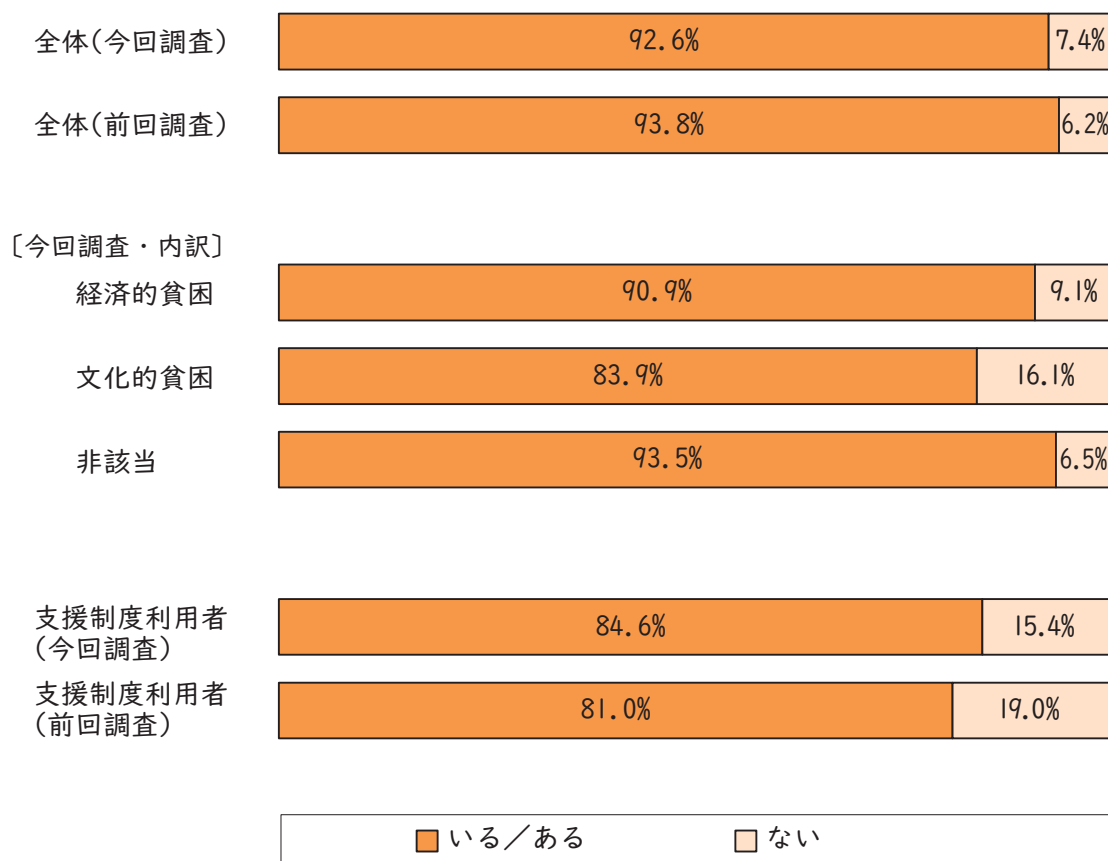
⑤行政の支援制度及び必要となる施策に関すること

【子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか】

子育てに関する相談先については、「非該当」「経済的貧困」では9割以上が「いる／ある」としています。一方、「文化的貧困」では16.1%が「ない」としています。

「支援制度利用者」では15.4%が「ない」としていますが、前回調査と比較すると3.6ポイント減少しています。

◆ 子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか



第3章 本市の子ども・子育て支援の取組の状況

1. 教育・保育事業

① 令和6年度の施設利用の状況

本市の就学前の教育・保育事業の利用状況をみると、年齢が進むにつれて利用率は上昇し、3歳児以降はほぼ100%の利用となっており、ほとんどの就学前児童は、3歳以降、いずれかの施設で集団生活を送っています。また、2歳児については56.6%、1歳児は51.0%であり、自宅よりも施設で過ごす子どもが多くなっています。

施設別では、保育所が820人（38.0%＝就学前児童数に対する割合、以下同）、幼稚園が364人（16.9%）、認定こども園が275人（12.7%）などとなっています。

〈令和6年度の年齢別・施設別利用児童数〉

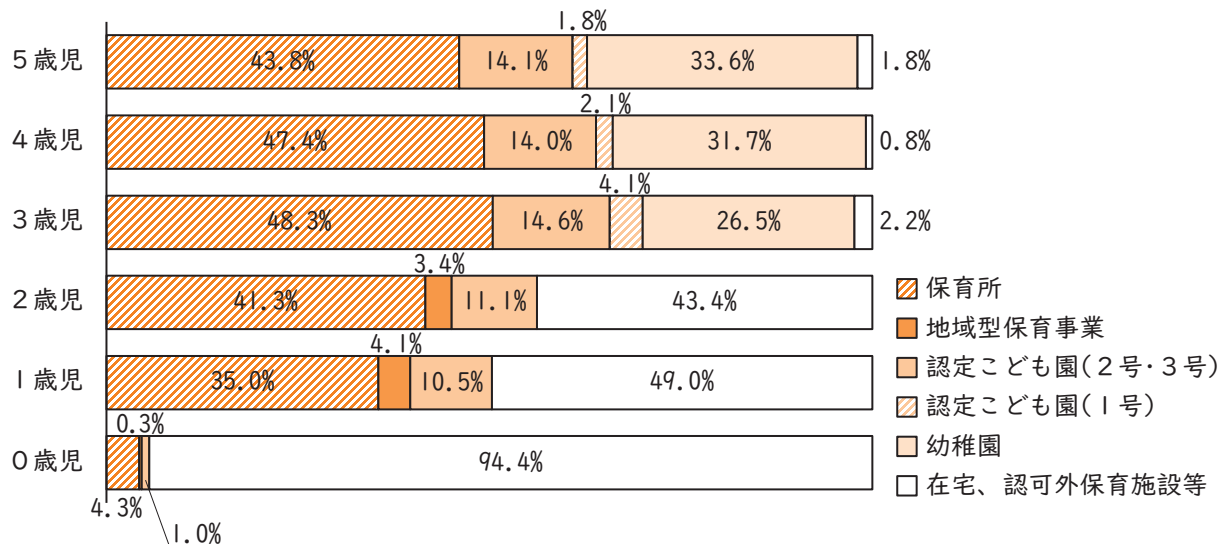
（単位：か所、人）

		施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育的な利用	保育所	12	13	103	157	175	179	193	820
	公立保育所	8	8	61	98	122	125	133	547
	私立保育所	4	5	42	59	53	54	60	273
	地域型保育事業	2	1	12	13				26
	認定こども園(2・3号)	2	3	31	42	53	53	62	244
	公立認定こども園(2・3号)	1	2	15	21	32	29	38	137
	私立認定こども園(2・3号)	1	1	16	21	21	24	24	107
	広域利用		0	4	3	10	7	11	35
	計	16	17	150	215	238	239	266	1,125
教育的な利用	認定こども園(1号)	2			0	15	8	8	31
	公立認定こども園(1号)	1				9	4	5	18
	私立認定こども園(1号)	1			0	6	4	3	13
	幼稚園	5			0	96	120	148	364
	公立幼稚園	4				25	47	59	131
	確認を受けない私立幼稚園	1			0	71	73	89	233
	広域利用				0	5	8	11	24
	計	7			0	116	136	167	419
	施設利用児童数合計			17	150	215	354	375	433
在宅、認可外保育施設等			286	144	165	8	3	8	614
就学前児童数			303	294	380	362	378	441	2,158
施設利用率			5.6%	51.0%	56.6%	97.8%	99.2%	98.2%	71.5%

資料：就学前児童数は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口、「施設」は市内の施設数
 施設利用児童数は令和6年4月1日現在の施設利用者数（利用内定児を含まない）
 「在宅、認可外保育施設等」は就学前児童数と施設利用児童数合計との差分である。

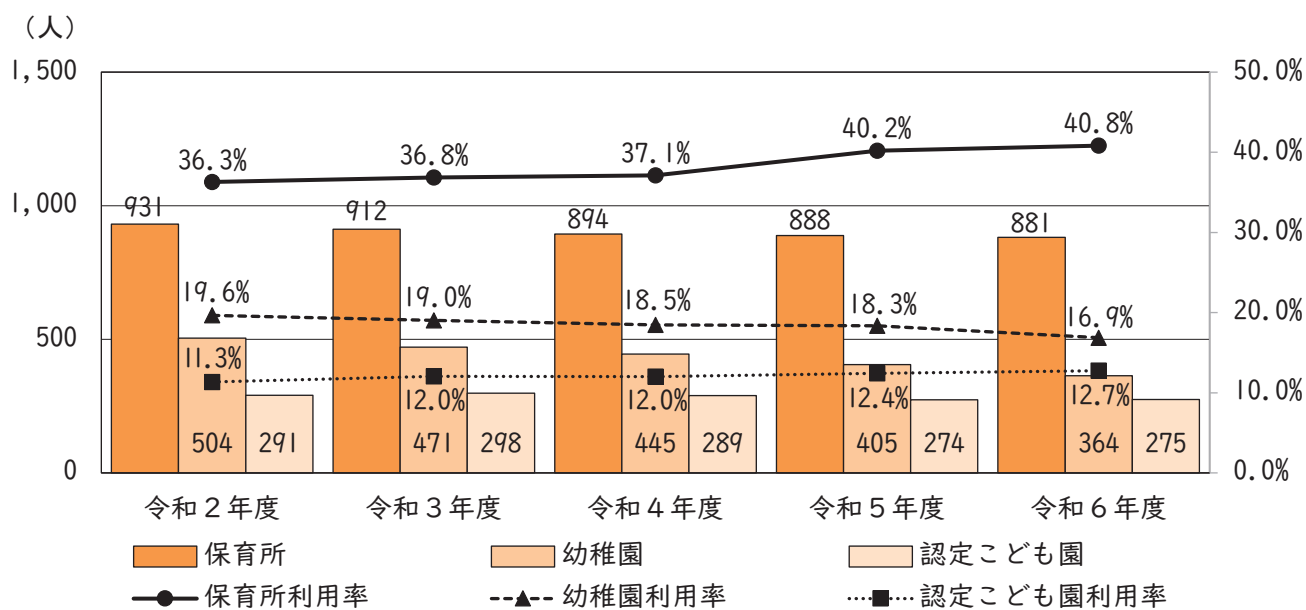
年齢別・施設別の利用状況をみると、3歳児から5歳児については保育所が40～50%、幼稚園が30%前後で、教育・保育の利用を合わせた認定こども園が15～20%となっています。また、0歳児については90%以上が自宅で過ごしており、1、2歳児については40～50%が自宅で過ごしている一方、40%前後は保育所、15%弱が認定こども園を利用しているといえます。

〈令和6年度の年齢別・施設別利用児童状況〉



② 保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況

就学前児童数が減少する中、保育所の利用児童数が横ばいである一方、幼稚園及び認定こども園の利用児童数は減少傾向となっています。利用率で見ると、保育所は上昇を続けており、認定こども園はゆるやかに上昇し、幼稚園は減少が続いています。



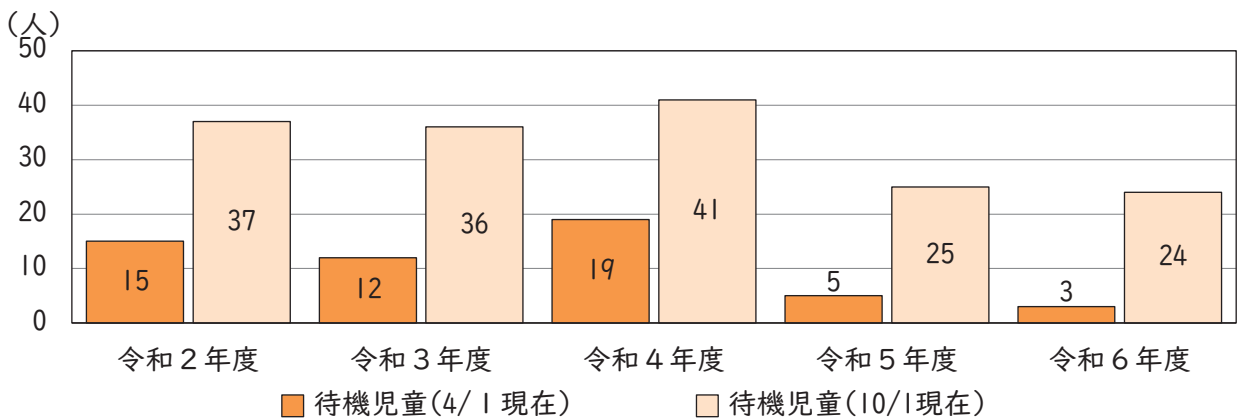
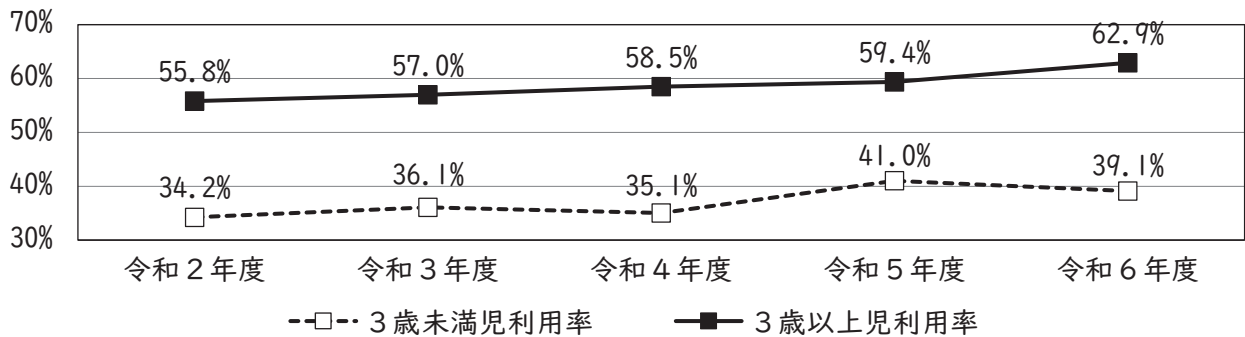
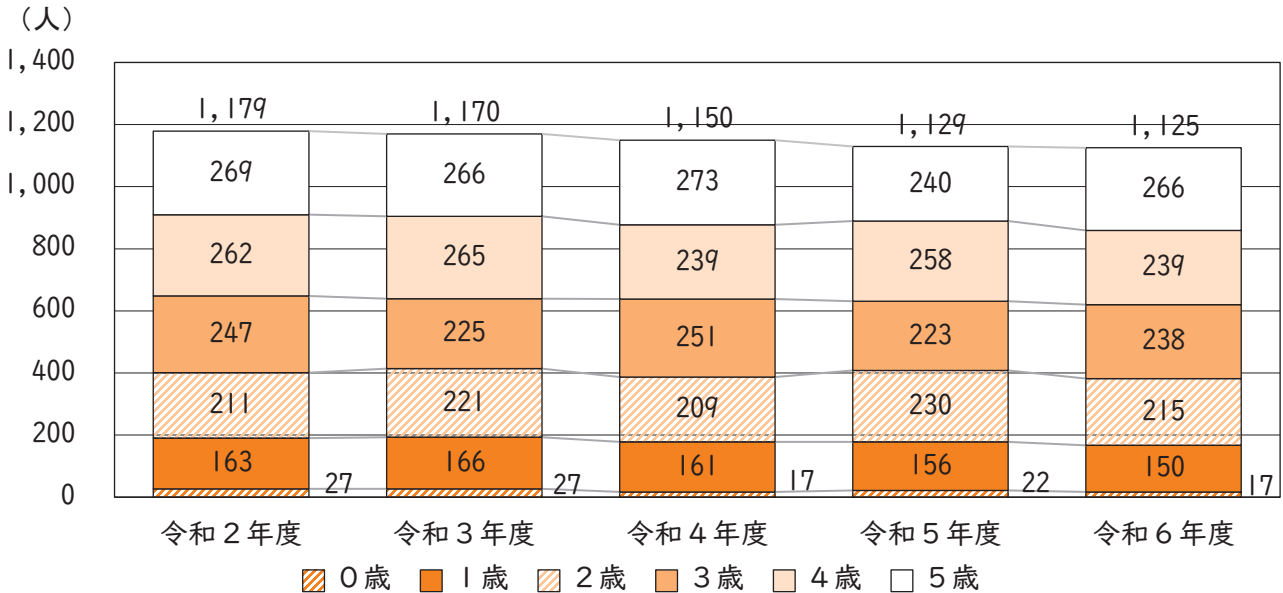
資料：子ども政策課

③ 保育の利用状況

市内の保育提供施設については、公立保育所8か所、私立保育所4か所、公立認定こども園1か所、私立認定こども園1か所の計14か所で保育を実施しています。

利用率は上昇傾向にあり、令和6年4月1日現在で3歳未満児が39.1%、3歳以上児が62.9%となっています。

また、待機児童数については、令和4年度から5年度にかけて大きく減少し、令和6年4月1日現在は3人、10月1日現在は24人となっています。

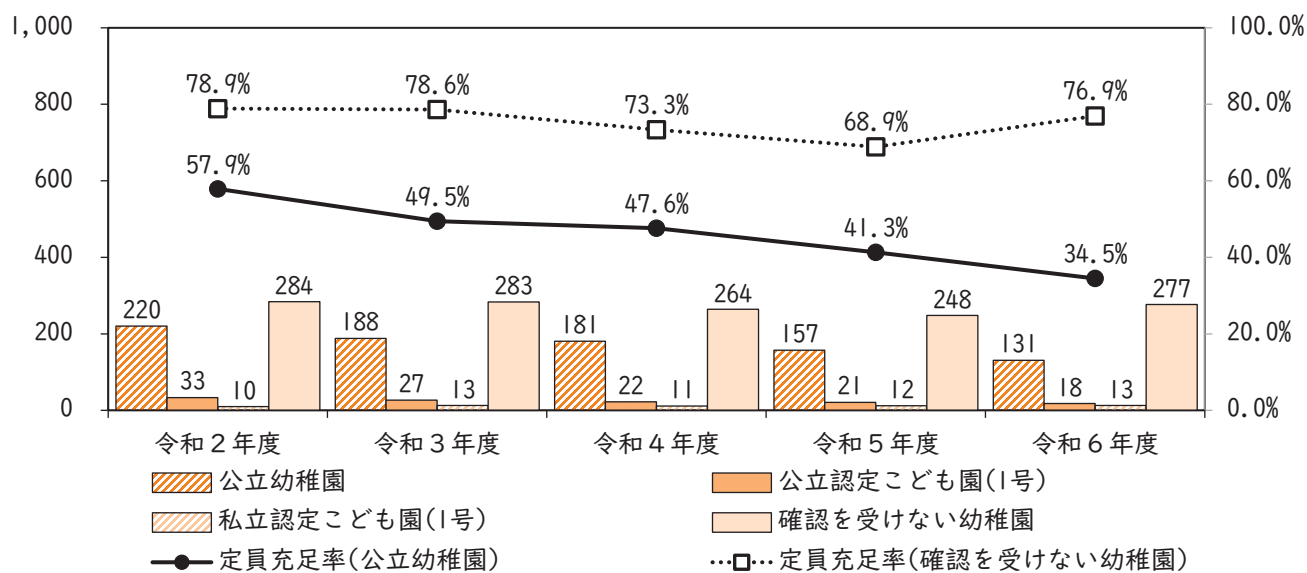


資料：子ども政策課

④ 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

市内の幼児教育提供施設については、公立幼稚園4か所、公立認定こども園1か所、私立認定こども園1か所、私立の確認を受けない幼稚園1か所の計7か所で就学前教育を実施しています。

定員数に対する充足率は低下傾向にありますが、令和6年5月1日現在では公立幼稚園が34.5%と低下を続けている一方、確認を受けない幼稚園は令和5年度から6年度にかけて上昇し、76.9%となっています。

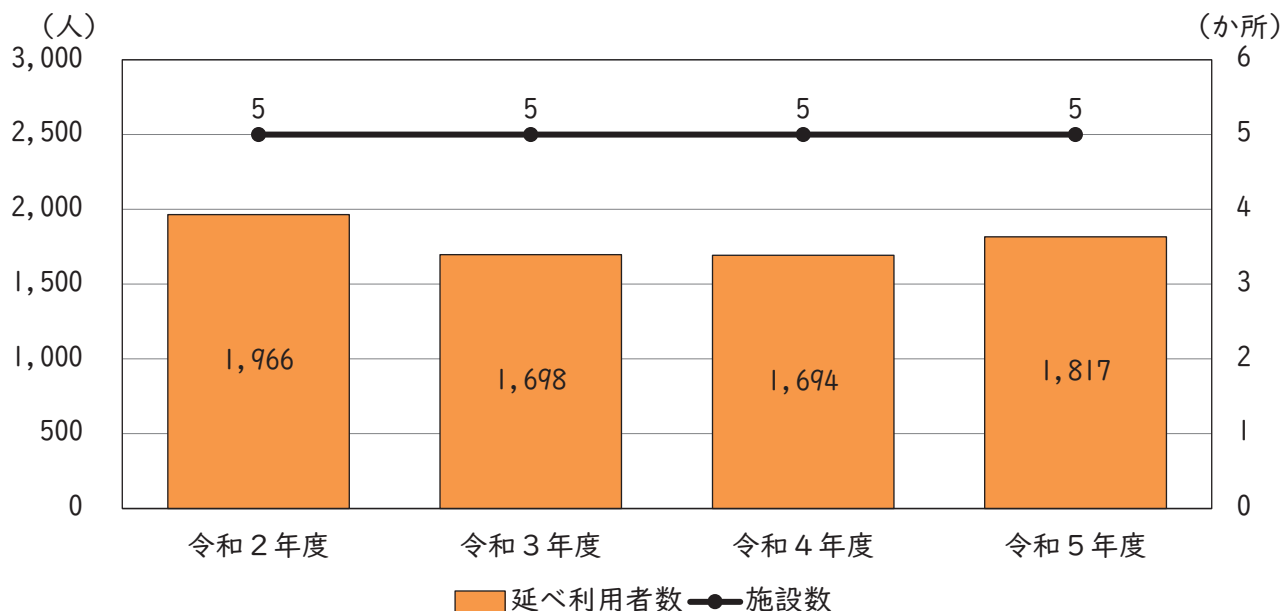


資料：子ども政策課

2. 地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業

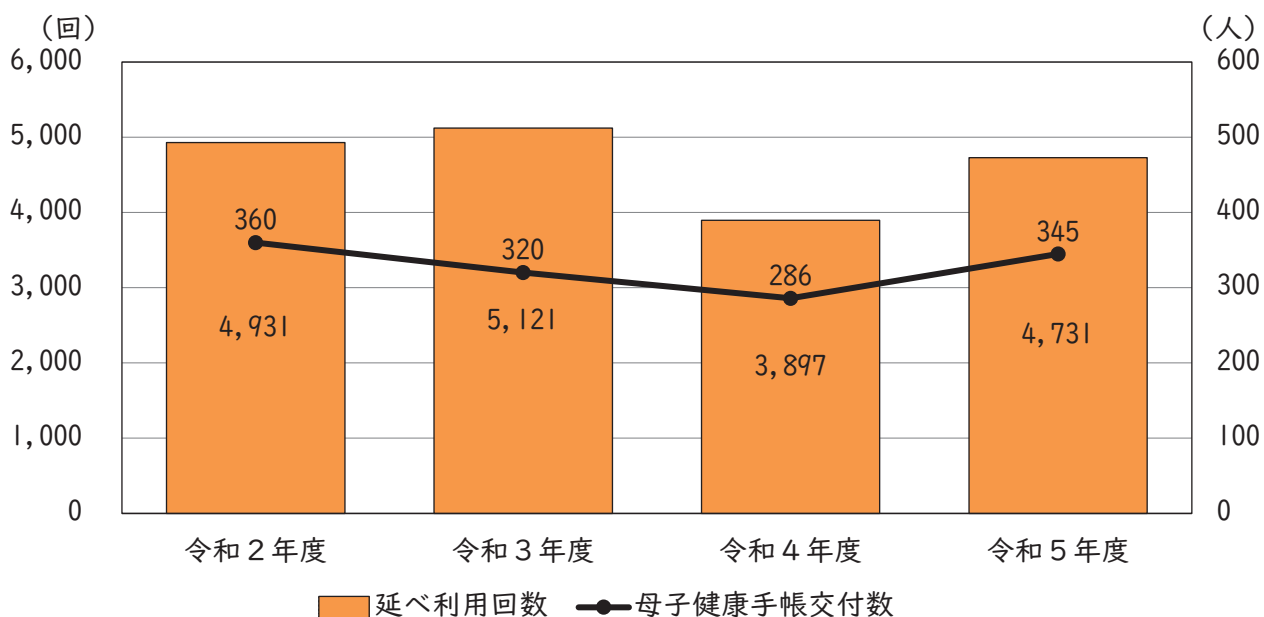
子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）については、市内5か所で実施しています。令和5年度の延べ利用者数は1,817人となっています。



資料：子ども政策課

② 妊婦健康診査

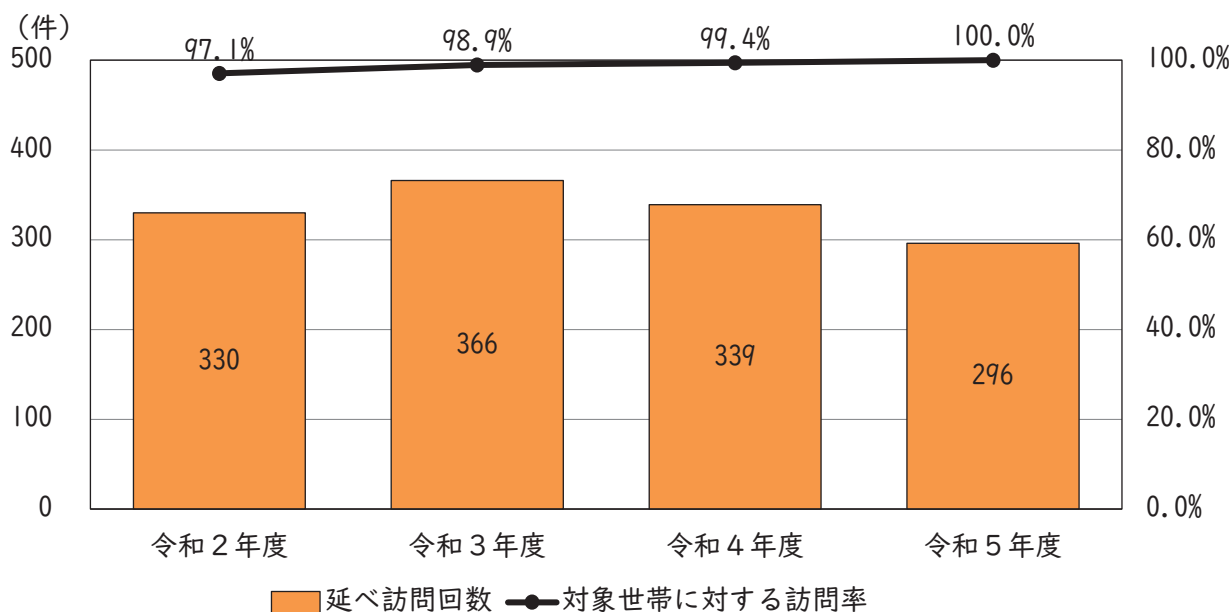
妊娠中の健康診査にかかる費用を最大14回分助成しており、令和5年度の延べ利用回数は4,731回、母子健康手帳交付数は345人となっています。



資料：子ども総合支援課

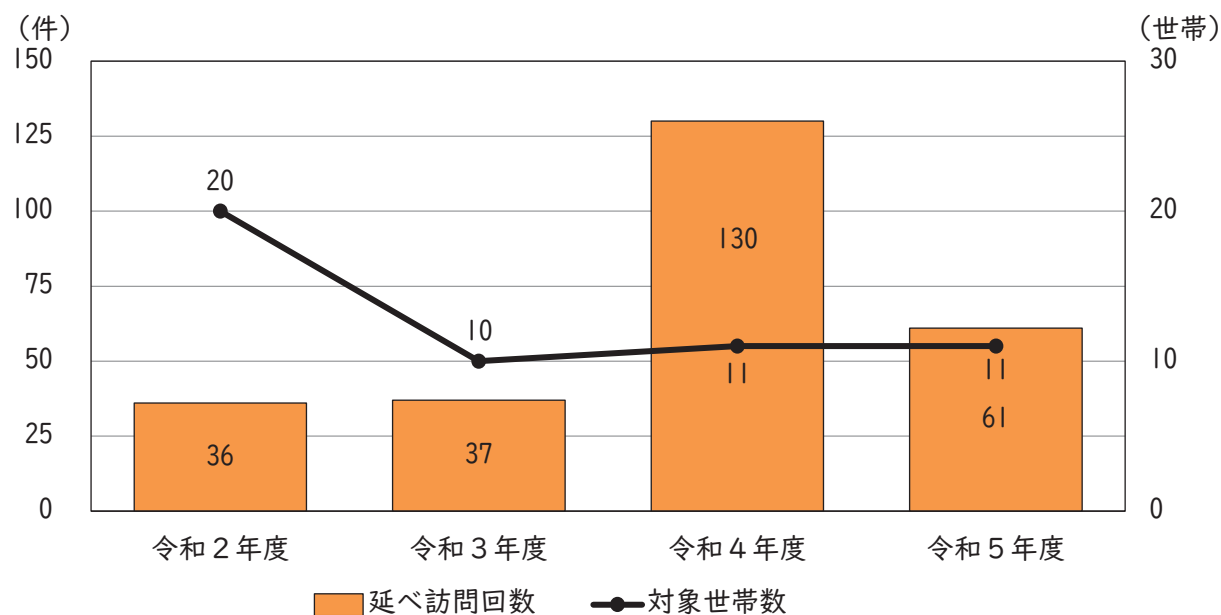
③ 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を対象に、保健師、助産師、母子保健推進員等の専門職が訪問し、身体測定、予防接種などの母子保健サービスの案内、母子の健康についての相談や授乳指導等を行っています。令和5年度の延べ訪問件数は296件、訪問率は100%でした。



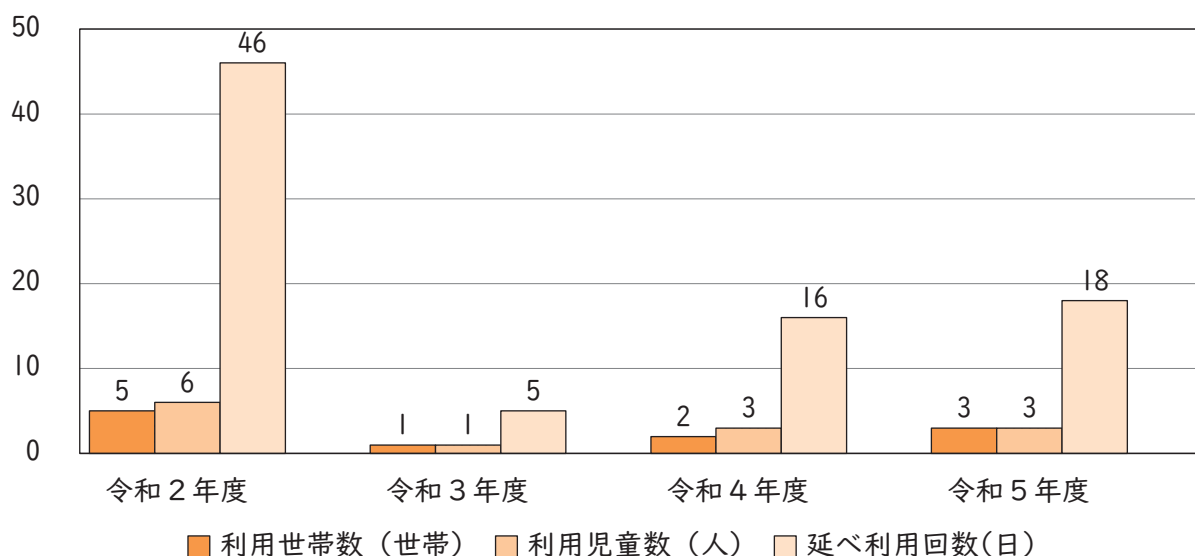
④ 養育支援訪問事業

子どもの養育に関し、支援が必要であるにもかかわらず、支援を求めることが難しい家庭に対し、保健師等の訪問による養育支援訪問事業を実施しています。令和4年度は延べ訪問件数が130件と大幅に増えましたが、令和5年度の延べ訪問件数は61件、対象世帯数は11世帯でした。



⑤ 子育て短期支援事業

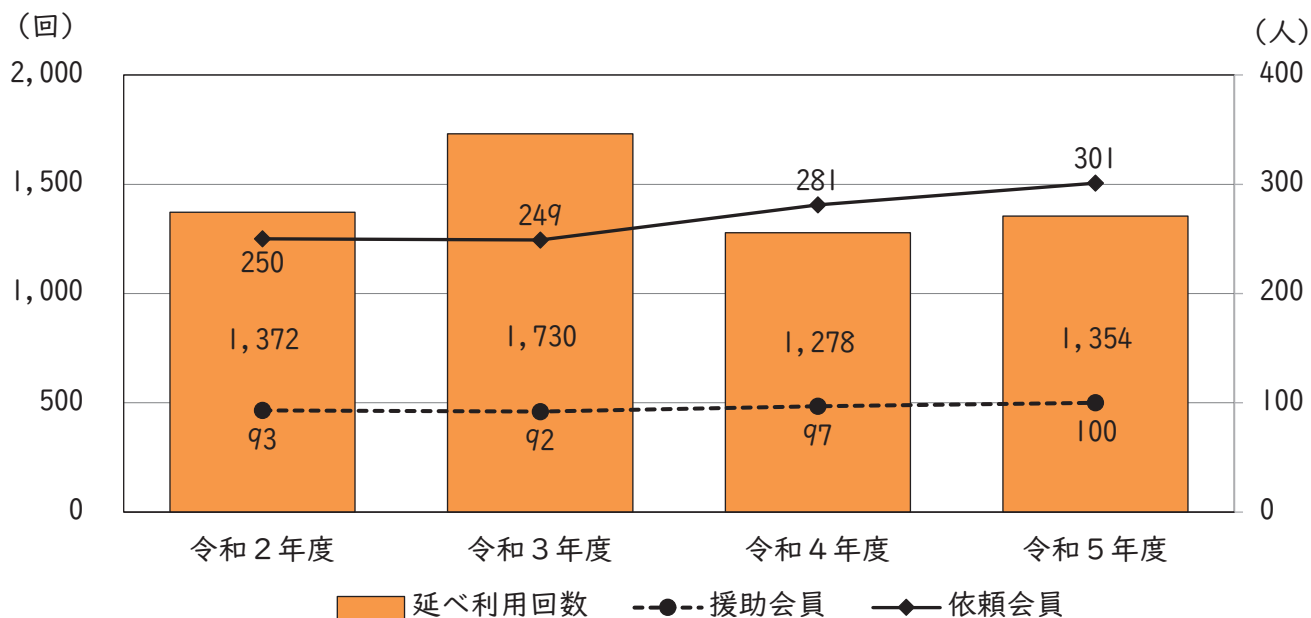
保護者の病気等のために一時的に児童養護施設等で預かる子育て短期支援事業については、市内に受入施設がなく、市外8施設の児童養護施設に委託しています。令和5年度には3人が延べ18回、この事業を利用しました。



資料：子ども総合支援課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の急な用事の際等の子どもの預かり、保育施設までの送迎等のサービス提供を行うため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。この事業は、依頼会員と協力会員、両方を兼ねる会員の相互によって提供され、会員数は増加傾向にあります。令和5年度のサービスの延べ利用回数は1,354回となっています。

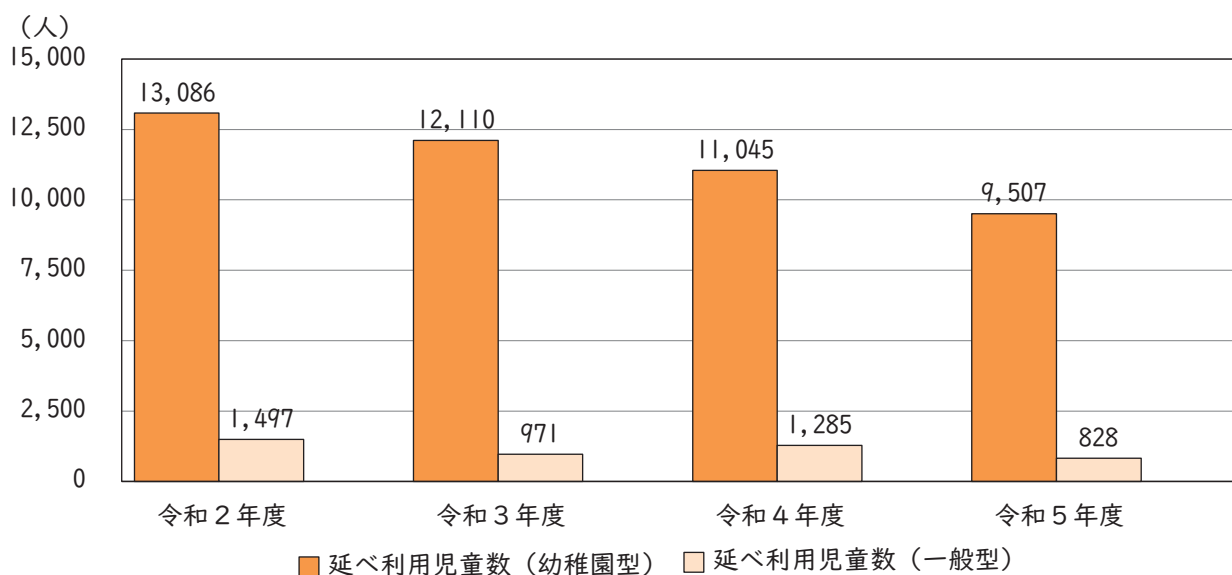


資料：子ども政策課

⑦ 一時預かり事業

幼稚園や認定こども園（教育利用）を利用している子どもについて、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、通園する施設で一時的な預かりを行う「幼稚園型」及び一時預かり（預かり保育）を認定こども園と確認を受けない幼稚園の3か所で実施し、令和5年度の延べ利用児童数は9,507人となっています。

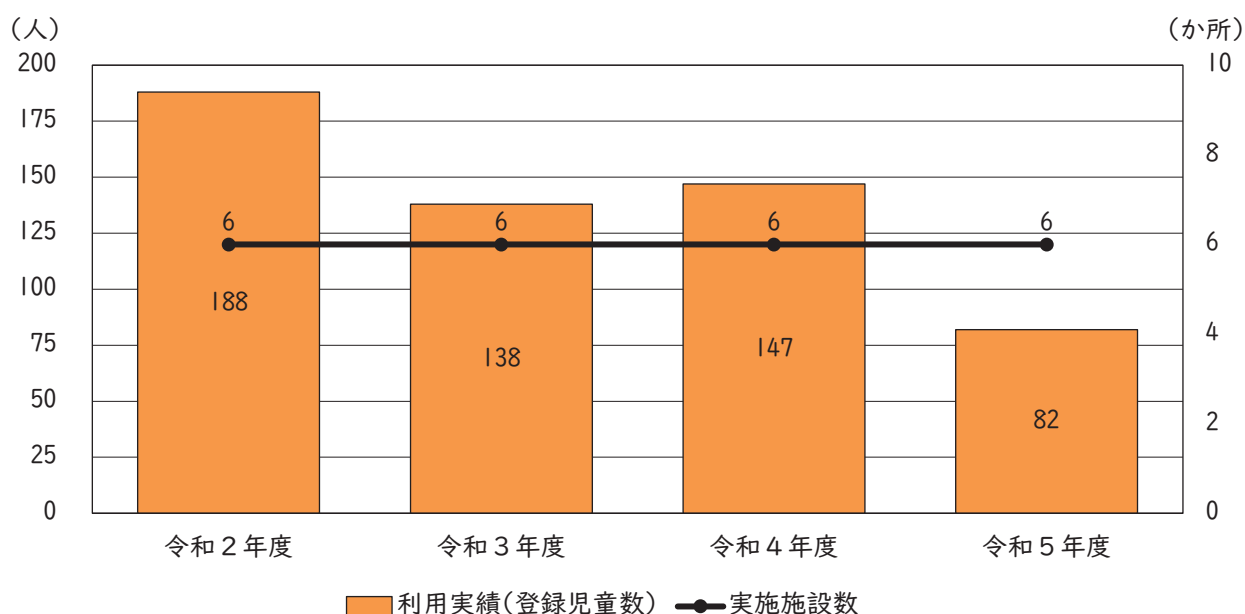
また、ふだん利用していない施設を利用する「一般型」については、私立保育所2か所とファミリー・サポート・センターで実施しており、令和5年度の延べ利用児童数は828人となっています。



資料：子ども政策課

⑧ 延長保育事業

保育標準時間を超えて保育の提供を受ける延長保育事業については、保育園4か所、認定こども園2か所で延長保育を実施しています。令和5年度は年間延べ82人の利用となっています。



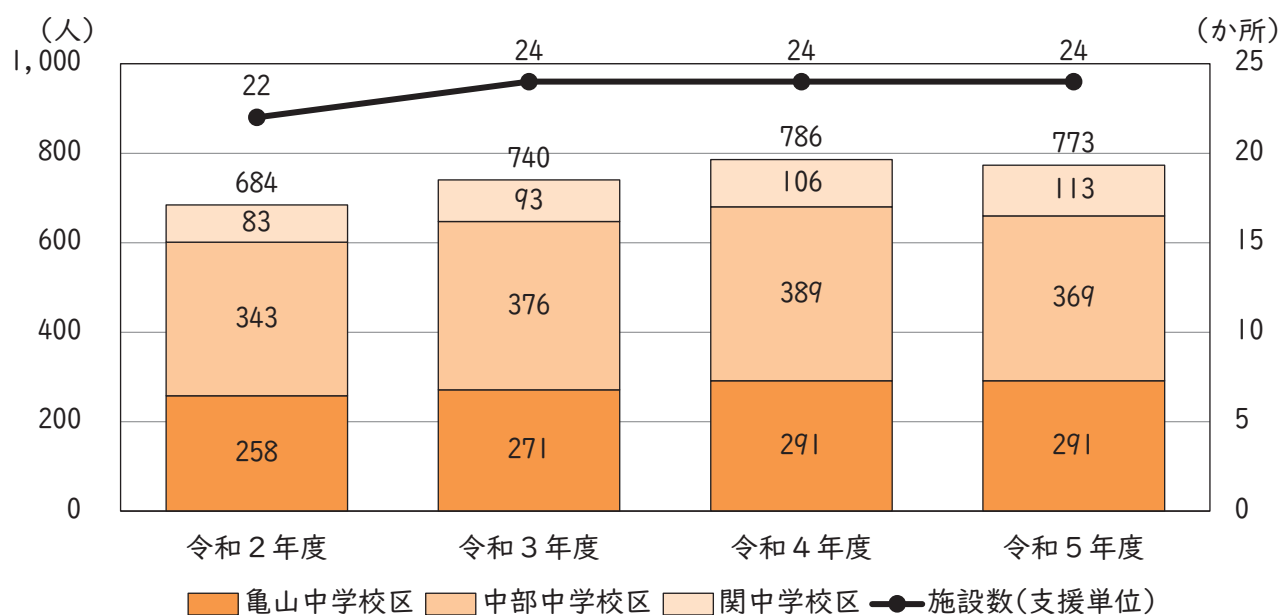
資料：子ども政策課

⑨ 病児保育事業（病後児保育事業）

病気の急性期から回復期にある子どもを預かる病児保育事業については、市内で利用できる施設がなく、ファミリー・サポート・センターの病児救急対応強化事業にて対応していますが、令和5年度の利用はありませんでした。

⑩ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブ（学童保育所）については、現在 24 か所で運営されています。令和5年度の利用（登録）児童数は合わせて 773 人となっています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、平成17年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」の考え方を受け継ぎ、平成27年度からの第1期計画、令和2年度からの第2期計画においても『子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま』を基本理念としてきました。

この基本理念は、保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまちを目指すものであり、そうしたまち・亀山で、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていくことを期待するものです。

この間、法制度面においても、本市の施策においても、子育て支援は年々充実してきているといえるものの、子どもの出生数は減少傾向にある一方で、共働き世帯が増える中で就学前の教育・保育のニーズはますます高まっています。また、全国的には子どもの虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増しているともいえます。

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、憲法はもちろん、国連「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的に、基本理念や国、県、市の責務などを定めています。この法律を受けて、子どもを権利の主体として位置付け、その上で教育・保育や子育て支援事業などを進めていく必要があります。

こうした変化の中にもありながらも、これまでの基本理念は子どもの育ち、子育てへの応援という点で普遍的な意味を持ち、更に「こども基本法」の基本理念にも合致すると考えられることから、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画においても引き続き、以下を基本理念として定めることとします。

〔基本理念〕

子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま

2. 基本的な視点

前述のとおり、子どもや子育てを取り巻く環境は刻々と変化し、中には厳しさを増しているものもあります。その中で、子どもの育ちや子育て家庭を支えるために必要な支援も変化しているといえます。

そうした中にあっても、基本理念と同様、普遍的に意識すべき視点として、第2期計画に引き続き、次の5つを掲げます。

一人ひとりの子どもが大切にされ、健やかに育つ視点

子ども・子育てに関する施策を進めるに当たって、子ども一人ひとりにきちんと向き合い、子どもが大切な存在であることを子どもたち自身に伝わるようにしていきます。このことにより、子ども一人ひとりの人権が守られ、自己肯定感を持って健やかに成長し、将来にわたる幸せにつなげることができます。

全ての親が安心して子育てをする視点

子どもの成長を支える上で、親は最も大きな存在となります。子どもを持つことで初めて親となり、子どもの成長とともに親も成長するものだといえます。親子がともに成長していけるよう、全ての親の子育てを支える意識を持って施策の推進を図ります。

地域や社会が子どもと子育てを支える視点

子どもは未来を創造する原動力であり、「地域の宝」ともいわれます。子どもは未来の地域社会を支える担い手であるという認識を持ち、地域全体で子どもを見守り、子育て世帯を支えていきます。

歴史や自然を子育てに生かす視点

本市には、東海道のまちなみやそれに根差した生活とつながる歴史文化、市域のどこからでも見えて自分たちを見守るように存在する鈴鹿山脈の山並みから続く豊かな自然など、魅力的な地域資源にあふれています。この地で進める子育てが豊かなものとなるよう、これらの資源を最大限に活用しながら施策の推進を図ります。

子育て世帯に選ばれる視点

全国的に人口減少が進む中では、子育て世帯に選ばれることで、自治体としての持続性を高めることができます。多様な施策を効果的に進めることによって、まちの魅力を高め、子育て世帯に選ばれるよう、各種施策に取り組みます。

3. 基本目標

基本理念の具現化に向けて実施する様々な施策を束ねる大綱として、また、大きな目標としての意味を併せ持つものとして、第2期計画に引き続き、次の4つの基本目標を掲げます。なお、これらの目標の実現に向けて、「亀山市こども家庭センター」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関連部署・機関との連携を図り、取り組みます。

1. 幼児教育・保育環境が満たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、施設の再編を進めるとともに、保育士等を確保することによって、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を生かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かく切れ目のない保育サービスの提供に努めます。

2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が楽しく主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の向上を図ります。

また、地域で園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長を見守りながら、子育て世帯の様々な不安を解消することのできる包括的な相談支援体制を構築します。

3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを取り巻く生活環境は様々であることから、経済的側面のみならず文化的側面を含め、子ども及び子育て家庭に寄り添った支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、自立に向けた支援を行い、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに自分らしく生きていけるよう、子どもたちの希望に満ちた明るい未来につなげます。

4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期からの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

4. 施策の体系

基本目標1. 幼児教育・保育環境が満たされるまち

- (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化
 - ①就学前教育・保育施設の再編と整備
 - ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化
- (2) 亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践
 - ①質の高い教育・保育の提供
 - ②魅力ある教育・保育の充実
 - ③保育士等への支援体制の強化
- (3) 多様な保育サービスの提供
 - ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化
 - ②きめ細やかな保育サービスの提供
 - ③多様な子育て援助機能の充実

基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

- (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進
 - ①配慮を必要とする子どもとその保護者への支援
 - ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援
- (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり
 - ①子育て世帯の子育て力の強化支援
 - ②子育て世帯の交流支援
 - ③子育て世帯の孤立の未然防止の取組
- (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実
 - ①子育て支援のすそ野の拡大
 - ②子どもの健全育成活動の充実

基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

- (1) 子どもの人権を守る取組の充実
 - ①多様な生活環境にある子どもに対するきめ細かな支援
 - ②子どもの人権を守る意識の醸成
- (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保
 - ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
 - ②就学・進学に関する相談体制の充実
 - ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
- (3) 自立した生活基盤づくりへの支援
 - ①生活支援の充実
 - ②就労に関する支援の充実
 - ③食から支える子ども食堂の充実
 - ④各種支援制度の周知強化と利用促進

基本目標4. 子育ての希望がかなうまち

- (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実
 - ①妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実
 - ②安心して子育てのできる意識と環境づくり
 - ③出産の希望を支える支援
- (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援
 - ①親の就労を支える保育サービスの提供
 - ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり
 - ③ワーク・ライフ・バランスの推進

多分野・多職種が協働・連携し包括的に取り組む支援体制の強化

第5章 施策の展開



基本目標Ⅰ．幼児教育・保育環境が満たされるまち

(Ⅰ) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化

現状と課題

〔保育ニーズの変化への対応〕

- 本市においても、依然として出生数と子どもの人口の減少が続いている状況ですが、低年齢児の保育ニーズは引き続き高い状況にあります。アンケート結果からも、認定こども園を希望する人が増えていることが分かります。本市では、令和3年2月に策定した「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」に基づき、和田保育園保育室増設事業などにより低年齢児の受入規模の拡大を行いました。今後も、こうした保育ニーズに対応していくため、長期的な予測の下で、量を確保していくことが求められます。

〔施設の老朽化と配置バランスの改善〕

- 市内の保育所及び幼稚園については施設の老朽化が進んでいることから、各園への聴き取りを行いながら、必要な修繕等を進めています。一方で、地域によって子どもの人口の減少度合いに差があり、保育ニーズにも地域的な偏りがみられます。優先順位を正確に把握した上で必要な修繕を計画的に実施することが求められます。

〔就学前教育・保育現場における人材不足への対応〕

- 就学前教育・保育現場における人材不足は年々深刻化しています。一方で業務の負担軽減を図るべく、施設管理員の任用や現場におけるICTの活用を進めています。今後もニーズに対応し、質の高い就学前教育・保育を提供するためにも、職員の業務負担の軽減を図るとともに、亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、正規職員の確保を図ることが求められます。

①就学前教育・保育施設の再編と整備

- ◇ 子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズの変化に留意し、認定こども園を基本とした施設整備に取り組みます。
- ◇ 公立保育所、幼稚園及び認定こども園について、子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、既存施設について適切な改修等を行うとともに、施設の充実を図るための整備についても計画的に行います。
- ◇ 利用意向の上昇傾向が続く3歳未満の低年齢児について、既存施設や民間機能を活用し、受入規模の強化を図ります。

②就学前教育・保育施設の運営体制の強化

- ◇ 亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- ◇ 子どもを適切に受け入れることができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- ◇ 市が利用調整を行う私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を引き続き検討します。
- ◇ 保育士等の業務負担の軽減を図り、幼児教育・保育の質の向上を図るため、ICTを活用した業務改善を充実するとともに、保育士等の業務負担を支えるサポート職の配置を検討します。

(2) 亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践

現状と課題

〔子どもの育ちを促すツールの活用〕

- 子ども一人ひとりの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が不可欠です。本市では、保育士等への支援として訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図っています。また、「亀山市保幼認共通カリキュラム」、「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、保幼認小間の交流の機会を持ち、段差の少ない小学校への就学につなげています。

〔子どもの情操を育むための地域資源の活用〕

- 本市が有する歴史や自然等の豊かな地域資源の中で、各園の自然環境を生かした自然保育を取り入れ、実施しています。また、ファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジといった、本に親しむ機会づくりにも努めています。今後も、「亀山らしさ」を生かした活動が求められます。

〔職員のスキルアップ〕

- 就学前教育・保育においては、子どもと直接ふれあう職員の質の向上が不可欠です。このため、計画的な外部研修を実施するとともに、教育委員会と福祉部門を兼務する職員及び幼児教育推進員を配置し、園内の研修の充実及び、定期的巡回指導による指導力の強化に努めています。今後も、継続した取組によって、職員のスキルアップを図ることが求められます。

①質の高い教育・保育の提供

- ◇ 子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- ◇ 「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、関係機関との連携による切れ目のない一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- ◇ より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価の仕組みづくりを検討します。
- ◇ 保育所、幼稚園及び認定こども園において、安全計画に基づく施設や園外環境の安全点検、災害時の避難訓練の実施により、子どもの活動における安全確保のための取組を行います。
- ◇ 幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

②魅力ある教育・保育の充実

- ◇ 子どもが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験ができる活動に継続的に取り組めます。
- ◇ ファミリー読書リレーの実施や、市立図書館との連携によるかめやま電子図書館の活用により、子どもの読書習慣づくりを推進します。
- ◇ 子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- ◇ 子どもの成長段階に合わせた4段階の離乳食や一人ひとりの状況に配慮したアレルギー除去・代替食の提供に努めます。

③保育士等への支援体制の強化

- ◇ 保・幼・認・小が一体となった幼児教育研修会を行うほか、研修の機会を確保するなど、明確な目的を持った計画的な研修を実施します。
- ◇ C L M（チェック・リスト・in 三重）を有効に活用して保育士等への支援体制を充実させ、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。
- ◇ 教職員指導員の配置により園内研修の充実を図り、幼児教育推進員とともに、定期的巡回指導によって保育に関するアドバイス等の機会を増やすことにより、保育の質の向上及び指導力の強化に努めます。

(3) 多様な保育サービスの提供

現状と課題

[障がいのある子どもの保育の充実]

- 障がいのある子どもの保育を充実させるため、必要な介助員等を配置するとともに、医療的ケア児の入所に当たっては看護師を適切に配置し、対応しています。今後も、切れ目なく子どもを保育していくため、専門職による支援体制や連携強化を図ることが求められます。

[多様な保育ニーズへの対応]

- 様々な働き方に対応し、保育ニーズも多様化しています。本市では、私立保育所1園で休日保育を行っています。また、市内での病児保育は受入れがないものの、ファミリー・サポート・センターがその機能を担っています。アンケート結果からは、休日保育のニーズはやや減少しているものの、病児保育へのニーズは高まっていることがうかがえます。今後は、こうしたニーズに対応するため、必要な事業の実施を検討していくことが求められます。

①特別支援教育・障がい児保育体制の強化

- ◇ 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じ、専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- ◇ 医療的ケア児受入マニュアルに基づき、就園前から関係機関と連携し円滑に受入れを行うとともに、必要な職員の確保に努めます。
- ◇ 保育士等への支援として、引き続き訪問相談を行い、介助員への研修機会を確保し、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

②きめ細やかな保育サービスの提供

- ◇ 休日保育について、今後のニーズを把握し、実施体制の確保に努めます。
- ◇ 病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実現を目指します。

③多様な子育て援助機能の充実

- ◇ 保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- ◇ 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設のあり方を検討し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。
- ◇ 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）について、ニーズに応じた実施体制の確保に努めます。

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進

現状と課題

[切れ目のない相談・支援体制]

- 本市では、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に個々の発達や育児の悩みなどに対し、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行っています。また、各種健診などを通じ、発達が気になる子どもを早期支援につないでいます。今後も、連携を強化し、切れ目のない相談・支援体制の更なる充実・強化を図ることが求められます。

[障がいのある子ども及び家庭への支援体制]

- 障がいのある子どもに対しては、集団への適応や個別のニーズに対応できるよう、相談事業を行っています。療育事業としては、一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を考え、運動や遊びを中心に発達を促す課題を取り入れています。障がいのある子どもへの支援は、就学前教育・保育施設や学校のみならず、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ、更には卒業後も見据えた支援が必要であることから、切れ目のない支援のために、こうした機関との連携の下で支援体制を充実させていくことが求められます。

①配慮を必要とする子どもとその保護者への支援

- ◇ 臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、配慮を必要とする子どもとその保護者や園、学校、医療機関などの関係機関と連携し、情報共有などの支援体制を確保するとともに、職員の専門性の向上に努めます。
- ◇ 1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、希望者に対し、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行い、5歳児健康診査については就学に向けて支援が切れ目なくつながるよう実施方法を検討していきます。
- ◇ 園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- ◇ 教育と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校への就学が円滑に進むよう、相互の連携を図ります。
- ◇ 子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- ◇ 通級指導教室、特別支援学級それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」等に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供に努めます。

②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援

- ◇ 集団生活を送る上で支援が必要な子どもに対し、専門家による育ち相談や発達検査を行い保護者の相談に応じるとともに、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携し、児童発達支援体制の整備、充実を図ります。
- ◇ 支援を必要とする障がいのある子どもが、放課後等デイサービス等を利用できるよう、事業所への働きかけを行います。
- ◇ 障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係機関と連携した事業所への働きかけなど就労支援を充実させます。
- ◇ 特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付及び心身障がい者医療費助成などを行うとともに、制度の分かりやすい説明やスムーズな案内ができる体制を整え、障がいのある子どもを持つ世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり

現状と課題

〔家庭における子育て力の確保〕

- 本市では、地域子育て支援センターをはじめ、様々な機関を通じて、家庭での子育てに役立つ情報の提供や啓発活動、講座の開催などを進めています。ネット社会である現在、子育てに関する情報は大量にあるものの、アンケート結果からも「子育てに関して日ごろ悩んでいることや気になること」が多岐にわたることが分かります。引き続き、より多くの保護者の悩みや不安を軽減できるよう、相談体制を充実させることが求められます。

〔子育て世帯の孤立防止〕

- 子育てについては負担感や不安感も多いものの、同じような年代の子どもを持つ親同士が交流することで、それらの軽減に寄与することができます。地域子育て支援センターの利用者数も、コロナ禍の利用制限期間を経て回復傾向にあり、アンケート結果からも利用ニーズが高いことが分かります。一方、こうした交流、つながりを持ってない保護者・家庭は、地域の中で孤立することが懸念されます。孤立を防ぐためにも、支援の必要な家庭に対し、見守り、寄り添う支援が求められます。

①子育て世帯の子育て力の強化支援

- ◇ 子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間10選（実践）」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。
- ◇ ブックスタート、ファミリー読書リレーなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取組による親子の絆づくりを促進します。
- ◇ 公立保育所などで提供する給食の紹介、食に関する様々な情報を発信する食育だよりの配布や給食の献立の「亀山公式LINE」での発信などにより、食に関する意識啓発を行い、家庭での食習慣づくりを促します。
- ◇ 保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラット・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実し、その周知を行います。

②子育て世帯の交流支援

- ◇ 子育て世帯が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を引き続き進めるとともに、市立図書館でのサテライトの実施など、出前保育の充実を図ります。
- ◇ 「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◇ 地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動の情報提供を行います。

③子育て世帯の孤立の未然防止の取組

- ◇ 子育て世帯の抱える課題の複雑化・多様化により孤立を深めることがないように、こども家庭センターを中心とした支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて重層的な支援が活用できるよう、関係機関との連携を図ります。
- ◇ 赤ちゃん訪問や産後ケア事業などで家庭訪問を実施し、心身のケアや相談、育児のサポートを行うとともに、子育て世帯訪問支援事業に取り組み、子育て世帯の負担感や不安感の解消に努めます。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業の利用促進を図ることとて、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- ◇ 不登校、不登校傾向にある子どもを持つ保護者への支援として、教育支援センターを中心とした相談機会の拡充と情報提供に取り組みます。

(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実

現状と課題

〔子育てを支える支援の輪〕

- 今や子育ては親だけが担うのは難しく、地域社会が子育て世帯を支えることが重要です。本市では、ファミリー・サポート・センターにおける子育て支援員をはじめ、様々な子育てボランティアが子育て世帯を支援しています。今後も引き続き、子育てに関わる多様な主体の活動を促すとともに、連携強化を図ることが求められます。

〔子どもを見守り、育てる地域社会〕

- かつて子どもは「地域の宝」といわれてきましたが、地域との関係が希薄な子どもや子育て世帯が増加しています。本市では、各地域の特性を生かしながら、地域ごとに子どもを見守り、育成する取組が進められています。特に、放課後子ども教室は、高齢者との世代間交流を通じて、子どもの育ちを促しつつ、郷土意識を高める取組につながっています。今後も、地域の中で子どもが安心して過ごし、健全な育ちにつながるよう、地域の大人の意識を高め、活動を充実させていくことが求められます。

①子育て支援のすそ野の拡大

- ◇ 子育て支援員研修や中央公民館講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りで子育てを支えることのできる人材育成に努めるとともに、人材の活用についても検討します。
- ◇ 子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- ◇ レスパイト利用も可能とした、子育て短期支援事業の拡充に向けて児童養護施設などの協力機関との連携を図ります。

②子どもの健全育成活動の充実

- ◇ 就労等により保護者がいない家庭の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から全小学校区での放課後子ども教室を継続し、地域の教育力を生かして内容の充実を図ります。
- ◇ 地域のコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。
- ◇ 子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信をするとともに、中央公民館講座を継続して実施します。
- ◇ 児童健全育成活動の拠点となる児童センターを更に利用しやすい施設とするため、ニーズに合わせた活動の実施や施設の整備を進めます。
- ◇ 不登校や引きこもり等、生きづらさを抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実を図るとともに、福祉と教育との連携を密にし、青少年に対するきめ細かな支援を継続します。
- ◇ 青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安全・安心を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り活動等の充実を図ります。

基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

(1) 子どもの人権を守る取組の充実

現状と課題

[児童虐待の未然防止]

- 全国的には児童虐待の事案が後を絶たず、件数も年々増加しています。本市においては、虐待が疑われる場合に要保護児童等・DV対策地域協議会においてケース会議を開催し対応しており、令和2年度以降は、件数が減少する傾向にありますが、児童虐待の背景は複雑化・多様化しています。今後も、虐待につながるおそれのある育児不安などの要因を解消し、また、孤立を防ぐべく、支援の必要な家庭を発見するとともに、市民全体に対する意識醸成を図ることが求められます。

[複雑化する課題への対応]

- 子育て家庭を取り巻く課題は、他の福祉課題と同様、複雑化する傾向にある中で、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また、本市には外国につながる子どもを持つ家庭が多く、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みを抱えていることが考えられます。こうした様々な課題に対して、一人ひとりの子どもとその保護者に対し、寄り添う支援が求められます。

[子どもの人権尊重]

- 子どもは人格を持った一人の人間であり、その意見や行動を尊重することが大切です。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、その理念の最初で「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」を謳っています。次代を担う子どもたちが、将来にわたって幸福な生活を送れるよう、その基本となる人権意識を高めていくことが求められます。

①多様な生活環境にある子どもに対するきめ細かな支援

- ◇ 妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- ◇ 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、要支援・要保護児童のいる家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。
- ◇ 様々な課題が複雑化・多様化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ◇ 児童虐待に関する研修会や広報など様々な機会を通じて市民の理解と意識醸成を図ります。
- ◇ 外国につながる子どものいる家庭に対し、様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、インターネットや無料の専用アプリを用いて、電子版多言語広報「かめやまニュース」を配信するなど、情報提供の充実に努めます。
- ◇ 外国につながる子どものいる家庭において、小学校での生活や学習の仕方等、学校の仕組みについて学ぶ機会を提供するとともに、中学校においては、進学等の進路選択の幅を広げ、多様な学びの機会が得られるよう取り組みます。
- ◇ 日本語指導拠点校を指定し、通訳や外国人児童生徒教育支援員を配置することで円滑な学習支援や保護者支援に努めるとともに、多言語での文書作成等に努めます。
- ◇ ヤングケアラーの実態把握を継続して実施するとともに、支援を必要とする子どもに対する相談・支援の機会を拡充させます。
- ◇ 要支援・要保護児童のいる家庭や、家事・育児等に不安を抱える子育て家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等による家庭支援を行います。
- ◇ 対面でのコミュニケーションや外出が難しく、生きづらさを抱える人と社会とのつながりづくりに向け、個人を特定されず参加できるオンラインの居場所・相談の機会づくりを進めます。

②子どもの人権を守る意識の醸成

- ◇ オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- ◇ 子どもに関わる園などの職員への研修や人権出前講座の開催などによる人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。

(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保

現状と課題

〔経済的・文化的な貧困に関する課題への対応〕

- 経済的に困窮している家庭に対しては、様々な支援制度があります。本市でも生活困窮者支援事業の中で給付金の支給などを行っていますが、支援制度利用者のアンケート結果でも奨学金制度についての認知度は高まっているものの、依然として「知らない」人も多いことが分かります。経済的な困窮や文化的な貧困に関わる課題のある子育て世帯を適切な支援につなげる必要があります。

〔貧困の連鎖を断ち切る学習機会の提供〕

- 「貧困の連鎖」を生み出す原因の一つに、学習機会が十分に提供されないことがあると考えられ、支援制度利用者のアンケート結果でも、塾や習い事に通っていない理由として「経済的に余裕がないから」が最も高くなっています。本市では、就学援助対象家庭に対する学習支援を実施するほか、NPO団体による学習支援が行われています。今後も、継続した取組を進めていくことが求められます。

〔経済的・文化的な貧困に起因する孤立の防止〕

- 子育て世帯の経済的な困窮は、社会的な孤立によって増幅するおそれをはらんでいます。アンケート結果からは、経済的・文化的な貧困にかかわらず、地域との関わりは希薄化していることがうかがえます。本市では、課題を抱える世帯をコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)につなげるための「つながるシート」を活用し、包括的な相談支援体制を展開しています。今後も、必要な人を必要な支援につなげるネットワークの強化が求められます。

施策の方向性

①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実

- ◇ 子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困に関わる課題を抱える世帯を把握し、こども家庭センターでの子ども総合相談につなげます。
- ◇ 課題を抱える子育て家庭の自立支援に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しながら、生活の困り事や家計状況の整理、就労に向けた準備支援等を一体的に提供する生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。
- ◇ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用しながら、学校や教育支援センターを中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◇ 学校内に不登校児童生徒のための居場所をつくり、多様な学びを保障するなど、不登校児童生徒への校内支援体制の整備を図ります。

②就学・進学に関する相談体制の充実

- ◇ 円滑な就学につなげられるよう、亀山市保幼認小接続カリキュラムの実践を図るとともに、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。
- ◇ 全ての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら学習支援事業の充実を図るとともに、夜間中学在籍生徒への就学支援を行います。

③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり

- ◇ 地域で潜在化している課題を抱える子育て家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との多機関連携による支援が提供できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した包括的な相談支援体制づくりを進めます。

(3) 自立した生活基盤づくりへの支援

現状と課題

〔経済的・文化的な貧困からの脱却〕

- 経済的・文化的な貧困により自立的な生活を送れない家庭に対しては、生活面、学習面、保護者の就労支援の面など、多面的な支援を複合的に提供し、自立支援へとつなげる取組を行っています。支援制度利用者のアンケート結果からも、就学費用の軽減を求める声や子ども食堂を利用したいとする声は多く、支援が必要な家庭に対する継続的かつ伴走的な支援が求められます。

〔制度の周知の必要性〕

- 生活困窮に関する支援は様々な制度があるものの、十分に認知されていない現状があります。支援制度利用者のアンケート結果からも、就学援助制度や貸付金制度を十分知らない層があることが分かります。こうした世帯の特性として、社会的な関わりが少なく、情報を得る経路が限られることが挙げられることから、今後は、アウトリーチなどによって制度の周知を進めることが求められます。

①生活支援の充実

- ◇ 経済的な困窮のみならず、文化的な貧困も含めた家庭の生活自立を支援するため関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇ ひとり親世帯等に関する様々な制度改正等に迅速に対応しつつ、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助機能の活用を促します。
- ◇ 児童扶養手当などの制度に基づく給付や、ひとり親家庭等への医療費助成制度など、経済的な困窮家庭に対する福祉、教育などに関する支援策を継続するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。

②就労に関する支援の充実

- ◇ ハローワークとの連携により、保護者の就労支援を充実させるとともに、ひとり親家庭等が資格等の取得によって安定的な職業に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度の積極的な活用を促しつつ職業訓練等の機会の充実を図ります。

③食から支える子ども食堂の充実

- ◇ 経済的・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂にながれるよう支援します。

④各種支援制度の周知強化と利用促進

- ◇ ひとり親家庭等の経済的自立と子どもの福祉増進を図るため、三重県母子父子寡婦福祉資金制度等の相談や支援などを行います。
- ◇ 支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実

現状と課題

[出産までの切れ目のない支援]

- 妊娠が分かった時点から、切れ目ない支援を行うため、本市では、令和6年4月から母子保健と児童福祉の両機能を一体化した「亀山市こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期までの子どもに関するあらゆる相談をワンストップで受け付け、そのニーズを的確に把握し、必要な支援や関係機関等につなぐソーシャルワーク機能の強化に努めています。今後は、健診や予防接種といった母子保健事業をはじめ、妊婦への包括相談や産後ケア事業なども含め、切れ目なく母子の健康をサポートする体制づくりの充実が求められます。

[安心して子育てするための情報提供]

- 出産・子育てについて、初産の場合は特に不安が付きまとうものです。そうした不安や悩みの相談に応じつつ、適切な情報提供をすべく、赤ちゃん訪問や育児相談、各種教室を開催しています。妊娠・出産等を通じて、子育てを家族で協力して行うきっかけづくりに向けて、引き続き、情報を提供し、意識を高めていくことが求められます。

[出産の希望実現に向けた支援]

- 妊娠・出産への希望を持ちながらも、様々な問題からそれが叶わなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。本市では、不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及を図るとともに、不妊・不育症治療費の一部助成を実施しています。また、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進も重要です。

施策の方向性

①妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実

- ◇安全で安心して妊娠・出産でき、産後の育児まで途切れることなく必要な支援が提供できるよう、母子保健機能と医療機能の連携を強化し、体制整備に努めます。
- ◇全ての妊産婦に対し伴走型の包括的な相談支援体制を構築するとともに、こども家庭センターにおいて特に孤独感や不安感を抱く妊婦やその配偶者に対し、サポートプランを作成し、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう取り組みます。
- ◇子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。

- ◇ 妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業の拡充を検討するとともに、妊娠・出産に係る精神的な面を含めた健康支援に取り組みます。
- ◇ 妊婦教室やパパママ教室を充実させ、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- ◇ 乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るため、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- ◇ 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。

②安心して子育てのできる意識と環境づくり

- ◇ 離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて様々な情報提供を行うとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、個々のニーズに応じた支援や情報提供を行います。
- ◇ 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- ◇ 子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- ◇ 限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。
- ◇ 子ども医療費助成などの経済的支援制度について、国や近隣市町の動向を注視しつつ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、これらの支援制度の利用促進及び利便性の向上を図りながら、児童に対する手当の支給や妊婦のための支援を行います。

③出産の希望を支える支援

- ◇ 不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、県の助成に加え治療費の一部を助成します。
- ◇ 不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。
- ◇ 将来の健やかな妊娠や出産につなげるため、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送れるよう、性別を問わずプレコンセプションケアを推進します。

(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援

現状と課題

[居場所としての保育所や放課後児童クラブ]

- 保育所や放課後児童クラブは、親の就労を支える保育サービスであるという面がある一方、子どもにとっては生活の場であり、居場所であるという面もあります。特に、学童期の居場所については、子どもが友だち関係を深める場でもあり、地域社会の中で見守り、育まれる場でもあります。全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取り組む必要があります。

[ワーク・ライフ・バランスの実現]

- 子育て世帯にとって、子育てと仕事の両立を図ることは必要不可欠な課題です。令和4年4月から施行された「改正育児・介護休業法」では、特に男性の育休取得に向けた企業側の支援が義務化され、両立支援に向けた取組が進みました。一方で、まだまだ社会的な長時間労働の慣習が抜けず、子育てが一方に偏るという状況もあります。子育ては、男女ともに行うという気運が高まる中、企業や地域社会に対し、意識啓発を進めていくことが求められます。

施策の方向性

①親の就労を支える保育サービスの提供

- ◇ 待機児童の解消を目指し、低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受入体制づくりを進めます。
- ◇ 保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、利用ニーズを適切に把握しつつ、休日保育を実施するとともに、病児・病後児保育の実施に向けた体制整備を進めます。

②放課後を豊かに過ごす居場所づくり

- ◇ 保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能及び夏休みなど長期休業時の居場所を確保するとともに、放課後児童クラブについて安全・安心に過ごすことができる場所としての施設整備に取り組みます。
- ◇ 子どもが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、各地域のニーズや特性に合わせて放課後児童クラブの特徴を生かした付加価値づくりと連携方策を検討します。
- ◇ 支援を必要とする子どもの個々の状況に応じた発達支援を行い、安全・安心に自分らしく過ごすことができるよう、放課後等デイサービス事業などによる居場所を確保します。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◇ 子育て世帯が就労しながら協力して子育てを行えるよう、企業等において、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進を図るため、育児等に対応するための柔軟な働き方の導入等に関して企業等に働きかけを行います。
- ◇ パパママ教室やパパとあそぼうなどのイベントを充実させ、男女がともに育児に参画することの重要性を周知・啓発します。
- ◇ マタニティ・ハラスメント等が発生しないよう、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、正しい知識の共有、啓発を行います。

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置付けられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」を定めます。

本市では、原則として市域全体を1区域として「量の見込み」と「確保の内容」を定めますが、放課後児童健全育成事業のみ3つの中学校区を提供区域とします。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

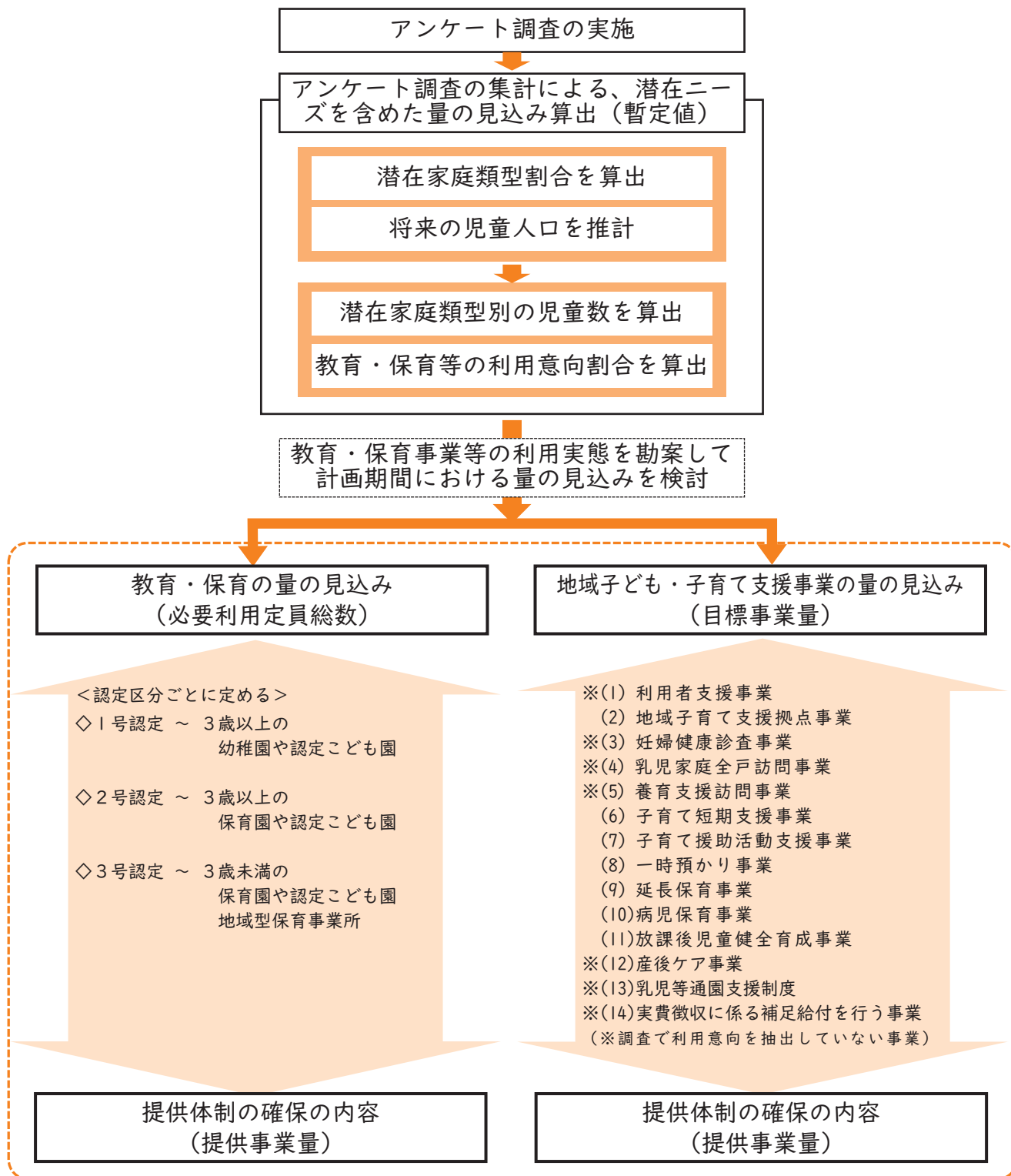
対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	保育園、幼稚園、認定こども園	市全域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
	(6) 子育て短期支援事業	市全域
	(7) 子育て援助活動支援事業	市全域
	(8) 一時預かり事業	市全域
	(9) 延長保育事業	市全域
	(10) 病児保育事業	市全域
	(11) 放課後児童健全育成事業	中学校区
	(12) 産後ケア事業	市全域
	(13) 乳児等通園支援制度	市全域
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

2. 必要利用数の見込みの算出

(1) 算出の手順

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の内容」を定めることになっています。

本計画においては、次の要領で「量の見込み」と「確保の内容」を設定します。



(2) 計画期間中の子ども数の推計

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間における子どもの人口については、令和2年から令和6年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口を元に、コーホート変化率法によって次のとおり推計します。

なお、0歳児人口については、大きく減少した令和5年の影響を排除して推計しています。

(人)

総 数	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
	実績値					推計値				
0 歳	342	359	361	263	303	330	328	324	322	319
1 歳	420	361	371	366	294	321	349	347	343	341
2 歳	409	428	372	366	380	300	327	355	353	349
3 歳	454	410	432	368	362	379	299	326	354	352
4 歳	457	456	414	433	378	366	383	302	330	358
5 歳	483	461	459	413	441	381	369	386	304	333
0～5 歳計	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,077	2,055	2,040	2,006	2,052
比率	5.2%	5.0%	4.9%	4.5%	4.4%	4.2%	4.2%	4.2%	4.1%	4.2%
6 歳	468	488	471	451	416	444	384	372	389	305
7 歳	487	473	491	469	451	418	446	385	374	391
8 歳	478	498	476	494	467	454	421	449	388	377
9 歳	519	477	504	472	491	466	454	421	448	388
10 歳	509	521	474	501	471	490	465	453	420	447
11 歳	484	513	526	477	504	474	494	469	456	423
6～11 歳計	2,945	2,970	2,942	2,864	2,800	2,746	2,664	2,549	2,475	2,331
比率	5.9%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.6%	5.4%	5.2%	5.1%	4.8%
全年齢計	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,078	48,976	48,850	48,711	48,558

(3) 潜在家庭類型別の子どもの割合の算出

各事業の「量の見込み」については、家庭類型別に子どもの数を出し、家庭類型別の利用意向率を掛け合わせて算出します。これは、例えば、両親ともフルタイムの家庭と、どちらか一方の親が家事専業である家庭とでは、保育その他の事業のニーズも異なり、事業によっては利用対象外となるためです。

家庭類型は、将来の就労希望も含めた「潜在家庭類型」を用いることとし、その区分は次のとおりです。

家族類型タイプ	父母の有無と就労状況による区分
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプF	無職×無職

アンケート調査結果に基づき、子どもの年齢ごとに潜在家庭類型ごとの割合を算出すると次のとおりとなります。

	就学前 (0～5歳)					小学生 (1～6年)
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	
タイプA	6.5% (6.5%)	6.3% (6.1%)	4.6% (4.6%)	8.1% (8.1%)	6.5% (6.5%)	9.6% (9.5%)
タイプB	42.5% (38.3%)	55.6% (52.7%)	50.0% (45.1%)	37.8% (34.2%)	38.2% (33.6%)	35.1% (32.1%)
タイプC	29.7% (30.2%)	20.1% (18.2%)	32.2% (33.3%)	33.8% (33.6%)	30.4% (31.7%)	19.7% (22.4%)
タイプC'	6.4% (6.2%)	2.1% (2.0%)	2.6% (2.0%)	7.4% (6.7%)	8.4% (8.3%)	23.7% (22.0%)
タイプD	14.8% (18.7%)	16.0% (20.9%)	9.9% (14.4%)	12.8% (17.4%)	16.4% (19.7%)	12.0% (13.9%)
タイプE	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.7% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプE'	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプF	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.2%)	0.0% (0.0%)

() 内はアンケート結果に基づく現状家庭タイプの割合

(4) 保育利用率の設定

年齢別の保育利用率について、次のとおり設定します。

① 0歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	330	328	324	322	319
利用児童数（人）	149	148	146	145	144
保育利用率	45.2%	45.1%	45.1%	45.0%	45.1%

② 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	321	349	347	343	341
利用児童数（人）	174	189	188	186	185
保育利用率	54.2%	54.2%	54.2%	54.2%	54.3%

③ 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	300	327	355	353	349
利用児童数（人）	209	227	247	245	243
保育利用率	69.7%	69.4%	69.6%	69.4%	69.6%

④ 3歳以上児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	1,126	1,051	1,014	988	1,043
利用児童数（人）	1,109	1,035	999	972	1,027
教育利用	411	383	370	360	380
保育利用	698	652	629	612	647
施設利用率	98.5%	98.5%	98.5%	98.4%	98.5%
教育利用率	36.5%	36.4%	36.5%	36.4%	36.4%
保育利用率	62.0%	62.0%	62.0%	61.9%	62.0%

3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 1号認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。主な利用施設は、幼稚園、認定こども園（教育利用）です。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	411	383	370	360	380
1号認定（幼稚園型）	267	249	240	234	247
2号認定（幼稚園希望）	144	134	130	126	133
確保の内容②	674	539	489	489	439
幼稚園	380	245	195	195	130
認定こども園	294	294	294	294	309
②－①	263	156	119	129	59

(参考)

純粋な1号認定①'	267	249	240	234	247
②－①'	407	290	249	255	192

(施設数の想定)

市内の施設数（か所）	8	8	7	7	7
幼稚園	4	4	3	3	2
認定こども園	4	4	4	4	5

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入れが可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方で、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっていることから、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、令和8年度から段階的に定員の削減を行います。

一方で、子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズを踏まえ、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(2) 2号認定

子どもが満3歳以上で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）ですが、一時預かり事業（預かり保育）を実施する幼稚園の利用も想定します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	698	652	629	612	647
確保の内容②	939	939	939	939	999
保育所	642	642	642	642	642
認定こども園	297	297	297	297	357
②－①	241	287	310	327	352

（参考）

必要利用数の見込み①'＝①＋③	842	786	759	738	780
2号認定（幼稚園希望）③	144	134	130	126	133
②－①'	97	153	180	201	219

（施設数の想定）

市内の施設数（か所）	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入れが可能となっており、必要利用数は、確保の内容に比べて余裕がある状況となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもが幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、受入れが可能と考えられます。

このような状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(3) 3号認定

子どもが3歳未満で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業です。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 0歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	149	148	146	145	144
確保の内容②	87	87	87	87	144
特定教育・保育施設	77	77	77	77	123
保育所	47	47	47	47	75
認定こども園	30	30	30	30	48
家庭的保育事業(小規模保育)	6	6	6	6	12
認可外保育施設	4	4	4	4	9
②－①	△62	△61	△59	△58	0

② 1歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	174	189	188	186	185
確保の内容②	176	176	176	176	220
特定教育・保育施設	157	157	157	157	191
保育所	112	112	112	112	119
認定こども園	45	45	45	45	72
家庭的保育事業(小規模保育)	11	11	11	11	17
認可外保育施設	8	8	8	8	12
②－①	2	△13	△12	△10	35

③ 2歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	209	227	247	245	243
確保の内容②	247	247	247	247	278
特定教育・保育施設	219	219	219	219	244
保育所	152	152	152	152	152
認定こども園	67	67	67	67	92
家庭的保育事業(小規模保育)	13	13	13	13	19
認可外保育施設	15	15	15	15	15
②－①	38	20	0	2	35

(再掲) 0～2歳児計

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	532	564	581	576	572
確保の内容②	510	510	510	510	642
特定教育・保育施設	453	453	453	453	558
保育所	311	311	311	311	346
認定こども園	142	142	142	142	212
家庭的保育事業(小規模保育)	30	30	30	30	48
認可外保育施設	27	27	27	27	36
②－①	△22	△54	△71	△66	70

(施設数の想定)

市内の施設数(か所)	19	19	19	19	21
特定教育・保育施設	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5
家庭的保育事業(小規模保育)	2	2	2	2	3
認可外保育施設	2	2	2	2	2

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、0歳児及び1歳児については、必要利用数の見込みに対し、確保の内容が不足する状況となっています。2歳児については、現状の各施設の利用状況により、必要利用数の受入れが可能となっています。

こうした状況を踏まえ、低年齢児の受入れに必要な規模の拡大ができるよう、保育士の確保による既存施設の活用や認定こども園の整備を検討する等により必要利用数の確保を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供に当たっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営等に配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。また、保護者の利便性向上等を図るため、必要に応じて給付方法等の見直しを検討します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

① こども家庭センター

子どもと保護者を対象に、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようサポートします。併せて、妊娠届出時から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【対象者】

子ども及び保護者等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の利用者支援事業を継続して行います。
 令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する支援給付と併せ、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供、相談等の伴走型の相談支援を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	990	984	972	966	957
確保の内容②	990	984	972	966	957
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象者】

妊産婦及びその配偶者等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』により算出した値を基本に、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 妊娠期から出産・子育て期まで身近な場所で相談に応じ、切れ目なく子育てをサポートする伴走型の相談支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人回／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,621	1,712	1,749	1,736	1,720
確保の内容②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①	379	288	251	264	280
施設数（か所）	5	5	5	5	5

【対象者】

乳幼児及びその保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠・出産期を保つため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時、必要に応じた処置及び経過観察につなげます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	5,280	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
確保の内容②	5,280	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数(人)	330	328	324	322	319
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象者】

妊娠期にある女性、及び産後概ね1か月までの女性

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦健診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦健診の回数の14回と、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦健診 本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全ての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	330	328	324	322	319
確保の内容②	330	328	324	322	319
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数(人)	330	328	324	322	319
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象者】

概ね生後4か月までの乳児及びその保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、全ての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

【対象者】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

②子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	336	336	336	336	336
確保の内容②	0	84	168	252	336
②－①	△336	△252	△168	△84	0

【対象者】

食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童及び保護者等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 令和8年度からの事業実施に向けて、実施手法など具体的な準備を進めます。

令和8年度以降 事業を実施します。

③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状態等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	24	24	24	24	24
確保の内容②	0	0	24	24	24
②－①	△24	△24	0	0	0

【対象者】

親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている保護者及びその児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から8年度まで 令和9年度からの事業実施に向けて、事業の実施形態・手法と事業者（委託先）の確保について検討します。

令和9年度以降 事業を実施します。

④ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	33	33	33	33	33
確保の内容②	0	0	0	33	33
②－①	△33	△33	△33	0	0

【対象者】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある主に学齢期以降の児童及びその保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から9年度まで 令和10年度からの事業実施に向けて、事業実施の手法と事業者（委託先）の確保等について検討します。

令和10年度以降 事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において、一時的に養育又は必要な保護を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	55	54	54	53	54
確保の内容②	55	54	54	53	54
②－①	0	0	0	0	0
施設数（か所）	9	9	9	9	9
小規模児童養護施設（市内）	1	1	1	1	1
委託施設数（市外）	8	8	8	8	8

【対象者】

児童又は親子等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 市外の児童養護施設8か所への委託により、受入体制を確保します。

令和8年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

幼児や小学生等を持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
確保の内容②	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
②－①	0	0	0	0	0

（参考）

援助会員（人）	103	106	108	111	114
利用会員（人）	292	300	307	314	329

【対象者】

概ね6か月から小学校6年生までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員の増加に努めます。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園型

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	12,675	11,831	11,414	11,122	11,741
確保の内容②	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
②－①	3,165	4,009	4,426	4,718	4,099

(参考)

実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
認定こども園	3	3	3	3	3

【対象者】

3歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

② 保育所等での一時預かり（①以外）

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,135	1,136	1,134	1,117	1,136
確保の内容②	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240
②－①	2,105	2,104	2,106	2,123	2,104

（参考）

実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
保育所	2	2	2	2	2
その他の施設	0	0	0	0	0

【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	114	113	112	110	113
確保の内容②	91	91	91	91	117
②－①	△23	△22	△21	△19	4

（参考）

実施施設数（か所）	7	7	7	7	9
保育所	4	4	4	4	5
認定こども園	2	2	2	2	3
小規模保育所	1	1	1	1	1

【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から10年度まで 現在の提供体制により確保を図ります。
令和11年度 保育所、認定こども園の提供体制を1か所増やして実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	571	565	561	551	564
確保の内容②	580	580	580	580	580
病児・病後児保育事業	480	480	480	480	480
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100
②－①	9	15	19	29	16

【対象者】

0歳児から5歳児までの児童

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 保育所1か所で提供体制を確保します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施するとともに提供体制の充実を図ります。

(II) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 亀山中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	297	286	272	260	237
1年生	92	82	75	75	60
2年生	66	76	67	62	62
3年生	58	50	58	51	47
4年生	45	41	36	41	36
5年生	20	21	19	16	19
6年生	16	16	17	15	13
確保の内容②	340	340	340	340	340
②－①	43	54	68	80	103

② 中部中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	378	358	335	334	312
1年生	103	88	83	96	74
2年生	85	83	70	67	78
3年生	57	57	55	47	45
4年生	56	56	56	54	46
5年生	49	45	45	44	44
6年生	28	29	26	26	25
確保の内容②	451	451	451	451	451
②－①	73	93	116	117	139

③ 関中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	101	101	101	96	90
1年生	24	21	25	20	17
2年生	18	21	18	22	18
3年生	17	15	17	15	17
4年生	16	16	14	15	13
5年生	17	16	16	13	15
6年生	9	12	11	11	10
確保の内容②	104	104	104	104	104
②－①	3	3	3	8	14

(再掲) 全中学校区計

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	776	745	708	690	639
1年生	219	191	183	191	151
2年生	169	180	155	151	158
3年生	132	122	130	113	109
4年生	117	113	106	110	95
5年生	86	82	80	73	78
6年生	53	57	54	52	48
確保の内容②	895	895	895	895	895
②－①	119	150	187	205	256

施設数（支援の単位：か所）	24	24	24	24	24
亀山中学校区	9	9	9	9	9
中部中学校区	12	12	12	12	12
関中学校区	3	3	3	3	3

【対象者】

小学生

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』によって算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保します。

令和8年度以降 必要利用数の動向に注意しながら必要な提供体制の確保に努めます。

(12) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象者】

産後1年未満の産婦

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度以降 これまで同様、産後ケアを必要とする全ての母親を対象に助産師が家庭訪問を行い、心身のケアや相談、育児のサポート等を行うとともに、実施方法の拡充について検討します。

(13) 乳児等通園支援事業

保育所等に入所していない3歳未満の子どもに対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通して養育環境などを把握し、子育てについての情報提供、助言などを行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み(必要定員)①	10	10	11	10	10
確保の内容②	0	8	8	8	10
②－①	△10	△2	△3	△2	0

【対象者】

6か月から満3歳未満の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 事業実施に必要な制度設計等を行います。

令和8年度以降 提供体制の確保に努めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対し、その一部を補助することによって、円滑な就学前教育・保育等や子ども・子育て支援事業等の利用を促し、全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的として実施します。

- ① 低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ② 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

【対象者】

- ① 0歳児から5歳児までの児童
- ② 3歳児から5歳児までの児童

【提供体制の確保の内容と実施時期】

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当する全ての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めています。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスを供給できる体制を整えることで、子育て世帯が安心して子どもを育てながら、暮らしていける環境の実現を目指します。

そのため、市の各部局の連携はもとより、「亀山市子ども・子育て会議」を通じた関係機関等との連携を密にすることで関係者間での情報共有を図り、子どもにとっての最善の利益につながるよう、計画の実現を目指します。

また、本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進に当たっては、その量の確保と同時に質の向上が図られるよう、認可や確認における市の関与に際して、適切な指導、助言などを行います。

2 計画の進行管理

本計画を適切に進行管理していくため、「亀山市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の検証を行い、それに基づいて、具体的な事業計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる効果的な計画推進に取り組みます。

参考資料

策定経過

亀山市子ども・子育て会議 委員名簿

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	上田 ゆかり	鈴鹿大学こども教育学部	学識経験を有する者
副会長	宮崎 つた子	三重県立看護大学看護学部	
委員	井上 千春	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
	福永 磨子	社会福祉法人 松風福祉会 亀山愛児園	
	石地 貴之	亀山市学童保育連絡協議会	
	岩田 由貴子	子育て支援「かめのこ」	
	小坂 みゆき	亀山市小中学校長会	
	諸岡 亮太	公立幼稚園 保護者、亀山市 PTA 連合会	保護者
	櫻井 エリカ	公立保育園 保護者	
	金谷 浩幸	亀山商工会議所	市長が必要と認める者
	村山 瞳	連合三重亀山地域協議会	
	上村 孝典	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	
	横山 素子	亀山市立亀山東幼稚園	市職員
	河戸 知美	亀山市立関認定こども園アスレ	

亀山市子ども・子育て会議 開催経過

開催日	検討事項等
令和5年11月28日	- 計画策定の概要 - 市民意向の把握 - 子ども・子育て（ヤングケアラー）実態調査 アンケート調査等の実施方針
12月26日	アンケート調査について（調査票の検討）
令和6年6月2日	- 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について - アンケート調査の結果について - 第3期子ども・子育て支援事業計画について
10月3日	- 計画の骨子（案）について - 量の見込みについて
11月28日	- 施策の展開について - 量の見込みと確保の内容について
令和7年1月30日	第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

亀山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策について調査審議する。

(令 5 条例 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 市職員

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(令 5 条例 23・一部改正)

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年亀山市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和 5 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 20 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

用語	解説	初出
英数字		
1号認定	満3歳以上の就学前子どもに対する幼児教育のみ（保育の必要性なし）の認定。	75
2号認定	満3歳以上の就学前子どもに対する保育の必要性の認定。	76
3号認定	満3歳未満の就学前子どもに対する保育の必要性の認定。	77
C L M（チェック・リスト・in 三重）	三重県立小児診療センターあすなろ学園が作成した発達チェックリストで、発達障害の早期支援をするための手法の1つ。	51
D V	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。	60
あ行		
預かり保育	幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動。本計画においては、幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業と区別するために表現している場合もある。	41
育児休業（制度）	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に基づく制度で、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、子が原則1歳になるまで（1歳6か月まで延長する場合もあり）の間、育児休業をすることができる。令和6年の法改正により、所定外労働の制限対象が小学校就学前までに拡大され、短時間勤務の代替措置としてテレワークの導入が努力義務となった。	13
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用したり、痰の吸引を行ったりすることが日常的に必要な子どものこと。	52
か行		
確認	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所などが国の財政支援の対象となるために、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、運営基準を満たしている場合に、「子ども・子育て支援法」に基づいて市町村から受けるもの。	34
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当する。	4
コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	72
こども家庭センター	これまで子育て世代包括支援センター（主に母子保健面の支援）と子ども家庭総合支援拠点（主に児童福祉面の支援）が有してきた機能を引き続き生かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援の提供を行うもの。	46
こども基本法	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律。	1

用語	解説	初出
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育事業等への給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の実施、地域のニーズに基づく計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定等が規定されている。	1
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を行うとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。	1
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。生後 6 か月から 3 歳までのこどもが利用できるとされている。	19
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、教育の機会均等を図ることなどを目的とする法律。	1
さ行		
自己肯定感	ありのままの自分を肯定し、好意的に受け止めることができる感覚のこと。	45
次世代育成支援行動計画	平成 17 年から 10 年間の時限立法として制定された後、延長、再延長された次世代育成支援対策推進法に基づく計画で、国、自治体、事業主が策定することとなっている。亀山市においては、「子育て安心プラン」として策定した後、本計画に組み込んでいる。	1
市町村子どもの貧困対策計画	「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において規定される、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画。	1
児童館	児童厚生施設の 1 つで、子どもに健全な遊びを与えることで、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。	94
児童の権利に関する条約	1989 年に国連で採択され、日本では 1994 年に批准された条約。この条約は、18 歳未満を児童と定義し、児童の人権の尊重や保護の促進を目指したもの。	44
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うこと。	55
児童養護施設	保護者のいない子どもや、家庭での生活環境などのために養護を必要とする子どもが入所し、養護されることで、子どもの心身の健やかな成長と自立を支援する機能を持った施設。	40
た行		
待機児童	保育の必要性の認定（2 号又は 3 号認定）を受け、保育所等の利用申し込みがされているものの、利用していない児童のこと。ただし、他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望して待機している場合等は除く。	1
地域型保育事業	原則 20 人以下の少人数単位で、0～2 歳の子どものみを保育する事業であり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業者内保育の 4 タイプがある。	34

用語	解説	初出
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした教育・保育施設。	77
特定子ども・子育て支援施設等	子どものための教育・保育給付の対象外施設等で、幼児教育・保育の無償化の対象施設等として、市町村長の確認を受けた施設等。	51
な行		
認可外保育施設	乳児、幼児を保育する施設のうち、児童福祉施設として児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。都道府県知事への届出が必要。	34
認定こども園	保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。	9
は行		
ひとり親家庭等自立促進計画	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に規定される、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を定める計画。	1
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期期間中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を図るとともに、放課後等の居場所を提供するサービス。	54
母子保健推進員	市長から委嘱を受け、子育て中の人の身近な相談役として、安心して子育てができるように子育て家庭を見守る支援ボランティア。	39
ま行		
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する委員を主任児童委員という。	59
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。	44
要支援児童	児童福祉法第6条の3第5項で定義付けられた、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どものこと。	61
要保護児童	児童福祉法第6条の3第8項で定義付けられた、保護者のない子ども、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どものこと。	61
ら行		
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きのこと。	59
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。	7
わ行		
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	46

第3期 亀山市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

編集：亀山市子ども未来部

子ども政策課 子ども総務グループ

〒519-0164

三重県亀山市羽若町 545 番地

総合保健福祉センターあいあい 内

TEL：0595-84-3315 FAX：0595-82-8180

E-mail：kodomosomu@city.kameyama.mie.jp

